新潟県港湾工事標準仕様書

平成 ２５年 ４月

平成 10 年 10 月　　一部改訂
平成 11 年 12 月　　一部改訂
平成 12 年　4 月　　一部改訂
平成 14 年　4 月　　一部改訂
平成 14 年　8 月　　一部改訂
平成 19 年　4 月　　一部改訂
平成 24 年　4 月　　一部改訂
平成 25 年　4 月　　一部改訂

新 潟 県 交 通 政 策 局

目　次

（その１）冊子
１．新潟県港湾工事標準仕様書(本編)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－１

（その２）冊子
２．港湾工事監督要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１

３．港湾工事監督技術基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３－１

４．港湾工事品質管理基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４－１

５．港湾工事出来形管理基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５－１

６．港湾工事写真管理基準(案)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６－１

７．工事用標識等設置要領(案)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７－１

新潟県港湾工事標準仕様書

（ そ の １ ）

１．新潟県港湾工事標準仕様書
（本編）

平成 10 年 3 月 2 日制定
平成 10 年 4 月 1 日施行

平成 10 年 10 月	一部改訂
平成 11 年 12 月	一部改訂
平成 12 年 4 月	一部改訂
平成 14 年 4 月	一部改訂
平成 14 年 8 月	一部改訂
平成 19 年 4 月	一部改訂
平成 24 年 4 月	一部改訂
平成 25 年 4 月	一部改訂

１．港湾工事標準仕様書(本編)

目　　次

第１編　　共　通　編

第１章　　総　則

第１節　総　則

１－１－１　適　用 1- 19
１－１－２　用語の定義 1- 19
１－１－３　設計図書の照査等 1- 23
１－１－４　工　程　表 1- 23
１－１－５　施工計画書 1- 23
１－１－６　CORINSへの登録 1- 24
１－１－７　監　督　員 1- 25
１－１－８　現場技術員 1- 25
１－１－９　工事用地等の使用 1- 25
１－１－10　工事の着手 1- 26
１－１－11　工事の下請負 1- 26
１－１－12　施工体制台帳 1- 27
１－１－13　受注者相互の協力 1- 27
１－１－14　調査・試験に対する協力 1- 27
１－１－15　工事の一時中止 1- 28
１－１－16　設計図書の変更 1- 29
１－１－17　工期変更 1- 29
１－１－18　支給材料及び貸与品 1- 30
１－１－19　工事現場発生品 1- 30
１－１－20　建設副産物 1- 31
１－１－21　工事材料の品質 1- 31
１－１－22　監督員による検査(確認を含む)及び立会 1- 32
１－１－23　数量の算出及び完成図 1- 33
１－１－24　品質証明 1- 33
１－１－25　工事完成検査 1- 34
１－１－26　既済部分検査等 1- 35

１－１－27　臨時検査 1- 35
１－１－28　部分使用 1- 36
１－１－29　施工管理 1- 36
１－１－30　履行状況報告 1- 37
１－１－31　工事関係者に対する措置請求 1- 37
１－１－32　工事中の安全確保 1- 37
１－１－33　爆発及び火災の防止 1- 40
１－１－34　後片付け 1- 41
１－１－35　事故報告 1- 41
１－１－36　環境対策 1- 41
１－１－37　文化財の保護 1- 44
１－１－38　交通安全管理 1- 44
１－１－39　施工管理 1- 46
１－１－40　諸法令の遵守 1- 46
１－１－41　官公庁への手続き等 1- 50
１－１－42　施工時期及び施工時間の変更 1- 50
１－１－43　工事測量 1- 51
１－１－44　提出書類 1- 51
１－１－45　不可抗力による損害 1- 52
１－１－46　特許権等 1- 52
１－１－47　保険の付保及び事故の補償 1- 53
１－１－48　臨機の措置 1- 53
１－１－49　公共工事等における新技術活用の促進 1- 53

第２章　材　料

第１節　適　用 1- 54

第２節　土

２－２－１　一般事項 1- 54

第３節　石　材　等

２－３－１　一般事項 1- 54
２－３－２　砂 1- 54

２－３－３　砂利、砕石 1- 55
２－３－４　石 1- 55
第４節　骨　材
２－４－１　一般事項..... 1- 55
２－４－２　セメントコンクリート用骨材..... 1- 56
２－４－３　路 盤 材..... 1- 56
２－４－４　アスファルトコンクリート用骨材..... 1- 56
２－４－５　フィラー..... 1- 56
２－４－６　安定処理路盤材..... 1- 56
第５節　木　材
２－５－１　一般事項..... 1- 56
第６節　鋼　材
２－６－１　一般事項..... 1- 56
２－６－２　鋼矢板及び鋼杭..... 1- 56
２－６－３　鋼板及び形鋼等..... 1- 56
２－６－４　棒　鋼..... 1- 57
２－６－５　控　工..... 1- 57
２－６－６　コンクリート舗装用鋼材..... 1- 59
第７節　セメント及び混和材料
２－７－１　セメント..... 1- 59
２－７－２　混和材料..... 1- 59
２－７－３　コンクリート用水..... 1- 59
第８節　セメントコンクリート製品
２－８－１　一般事項..... 1- 59
第９節　瀝青材料
２－９－１　舗装用アスファルト材..... 1- 60
２－９－２　プライムコート及びタックコート..... 1- 60
第10節　芝樹木等
２－10－１　一般事項..... 1- 60
２－10－２　芝及び種子..... 1- 60
２－10－３　植　木　等..... 1- 60

第11節　目地材料

２－11－１　目　地　材..... 1- 60
２－11－２　コンクリート舗装用目地材..... 1- 60

第12節　防食材料

２－12－１　アルミニウム合金陽極..... 1- 60
２－12－２　防食塗装..... 1- 61
２－12－３　被覆防食材料..... 1- 61

第13節　防　舷　材

２－13－１　ゴム防舷材..... 1- 61

第14節　係　船　柱

２－14－１　係　船　柱..... 1- 63

第15節　車止め・縁金物

２－15－１　車止め・縁金物..... 1- 63

第16節　マ　ッ　ト

２－16－１　アスファルトマット..... 1- 64
２－16－２　繊維系マット..... 1- 64
２－16－３　合成樹脂系マット..... 1- 64
２－16－４　ゴムマット..... 1- 64

第17節　コンクリート

２－17－１　一般事項..... 1- 65
２－17－２　レディーミクストコンクリート..... 1- 65
２－17－３　コンクリートミキサー船..... 1- 65
２－17－４　現場練りコンクリート..... 1- 65
２－17－５　暑中コンクリート 1- 65
２－17－６　寒中コンクリート..... 1- 65
２－17－７　水中コンクリート..... 1- 65
２－17－８　袋詰コンクリート..... 1- 65
２－17－９　水中不分離性コンクリート..... 1- 65
２－17－10　プレパックドコンクリート..... 1- 65
２－17－11　コンクリート舗装..... 1- 66

第18節　アスファルトコンクリート
２－18－１　アスファルト舗装..... 1- 66
第19節　そ　の　他
２－19－１　ペーパードレーン..... 1- 66
２－19－２　路　盤　紙..... 1- 66
２－19－３　防砂目地板（裏込・裏埋工）..... 1- 66
２－19－４　区画線及び道路標示..... 1- 66
２－19－５　道路標識..... 1- 66
２－19－６　防　護　柵..... 1- 66
２－19－７　溶　接　材..... 1- 66
２－19－８　ガス切断材..... 1- 67
２－19－９　汚濁防止膜..... 1- 67

第３章　　共通仮設
第１節　適　用..... 1- 68
第２節　汚濁防止膜工
３－２－１　一般事項..... 1- 68
３－２－２　水質汚濁防止膜..... 1- 68

第４章　　無筋・鉄筋コンクリート
第１節　適　用..... 1- 69
第２節　適用すべき諸基準..... 1- 69
第３節　レディーミクストコンクリート
４－３－１　一般事項..... 1- 69
４－３－２　工場の選定..... 1- 69
４－３－３　配　　合..... 1- 69
第４節　コンクリートミキサー船
４－４－１　一般事項..... 1- 70
４－４－２　コンクリートミキサー船の選定..... 1- 70
第５節　現場練りコンクリート
４－５－１　一般事項..... 1- 70

４－５－２　材料の貯蔵..... 1- 71
４－５－３　材料の計量及び練混ぜ..... 1- 71
第６節　運搬打設工
４－６－１　一般事項..... 1- 71
４－６－２　準　備..... 1- 71
４－６－３　運　搬..... 1- 71
４－６－４　打　設..... 1- 71
４－６－５　締　固　め..... 1- 71
４－６－６　沈下ひびわれに対する処置..... 1- 71
４－６－７　打　継　目..... 1- 71
４－６－８　表面仕上げ..... 1- 71
４－６－９　養　生..... 1- 72
第７節　暑中コンクリート
４－７－１　一般事項..... 1- 72
４－７－２　施　工..... 1- 72
４－７－３　養　生..... 1- 72
第８節　寒中コンクリート
４－８－１　一般事項..... 1- 72
４－８－２　施　工..... 1- 73
４－８－３　養　生..... 1- 73
第９節　コンクリートの品質管理
４－９－１　一般事項..... 1- 73
４－９－２　試験方法..... 1- 73
第10節　鉄　筋　工
４－10－１　一般事項..... 1- 73
４－10－２　貯　蔵..... 1- 73
４－10－３　加　工..... 1- 73
４－10－４　組立て..... 1- 73
４－10－５　継　手..... 1- 73
第11節　型枠及び支保工
４－11－１　一般事項..... 1- 74

４－11－２　構　造 1- 74
４－11－３　組立て 1- 74
４－11－４　取外し 1- 74

第12節　水中コンクリート

４－12－１　一般事項 1- 74
４－12－２　施　工 1- 74
４－12－３　品質管理 1- 74

第13節　袋詰コンクリート

４－13－１　一般事項 1- 74
４－13－２　施　工 1- 74

第14節　水中不分離性コンクリート

４－14－１　一般事項 1- 75
４－14－２　材料の貯蔵 1- 75
４－14－３　コンクリートの製造 1- 75
４－14－４　運搬打設 1- 75
４－14－５　品質管理 1- 75

第15節　プレパックドコンクリート

４－15－１　一般事項 1- 75
４－15－２　施工機器 1- 75
４－15－３　施　工 1- 76
４－15－４　品質管理 1- 76

第５章　　一般施工

第１節　適　用 1- 77
第２節　適用すべき諸基準 1- 77

第３節　共通的工種

５－３－１　一般事項 1- 77
５－３－２　共通事項 1- 78
５－３－３　排砂管設備工 1- 82
５－３－４　土運船運搬工 1- 82
５－３－５　揚土土捨工 1- 82

５－３－６　圧密・排水工 1- 82
５－３－７　締　固　工 1- 84
５－３－８　固　化　工 1- 86
５－３－９　洗掘防止工 1- 89
５－３－10　中　詰　工 1- 89
５－３－11　蓋コンクリート工 1- 90
５－３－12　蓋ブロック工 1- 90
５－３－13　鋼矢板工 1- 91
５－３－14　控　工 1- 91
５－３－15　鋼　杭　工 1- 93
５－３－16　コンクリート杭工 1- 93
５－３－17　防　食　工 1- 93
５－３－18　路　床　工 1- 95
５－３－19　コンクリート舗装工 1- 95
５－３－20　アスファルト舗装工 1- 95
５－３－21　植　生　工 1- 95

第４節　土　捨　工

５－４－１　一般事項 1- 95
５－４－２　排砂管設備工 1- 96
５－４－３　土運船運搬工 1- 96
５－４－４　揚土土捨工 1- 96

第５節　海上地盤改良工

５－５－１　一般事項 1- 96
５－５－２　床　掘　工 1- 96
５－５－３　排砂管設備工 1- 98
５－５－４　土運船運搬工 1- 98
５－５－５　揚土土捨工 1- 98
５－５－６　置　換 1- 98
５－５－７　圧密・排水工 1- 98
５－５－８　締　固　工 1- 98
５－５－９　固　化　工 1- 98

第６節　基　礎　工

５－６－１　一般事項 1- 99
５－６－２　基礎盛砂工 1- 99
５－６－３　洗掘防止工 1- 99
５－６－４　基礎捨石工 1- 99
５－６－５　袋詰コンクリート工 1- 99
５－６－６　基礎ブロック工 1- 99
５－６－７　水中コンクリート工 1-100
５－６－８　水中不分離性コンクリート工 1-100

第７節　本体工（ケーソン式）

５－７－１　一般事項 1-100
５－７－２　ケーソン製作工 1-100
５－７－３　ケーソン進水据付工 1-101
５－７－４　中　詰　工 1-101
５－７－５　蓋コンクリート工 1-101
５－７－６　蓋ブロック工 1-101

第８節　本体工（ブロック式）

５－８－１　一般事項 1-101
５－８－２　本体ブロック製作工 1-101
５－８－３　本体ブロック据付工 1-101
５－８－４　中詰　工 1-101
５－８－５　蓋コンクリート工 1-101
５－８－６　蓋ブロック工 1-101

第９節　本体工（場所打式）

５－９－１　一般事項 1-102
５－９－２　場所打コンクリート工 1-102
５－９－３　水中コンクリート工 1-103
５－９－４　プレパックドコンクリート工 1-103
５－９－５　水中不分離性コンクリート工 1-103

第10節　本体工（捨石・捨ブロック式）

５－10－１　一般事項 1-103

５－10－２　洗掘防止工 1-103
５－10－３　本体捨石工 1-103
５－10－４　捨ブロック工 1-103
５－10－５　場所打コンクリート工 1-104
第11節　本体工（鋼矢板式）
５－11－１　一般事項 1-104
５－11－２　鋼矢板工 1-104
５－11－３　控　工 1-104
第12節　本体工（コンクリート矢板式）
５－12－１　一般事項 1-104
５－12－２　コンクリート矢板工 1-104
５－12－３　控　工 1-105
第13節　本体工（鋼杭式）
５－13－１　一般事項 1-105
５－13－２　鋼　杭　工 1-105
第14節　本体工（コンクリート杭式）
５－14－１　一般事項 1-105
５－14－２　コンクリート杭工 1-105
第15節　被覆・根固工
５－15－１　一般事項 1-105
５－15－２　被覆石工 1-105
５－15－３　袋詰コンクリート工 1-105
５－15－４　被覆ブロック工 1-106
５－15－５　根固ブロック工 1-106
５－15－６　水中コンクリート工 1-106
５－15－７　水中不分離性コンクリート工 1-106
５－15－８　サンドマスチック工 1-106
第16節　上　部　工
５－16－１　一般事項 1-106
５－16－２　上部コンクリート工 1-106
５－16－３　上部ブロック工 1-107

第17節　付　属　工

５－17－１　一般事項 1-108
５－17－２　係船柱工 1-108
５－17－３　防　舷　材 1-113
５－17－４　車止・縁金物工 1-114
５－17－５　防　食　工 1-115
５－17－６　付属設備工 1-116

第18節　消　波　工

５－18－１　一般事項..... 1-116
５－18－２　洗掘防止工..... 1-116
５－18－３　消波ブロック工..... 1-116

第19節　裏込・裏埋工

５－19－１　一般事項..... 1-116
５－19－２　裏　込　工..... 1-116
５－19－３　裏　埋　工..... 1-117
５－19－４　裏埋土工..... 1-118

第20節　陸上地盤改良工

５－20－１　一般事項..... 1-118
５－20－２　圧密・排水工..... 1-118
５－20－３　締　固　工..... 1-118
５－20－４　固　化　工..... 1-118

第21節　土　工

５－21－１　一般事項..... 1-118
５－21－２　掘　削　工..... 1-118
５－21－３　盛　土　工..... 1-119
５－21－４　路床盛土工..... 1-119
５－21－５　排水処理工..... 1-119
５－21－６　伐　開　工..... 1-119
５－21－７　法　面　工..... 1-119

第22節　舗　装　工

５－22－１　一般事項..... 1-119

５－22－２　路　床　工..... 1-120
５－22－３　コンクリート舗装工..... 1-120
５－22－４　アスファルト舗装工..... 1-120
第23節　維持補修工
５－23－１　一般事項..... 1-120
５－23－２　維持塗装工..... 1-120
５－23－３　防　食　工..... 1-122
第24節　構造物撤去工
５－24－１　一般事項..... 1-122
５－24－２　取壊し工..... 1-122
５－24－３　撤　去　工..... 1-122
第25節　仮　設　工
５－25－１　一般事項 1-124
５－25－２　仮設鋼矢板工 1-124
５－25－３　仮設鋼管杭・鋼管矢板工 1-124
５－25－４　仮設道路工 1-124
第26節　雑　工
５－26－１　一般事項 1-124
５－26－２　現場鋼材溶接工 1-124
５－26－３　現場鋼材切断工 1-126
５－26－４　その他雑工 1-126

第２編　　港　湾　編
第１章　　航路、泊地、船だまり
第１節　適　用..... 1-127
第２節　適用すべき諸基準..... 1-127
第３節　浚　渫　工
１－３－１　一般事項..... 1-127
１－３－２　ポンプ浚渫工..... 1-127
１－３－３　グラブ浚渫工..... 1-127
１－３－４　硬土盤浚渫工..... 1-128

１－３－５　岩盤浚渫工..... 1-128
１－３－６　バックホウ浚渫工..... 1-128
第４節　土　捨　工..... 1-128
第５節　埋　立　工
１－５－１　一般事項..... 1-128
１－５－２　余水吐工..... 1-129
１－５－３　固　化　工..... 1-129
１－５－４　埋　立　工..... 1-129
１－５－５　排砂管設備工..... 1-130
１－５－６　土運船運搬工..... 1-130
１－５－７　揚土埋立工..... 1-130
１－５－８　埋立土工..... 1-130

第２章　　防波堤、防砂堤、導流堤
第１節　適　用..... 1-131
第２節　適用すべき諸基準..... 1-131
第３節　海上地盤改良工..... 1-131
第４節　基　礎　工..... 1-131
第５節　本体工（ケーソン式）..... 1-131
第６節　本体工（ブロック式）..... 1-131
第７節　本体工（場所打式）..... 1-132
第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）..... 1-132
第９節　本体工（鋼矢板式）..... 1-132
第10節　本体工（コンクリート矢板式）..... 1-132
第11節　本体工（鋼杭式）..... 1-132
第12節　本体工（コンクリート杭式）..... 1-132
第13節　被覆・根固工..... 1-132
第14節　上　部　工..... 1-132
第15節　消　波　工..... 1-132
第16節　維持補修工..... 1-133
第17節　構造物撤去工..... 1-133

第18節　雑　工 1-133

第３章　　防　潮　堤
第１節　適　用 1-134
第２節　適用すべき諸基準 1-134
第３節　海上地盤改良工 1-134
第４節　基　礎　工 1-134
第５節　本体工（ケーソン式） 1-134
第６節　本体工（ブロック式） 1-134
第７節　本体工（場所打式） 1-135
第８節　本体工（鋼矢板式） 1-135
第９節　本体工（コンクリート矢板式） 1-135
第10節　被覆・根固工 1-135
第11節　上　部　工 1-135
第12節　消　波　工 1-135
第13節　陸上地盤改良工 1-135
第14節　土　工 1-135
第15節　舗　装　工 1-135
第16節　維持補修工 1-135
第17節　構造物撤去工 1-136
第18節　仮　設　工 1-136
第19節　雑　工 1-136

第４章　　護岸、岸壁、物揚場
第１節　適　用 1-137
第２節　適用すべき諸基準 1-137
第３節　海上地盤改良工 1-137
第４節　基　礎　工 1-137
第５節　本体工（ケーソン式） 1-137
第６節　本体工（ブロック式） 1-138

第７節　本体工（場所打式） 1-138
第８節　本体工（捨石・捨ブロック式） 1-138
第９節　本体工（鋼矢板式） 1-138
第10節　本体工（コンクリート矢板式） 1-138
第11節　本体工（鋼杭式） 1-138
第12節　本体工（コンクリート杭式） 1-138
第13節　被覆・根固工 1-138
第14節　上　部　工 1-138
第15節　付　属　工 1-139
第16節　消　波　工 1-139
第17節　裏込・裏埋工 1-139
第18節　陸上地盤改良工 1-139
第19節　土　工 1-139
第20節　舗　装　工 1-139
第21節　維持補修工 1-139
第22節　構造物撤去工 1-139
第23節　仮　設　工 1-139
第24節　雑　工 1-139

第５章　　桟橋、係船杭
第１節　適　用 1-140
第２節　適用すべき諸基準 1-140
第３節　海上地盤改良工 1-140
第４節　本体工（鋼杭式） 1-140
第５節　本体工（コンクリート杭式） 1-140
第６節　上　部　工 1-140
第７節　付　属　工 1-141
第８節　舗　装　工 1-141
第９節　維持補修工 1-141
第10節　構造物撤去工 1-141
第11節　雑　工 1-141

第６章　　臨港道路
第１節　適　用 1-142
第２節　適用すべき諸基準 1-142
第３節　土　工 1-142
第４節　道路舗装工
６－４－１　一般事項..... 1-142
６－４－２　路　床　工..... 1-142
６－４－３　コンクリート舗装工 1-142
６－４－４　アスファルト舗装工 1-142
６－４－５　道路付属工..... 1-142
第５節　緑 地 工
６－５－１　一般事項..... 1-144
６－５－２　植生工..... 1-144

第３編　　海 岸 編
第１章　　堤防、防潮堤、護岸
第１節　適　用 1-145
第２節　適用すべき諸基準 1-145
第３節　海上地盤改良工 1-145
第４節　基　礎　工 1-145
第５節　本体工（ケーソン式） 1-145
第６節　本体工（ブロック式） 1-146
第７節　本体工（場所打式） 1-146
第８節　本体工（鋼矢板式） 1-146
第９節　本体工（コンクリート矢板式） 1-146
第10節　被覆・根固工 1-146
第11節　上　部　工 1-146
第12節　消　波　工 1-146
第13節　裏込・裏埋工 1-146
第14節　陸上地盤改良工 1-147

第15節　土　工 1-147
第16節　舗　装　工 1-147
第17節　維持補修工 1-147
第18節　構造物撤去工 1-147
第19節　仮　設　工 1-147
第20節　雑　工 1-147

第２章　　突　堤
第１節　適　用 1-148
第２節　適用すべき諸基準 1-148
第３節　海上地盤改良工 1-148
第４節　基　礎　工 1-148
第５節　本体工（ケーソン式） 1-148
第６節　本体工（ブロック式） 1-149
第７節　本体工（場所打式） 1-149
第８節　本体工（捨石・捨ブロック式） 1-149
第９節　本体工（鋼矢板式） 1-149
第10節　本体工（コンクリート矢板式） 1-149
第11節　本体工（鋼杭式） 1-149
第12節　本体工（コンクリート杭式） 1-149
第13節　被覆・根固工 1-149
第14節　上　部　工 1-149
第15節　消　波　工 1-150
第16節　陸上地盤改良工 1-150
第17節　土　工 1-150
第18節　舗　装　工 1-150
第19節　維持補修工 1-150
第20節　構造物撤去工 1-150
第21節　仮　設　工 1-150
第22節　雑　工 1-150

第３章　離 岸 堤
第１節　適　用 1-151
第２節　適用すべき諸基準 1-151
第３節　海上地盤改良工 1-151
第４節　基　礎　工 1-151
第５節　本体工（ケーソン式） 1-151
第６節　本体工（ブロック式） 1-151
第７節　本体工（場所打式） 1-152
第８節　本体工（捨石・捨ブロック式） 1-152
第９節　被覆・根固工 1-152
第10節　上　部　工 1-152
第11節　消　波　工 1-152
第12節　構造物撤去工 1-152

第４章　樋門・水(閘)門
第１節　適　用 1-153
第２節　適用すべき諸基準 1-153
第３節　海上地盤改良工 1-153
第４節　基　礎　工 1-153
第５節　付　属　工 1-153
第６節　土　工 1-153
第７節　維持補修工 1-154
第８節　構造物撤去工 1-154
第９節　仮　設　工 1-154
第10節　雑　工 1-154

第５章　養　浜
第１節　適　用 1-155
第２節　適用すべき諸基準 1-155
第３節　土　捨　工 1-155
第４節　土　工 1-155

第１編　共 通 編

第１章　総　　則

第１節　総　　則

１－１－１　適　　用

1.　新潟県港湾工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、新潟県が発注する港湾工事、港湾海岸工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る、工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。なお、この仕様書に定めのない事項は新潟県土木工事標準仕様書を適用する。

2.　受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「港湾工事監督要綱」及び「土木**工事検査**要綱」(以下「監督要綱」及び「検査要綱」という。)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。

3.　**契約図書**は相互に補完し合うものとし、契約書及び**設計図書**のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

4.　**特記仕様書**、図面、標準仕様書の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は**監督員**に**確認**して**指示**を受けなければならない。

5.　**設計図書**は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は(　)内を非SI単位とする。

1－1－2　用語の定義

1.　**建設工事請負基準約款**とは、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号、以下「財務規則」という。)第78条に基づき、新潟県が発注する建設工事(建設業法第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ)の請負契約に関する約定を定めたものをいう。(以下、この標準仕様書において「約款」という。)

2.　**建設工事執行規程**とは、財務規則第225条に基づき新潟県が建設工事の執行に必要な手続等を規定したものをいう。（以下、この標準仕様書において「規程」という。）

3.　**監督員**とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に**通知**した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の**監督員**を選任した場合には1-1-7第1項の各号に規定した者を総称していう。

4.　**契約図書**とは、契約書及び**設計図書**をいう。

5.　**設計図書**とは、**設計書**、図面、仕様書、質問回答書をいう。

6.　**設計書**とは、工事数量総括表をいう。

7.　仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。

8.　標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9.　**特記仕様書**とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

10.　質問回答書とは、入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する**書面**をいう。

11.　図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を**契約図書**及び**監督員**の**指示**に従って作成され、**監督員**が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

12.　**指示**とは、**監督員**が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について**書面**により示し、実施させることをいう。

13.　**承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは**監督員**又は受注者が**書面**により同意することをいう。

14.　**協議**とは、**書面**により**契約図書**の**協議**事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

15.　**提出**とは、**監督員**が受注者に対し、又は受注者が**監督員**に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

16.　**提示**とは、**監督員**が受注者に対し、又は受注者が**監督員**に対し工事に係

わる**書面**またはその他の資料を示し、説明することをいう。

17.　**報告**とは、受注者が**監督員**に対し、工事の状況または結果について**書面**をもって知らせることをいう。

18.　**通知**とは、発注者または**監督員**と受注者または現場代理人の間で、**監督員**が受注者に対し、又は受注者が**監督員**に対し、工事の施工に関する事項について、**書面**をもって知らせることをいう。

19.　**連絡**とは、**監督員**と受注者または現場代理人の間で、**監督員**が受注者に対し、または受注者が**監督員**に対し、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日**書面**による**連絡**内容の伝達は不要とする。

20.　**納品**とは、受注者が**監督員**に工事完成時に成果品を納めることをいう。

21. **電子納品**とは、**電子成果品**を**納品**することをいう。

22.　**書面**とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したもの及び新潟県CALSシステム上で決済処理された電磁的記録を有効とする。

（１）緊急を要する場合は、ファクシミリまたはＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な**書面**と差し換えるものとする。

（２）**電子納品**を行う場合は、別途**監督員**と**協議**するものとする。

23.　**工事写真**とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

24.　**工事帳票**とは、**施工計画書**、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して**提出**される非定型の資料をいう。

25.　**工事書類**とは、**工事写真**及び**工事帳票**をいう。

26.　**工事完成図書**とは、工事完成時に**納品**する成果品をいう。

27.　**電子成果品**とは、電子的手段によって発注者に**納品**する成果品となる電子データをいう。

28.　**工事関係書類**とは、**契約図書**、契約関係書類、**工事書類**、及び**工事完成図書**をいう。

29.　**確認**とは、**契約図書**に示された事項について、**監督員**、**検査職員**または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

30.　**立会**とは、**契約図書**に示された項目について、**監督員**が臨場により、その内容について**契約図書**との整合を確かめることをいう。

31.　**段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階について、**監督員**が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。

32.　**工事検査**とは、**検査職員**が約款第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。

33.　**検査職員**とは、約款第32条第2項の規定に基づき、**工事検査**を行うために発注者が定めた者をいう。

34.　**臨時検査**とは、約款第50条の規定に基づき、発注者が工事の中途において行う検査をいい、工事完成後では**確認**が困難となるなど、被覆される部分等について行い、請負代金等の支払を伴うものではない。

35.　**同等以上の品質**とは、品質について、**設計図書**で指定する品質、または**設計図書**に指定がない場合には、**監督員**が**承諾**する試験機関の品質**確認**を得た品質または、**監督員**の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

36.　工期とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

37.　工期開始日とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期をいう。

38.　工事着手日とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む)の初日をいう。

39.　工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

40.　本体工事とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

41.　仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

42.　工事区域とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区

域をいう。

43.　現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。

44.　SIとは、国際単位系をいう。

45.　現場発生品とは、工事の施工により現場に副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

46.　JIS規格とは、日本工業規格をいう。

1－1－3　設計図書の照査等

1.　受注者からの要求があり、**監督員**が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書、港湾工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。

2.　受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる**設計図書**の照査を行い、該当する事実の有無を報告するとともに、事実がある場合は、**監督員**にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は**監督員**から更に詳細な説明又は**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3.　受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、およびその他の図書を**監督員**の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1－1－4　工　程　表

受注者は、約款第3条第1項に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、発注者に**提出**しなければならない。

1－1－5　施工計画書

1.　受注者は、工事現場着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を**監督員**に**提出**しなければならない。

受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。また、**監督員**がその他の項目について補足を求めた場合には、追記す

るものとする。ただし、受注者は簡易な工事および緊急を要する工事においては**監督員**の**承諾**を得て**施工計画書**の**提出**を省略することができる。

(1)　工事概要
(2)　計画工程表
(3)　現場組織表
(4)　指定機械
(5)　主要船舶・機械
(6)　主要資材
(7)　施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
(8)　施工管理計画
(9)　安全管理
(10)　緊急時の体制及び対応
(11)　交通管理(水上交通を含む)
(12)　環境対策
(13)　現場作業環境の整備
(14)　再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
(15)　その他

2.　受注者は、**施工計画書**の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を**提出**しなければならない。

3.　受注者は、**施工計画書**を**提出**した際、**監督員**が**指示**した事項については、さらに詳細な**施工計画書**を**提出**しなければならない。

1－1－6　ＣＯＲＩＮＳへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための**確認**のお願い」を作成し、**監督員**の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

登録対象は工事請負代金500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工

事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容**確認**書」が受注者に届いた際には、速やかに**監督員**に**提示**しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できる。

1－1－7　監　督　員

1.　当該工事における**監督員**の権限は、約款第10条第2項に規定する事項であり、同条第3項に基づく複数の**監督員**を置いた場合の各々の**監督員**の職務は次の各号に示すとおりとする。

(1)　総括**監督員**(当該業務を担当する工務課長等)
　　監督要綱第2条第1項第1号に示す業務

(2)　主任**監督員**(当該業務の設計者)
　　監督要綱第2条第1項第2号に示す業務

2.　**監督員**がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は**監督員**が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日**書面**により**監督員**と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

1－1－8　現場技術員

受注者は、**設計図書**で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

(1)　受注者は、現場技術員が**監督員**に代わり現場に臨場し、**立会**等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類(計画書、**報告**書、データ、図面等)の**提出**に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。た

(2)　現場技術員は、約款第10条に規定する**監督員**ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、**監督員**から受注者に対する**指示**または、**通知**等を現場技術員を通じて行うことがある。

　また、受注者が**監督員**に対して行う**報告**または**通知**は、現場技術員を通じて行うことができる。

1－1－9　工事用地等の使用

1.　受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者

の注意をもって維持・管理するものとする。

2. **設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)および型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は**設計図書**の定めまたは**監督員**の**指示**に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1－1－10　工事の着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約の日から起算して7日以内に着手しなければならない。

1－1－11　工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1)　受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

(2)　下請負者が新潟県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。

(3)　下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

1－1－12　施工体制台帳

1.　受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額(当該下請契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる場合、(監第430号･平成7年8月30日)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを**監督員**に**提出**しなければならない。

2.　第１項の受注者は、(監第430号･平成7年8月30日)に従って、各下受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに**監督員**に**提出**しなければならない。

3.　第１項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第１項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

4.　第１項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに**監督員**に**提出**しなければならない。

1－1－13　受注者相互の協力

受注者は、約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1－1－14　調査・試験に対する協力

1.　受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、**監督員**の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。

2.　受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

(1)　調査票等に必要事項を正確に記入し、調査機関に**提出**する等必要な協力

をしなければならない。

(2)　調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3)　正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

(4)　対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3.　受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

1－1－15　工事の一時中止

1.　発注者は、約款第21条第1項及び第2項の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1－１－48臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1)　埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

(2)　関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

(3)　工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合

(4)　設計変更に時間を要する場合

(5)　約款第17条に規定する工事用地等が確保されない場合

(6)　災害等により工事の続行が不適当及び不可能となった場合

(7)　積雪多量のため工事を続行することが不可能となった場合

(8)　工事に必要な道路が交通止となり、資材、労務等輸送が不可能となった場合

2.　発注者は、受注者が**契約図書**に違反し又は**監督員**の**指示**に従わない場合等、

監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3.　前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1－1－16　設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた**協議**内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1－1－17　工期変更

1.　約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約変更前に工期変更**協議**の対象であるか否かを**監督員**と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前**協議**」という。）ものとし、**監督員**はその結果を受注者に**通知**するものとする。

2.　受注者は、約款第19条第6項、第20条に基づき**設計図書**の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、**協議**開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

3.　受注者は、約款第21条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前**協議**おいて工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、**協議**開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

4.　受注者は、約款第16条7項、約款第18条1項、約款第22条、約款第23条2項に基づき工期の延長・短縮等を求める場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、**協議**開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

1－1－18　支給材料及び貸与物件

1.　受注者は、支給材料及び貸与物件の提供を受けた場合は、約款第16条第8項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2.　受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3.　受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、支給材料精算書を**監督員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。
4.　受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める「新潟県土木部建設機械貸付規程」(昭和53年3月1日、県告示第405号)に基づいて処置しなければならない。
5.　受注者は、約款第16条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに**監督員**に**提出**しなければならない。
6.　約款第16条第1項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**又は**監督員**の**指示**によるものとする。
7.　受注者は、約款第16条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、**監督員**の**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
8.　受注者は、支給材料及び貸付物件の修理等を行う場合、事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。
9.　受注者は、支給材料及び貸付物件を他の工事に流用してならない。
10.　支給材料及び貸付物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1－1－19　工事現場発生品

1.　受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、**設計図書**または**監督員**の**指示**する場所で**監督員**に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、**監督員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。
2.　受注者は、第１項以外のものが発生した場合、**監督員**に**連絡**し、**監督員**が

引き渡しを**指示**したものについては、**監督員**の**指示**する場所で**監督員**に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、**監督員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

1－1－20　建設副産物

1.　受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあっては、**監督員**と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあたっては、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

2.　受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに**監督員**に**提示**しなければならない。

3.　受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4.　受注者は、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、**施工計画書**に含め**監督員**に**提出**しなければならない。

5.　受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、**施工計画書**に含め**監督員**に**提出**しなければならない。

6.　受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に**提出**しなければならない。

7.　受注者は、500万円以上の建設工事において、工事が完了した際に「再資源化等完了**報告**書」の**提出**をしなければならない。

1－1－21　工事材料の品質

第２章材料による。

1－1－22　監督員による検査(確認を含む)及び立会等

1.　受注者は**設計図書**に従って**監督員**の**立会**が必要な場合は、あらかじめ**監督員**に**連絡**しなければならない。

2.　**監督員**は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において**立会**し、または資料の**提示**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。また、**提示**した資料の提出を求めることができる。

3.　受注者は、**監督員**による検査(**確認**を含む)及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、**監督員**が製作工場において**立会**および**監督員**による検査(**確認**を含む)を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4.　**監督員**による検査(**確認**を含む)及び**立会**の時間は、**監督員**の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると**監督員**が認めた場合はこの限りではない。

5.　受注者は、約款第10条第2項第3号、第14条第2項又は第15条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、**監督員**の**立会**を受け、材料検査(**確認**を含む)に合格した場合にあっても、約款第18条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

6.　**段階確認**は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

(1)　受注者は、港湾工事監督技術基準に定めた工種の施工段階において、**段階確認**を受けなければならない。

(2)　受注者は、施工計画書に**段階確認**に関する概要を記載するとともに、事前に**段階確認**願(種別、細別、施工予定時期等)を**監督員**に**提出**しなければならない。また、**監督員**から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。

(3)　受注者は、**段階確認**に臨場するものとし、**監督員**の**確認**を受けた**書面**を、工事完成時までに**監督員**へ**提出**しなければならない。

(4)　受注者は、**監督員**に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7.　**監督員**は、**設計図書**に定められた**段階確認**において臨場を机上とすること

ができる。この場合において、受注者は、**監督員**に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

1－1－23　数量の算出及び完成図

1.　受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2.　受注者は、出来形測量の結果を基に、「数値基準」及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を**監督員**に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、「港湾工事施工管理基準」の規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

1－1－24　品質証明

受注者は、**設計図書**で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

(1)　品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成、既済部分、**臨時検査**をいう。以下同じ。)の事前に品質**確認**を行い、検査時にその結果を所定の様式により**提出**しなければならない。

(2)　品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、**検査職員**が検査時(完成・既済部分・**臨時検査**)に**立会**を求めた場合、品質証明員は検査に**立会**わなければならない。

(3)　品質証明は、**契約図書**及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

(4)　品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、**監督員**の**承諾**を得た場合はこの限りでない。

(5)　品質証明員を定めた場合、受注者は**書面**により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を**監督員**に**提出**しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

1－1－25　工事完成検査

1.　受注者は、約款第32条の規定に基づき、履行届を**監督員**に**提出**しなければ

ならない。

2.　受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により**提出**することができる。

3.　受注者は、履行届を**監督員**に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1)　**設計図書**(追加、変更**指示**も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。

(2)　約款第18条第1項の規定に基づき、**監督員**の請求した改造が完了していること。

(3)　**設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事**報告**書等の資料の整備がすべて完了していること。

(4)　契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

4.　発注者は、**工事検査**に先立って、**監督員**を通じて受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

5.　**検査職員**は、**監督員**及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1)　工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ。

(2)　工事管理状況について、書類、記録及び写真等。

6.　**検査職員**は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。

7.　受注者は、当該工事完成検査については、1－1－22第3項の規定を準用する。

1－1－26　既済部分検査等

1.　受注者は、約款第38条第2項の部分払の**確認**の請求を行った場合、又は、約款第39条の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2.　受注者は、約款第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、**監督員**に**提出**しなければならない。

3.　**検査職員**は、**監督員**及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1)　工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ。

(2)　工事管理状況について、書類、記録及び写真。

4.　受注者は、**検査職員**の**指示**による修補については、前条の第6項の規定に従うものとする。

5.　受注者は、当該既済部分検査については、1－1－22第3項の規定を準用する。

6.　発注者は、既済部分検査に先立って、**監督員**を通じて受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

7.　受注者は、約款第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に中間前払金認定請求書及び履行状況報告書を作成し、**監督員**に**提出**しなければならない。

1－1－27　臨時検査

1.　受注者は、約款第50条に基づき、発注者が必要と認め行う**臨時検査**を受けなければならない。

2.　**臨時検査**対象工種は「土木**工事検査**要綱」によるものとする。

3.　**臨時検査**は、**設計図書**において定められた段階において行うものとする。

4.　**臨時検査**の時期選定は、**監督員**が行うものとし、発注者は受注者に対して**臨時検査**を実施する旨及び検査日を**監督員**を通じて事前に**通知**するものとする。

5.　**検査職員**は、**監督員**及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1)　工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2)　工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

6.　受注者は、当該**臨時検査**については、1－1－22第3項の規定を準用する。

1－1－28　部分使用

1.　発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2.　受注者は、発注者が約款第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、**臨時検査**又は**監督員**による品質及び出来形等の検査(**確認**

を含む)を受けるものとする。

1－1－29　施工管理

1.　受注者は、**施工計画書**に示される作業手順に従って施工し、施工管理を行なわなければならない。

2.　受注者は、**契約図書**に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。

3.　受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、**監督員**の**承諾**を得て省略することができる。

4.　受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5.　受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに**監督員**へ**連絡**し、その対処方法等に関して**監督員**と速やかに**協議**しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合は、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6.　受注者は、作業員が健全な身体と精神が保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7.　受注者は、新潟県が定める「港湾工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に**提出**しなければならない。ただし、それ以外で**監督員**からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。

　なお、「港湾工事施工管理基準」が定められていない工種については、**監督員**と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

8.　受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、**監督員**に**通知**するものとする。

9.　受注者は、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領(平成13年3月30日国港建第96号港湾局長から地方整備局長等へ通達)」により潜水作業従事者を配置するものとする。

10.　受注者は、海上起重作業船団により作業を行う場合は、「港湾工事等海

上起重作業船団長配置要領(平成13年3月30日国港建第96号港湾局長から各地方整備局長等へ通達)」により船団長を配置するものとする。

1－1－30　履行報告

受注者は、約款第12条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、**監督員**に**提出**しなければならない。

1－1－31　工事関係者に対する措置請求

1.　発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2.　発注者又は**監督員**は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1－1－32　工事中の安全確保

1.　受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達平成21年３月31日)、港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社) 日本潜水協会)、作業船団安全運航指針（(社) 日本海上起重技術協会）及び建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年３月31日)、 建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省建設事務次官通達平成５年1月12日）、JIS A 8972(斜面･法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2.　受注者は、工事施工中、**監督員**及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3.　受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(新潟県)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

4.　受注者は、港湾工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、**監督員**の**承諾**を得て、それを使用することができる。

5.　受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6.　受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

7.　受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、その区域に、板囲、ロープ、柵、門扉、立入り禁止の標示板等を設けなければならない。

8.　受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは**連絡**を行い安全を確保しなければならない。

9.　受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を施工計画書に記載するとともに実施し、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミニュケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

10.　受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

(1)　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
(2)　当該工事内容等の周知徹底
(3)　工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
(4)　当該工事における災害対策訓練
(5)　当該工事現場で予想される事故対策
(6)　その他、安全・訓練等として必要な事項

11.　受注者は、安全の確保に必要な責任者や安全活動の方針、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画等を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

12.　受注者は、各種の安全確保に関する活動記録や安全教育および安全訓練

等の実施状況についてのビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管するとともに、それを整理した安全管理総括表を提出するものとする。また、監督職員の請求があった場合は保管している資料を直ちに提示するものとする。

13.　受注者は、所轄海上保安本部、港湾管理者、海岸管理者、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な**連絡**を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

14.　受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の**連絡**調整を行うため、関係者による工事関係者**連絡**会議を組織するものとする。

15.　**監督員**が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改定　法律第50号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

16.　受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成18年6月2日改定　法律第50号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

17.　受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

18.　災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、直ちに関係機関に通報及び**監督員**に**連絡**しなければならない。

19.　受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し**監督員**に**報告**しなければならない。

20.　受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、**監督員**に**連絡**し、その処置については占用者全体の現地**確認**を求め、管理者を明確にしなければならない。

21.　受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通

報及び**監督員**に**連絡**し、応急措置をとり補修しなければならない。

22. 受注者は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に**確認**し、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。

23. 受注者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、**監督員**及び関係官公庁へただちに**通知**し、**指示**を受けるものとする。

1－1－33　爆発及び火災の防止

１．　受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

（１）　受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、**監督員**の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を**提示**しなければならない。

（２）　現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

２．　受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

（１）　受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を**施工計画書**に記載しなければならない。

（２）　受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

（３）　受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

（４）　受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1－1－34　後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分

を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、**工事検査**に必要な足場、はしご等は、**監督員**の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1－1－35　事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに**監督員**に**連絡**するとともに、**指示**する期日までに、事故発生**報告**書を**提出**しなければならない。

1－1－36　環境対策

1.　受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2.　受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ**監督員**に**連絡**しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時**監督員**に**報告**しなければならない。

3.　受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を**監督員**に**提出**しなければならない。

４．受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

５．受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

６．受注者は、工事の施工にあたり表１－１に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、およびトンネル坑内作業にあたり表１－２に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する機械、または、

「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年 10 月８日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年３月 18 日付け国総施第 291 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年３月 17 日付け国土交通省告示第 348 号)」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年３月 17 日付け国総施第 215 号、最終改訂平成 23 年７月 13 日付け国総環リ第 1 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難い場合は、**監督員**と**協議**するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械について、**監督員**の確認を受けなければならない。

表１－１

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

表１－２

機　　種	備　　考
トンネル工事用建設機械 ・　バックホウ ・　トラクタショベル ・　大型ブレーカ ・　コンクリート吹付機 ・　ドリルジャンボ ・　ダンプトラック ・　トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

7．受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、**監督員**から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年３月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって**協議**することができるものとする。

9．受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を**監督員**に**提出**するものとする。なお、集計及び**提出**の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる**設計図書**の変更については、**監督員**と**協議**するもとする。

1－1－37　文化財の保護

1.　受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、**設計図書**に関して**監督員**に**協議**しなければならない。
2.　受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1－1－38　交通安全管理

1.　受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、約款第29条によって処置するものとする。
2.　受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3.　受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、**施工計画書**に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「新潟県建設生産システム合理化要領」に従うものとする。
4.　受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、**監督員**、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成22年12月17日総理府・建設省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長**通知**、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準（局長**通知** 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長**通知** 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課**通**

知昭和47年２月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

5.　発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

6.　受注者は、**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

7.　公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者**協議**で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

8.　工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物、「車両」は船舶、「道路管理者」は港湾管理者または海岸管理者または河川管理者、「所轄警察署」は所轄海上保安本部とそれぞれ読み替えるものとする。

9.　受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

10.　受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちに、その物体を取り除かなければならない。なお、ただちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び**監督員**へ**連絡**しなければならない。

11.　受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

　なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び**監督員**へ**連絡**しなければならない。

12.　受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成16年12月8日改正　政令第387号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表１－３　一般的制限値

車両の諸元		一般的制限値
幅		２．５ｍ
長さ		１２．０ｍ
高さ		３．８ｍ
重量	総 重 量	２０．０ｔ（但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距・長さに応じ最大２５．０ｔ）
	軸　　重	１０．０ｔ
	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距１．８ｍ未満の場合は１８ｔ（隣り合う車軸に係る軸距が１．３ｍ以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が９．５ｔ以下の場合は１９ｔ）、１．８ｍ以上の場合は２０ｔ
	輪 荷 重	５．０ｔ
最小回転半径		１２．０ｍ

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1－1－39　施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（約款第34条に適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について**監督員**と**協議**できるものとする。なお、当該**協議**事項は、約款第10条の規定に基づき処理されるものとする。

1－1－40　諸法令の遵守

1.　受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

(1)　地方自治法　（平成18年6月改正　法律第53号）
(2)　建設業法　（平成20年5月改正　法律第28号）
(3)　下請代金遅延等防止法　（平成21年6月改正　法律第51号）
(4)　労働基準法　（平成20年6月改正　法律第89号）
(5)　労働安全衛生法　（平成18年6月改正　法律第50号）

(6)　作業環境測定法　（平成18年6月改正　法律第50号）
(7)　じん肺法　（平成16年12月改正　法律第150号）
(8)　雇用保険法　（平成22年3月改正　法律第15号）
(9)　労働者災害補償保険法　（平成22年3月改正　法律第15号）
(10)　健康保険法　（平成22年5月改正　法律第35号）
(11)　中小企業退職金共済法　（平成18年6月改正　法律第66号）
(12)　建設労働者の雇用の改善等に関する法律
（平成21年7月改正　法律第79号）
(13)　出入国管理及び難民認定法　（平成21年7月改正　法律第79号）
(14)　道路法　（平成22年3月改正　法律第20号）
(15)　道路交通法　（平成21年7月改正　法律第79号）
(16)　道路運送法　（平成21年6月改正　法律第64号）
(17)　道路運送車両法　（平成20年4月改正　法律第21号）
(18)　砂防法　（平成22年3月改正　法律第20号）
(19)　地すべり等防止法　（平成19年3月改正　法律第23号）
(20)　河川法　（平成22年3月改正　法律第20号）
(21)　海岸法　（平成22年6月改正　法律第41号）
(22)　港湾法　（平成22年6月改正　法律第41号）
(23)　港則法　（平成21年7月改正　法律第69号）
(24)　漁港法　（平成12年5月改正　法律第78号）
(25)　下水道法　（平成17年6月改正　法律第70号）
(26)　航空法　（平成21年6月改正　法律第51号）
(27)　公有水面埋立法　（平成16年6月改正　法律第84号）
(28)　軌道法　（平成18年3月改正　法律第19号）
(29)　森林法　（平成18年6月改正　法律第50号）
(30)　環境基本法　（平成20年6月改正　法律第83号）
(31)　火薬類取締法　（平成21年7月改正　法律第85号）
(32)　大気汚染防止法　（平成22年5月改正　法律第31号）
(33)　騒音規制法　（平成17年4月改正　法律第33号）
(34)　水質汚濁防止法　（平成22年5月改正　法律第31号）
(35)　湖沼水質保全特別措置法　（平成22年5月改正　法律第31号）

(36)　振動規制法　（平成16年6月改正　法律第94号）
(37)　廃棄物処理及び清掃に関する法律　（平成22年5月改正　法律第34号）
(38)　文化財保護法　（平成19年3月改正　法律第 7号）
(39)　砂利採取法　（平成12年5月改正　法律第91号）
(40)　電気事業法　（平成18年6月改正　法律第50号）
(41)　消防法　（平成21年5月改正　法律第34号）
(42)　測量法　（平成19号5月改正　法律第55号）
(43)　建築基準法　（平成20年5月改正　法律第40号）
(44)　都市公園法　（平成16年6月改正　法律第109号）
(45)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
（平成16年12月改正　法律第147号）
(46)　土壌汚染対策法　（平成21年4月改正　法律第23号）
(47)　駐車場法　（平成18年5月改正　法律第46号）
(48)　海上交通安全法　（平成21年7月改正　法律第69号）
(49)　海上衝突予防法　（平成15年6月改正　法律第63号）
(50)　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
（平成22年5月改正　法律第37号）
(51)　船員法　（平成20年6月改正　法律第53号）
(52)　船舶職員及び小型船舶操縦者法　（平成20年5月改正　法律第26号）
(53)　船舶安全法　（平成18年6月改正　法律第50号）
(54)　自然環境保全法　（平成21年6月改正　法律第47号）
(55)　自然公園法　（平成21年6月改正　法律第47号）
(56)　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（平成21年6月改正　法律第51号）
(57)　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
（平成15年7月改正　法律第119号）
(58)　河川法施工法　（平成11年12月改正　法律第160号）
(59)　技術士法　（平成18年6月改正　法律第50号）
(60)　漁業法　（平成19年6月改正　法律第77号）
(61)　漁港漁場整備法　（平成19年5月改正　法律第61号）
(62)　空港法　（平成20年6月改正　法律第75号）

(63)　計量法　（平成18年3月改正　法律第10号）
(64)　厚生年金保険法　（平成22年4月改正　法律第27号）
(65)　航路標識法　（平成16年6月改正　法律第84号）
(66)　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成14年2月改正　法律第1号）
(67)　最低賃金法　（平成20年5月改正　法律第26号）
(68)　職業安定法　（平成21年7月改正　法律第79号）
(69)　所得税法　（平成22年3月改正　法律第6号）
(70)　水産資源保護法　（平成22年6月改正　法律第41号）
(71)　船員保険法　（平成22年5月改正　法律第35号）
(72)　著作権法　（平成21年7月改正　法律第73号）
(73)　電波法　（平成21年4月改正　法律第22号）
(74)　土砂等を運搬する大型自動車による交通
事故の防止等に関する特別措置法　（平成19年6月改正　法律第90号）
(75)　労働保険の保険料の徴収等に関する法律
（平成22年3月改正　法律第15号）
(76)　農薬取締法　（平成19年3月改正　法律第8号）
(77)　毒物及び劇物取締法　（平成13年6月改正　法律第87号）
(78)　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
（平成17年5月改正　法律第51号）
(79)　公共工事の品質確保の促進に関する法律
（平成17年3月改正　法律第18号）
(80)　警備業法　（平成17年7月改正　法律第87号）
(81)　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（平成17年10月改正　法律第102号）
(82)　高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
（平成19年3月改正　法律第19号）

2.　受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3.　受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに**監督員**と**協議**しなければならない。

1－1－41　官公庁等への手続等

1.　受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との**連絡**を保たなければならない。

2.　受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

３．　受注者は、諸手続にかかる許可、**承諾**等を得たときは、その**書面**を**監督員**に**提示**しなければならない。

なお、**監督員**から請求があった場合は、写しを**提出**しなければならない。

４．　受注者は、手続きに許可**承諾**条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可**承諾**内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、**監督員**と**協議**しなければならない。

５．　受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

６．　受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

７．　受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、**監督員**に**連絡**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

８．　受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時**監督員**に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

1－1－42　施工時期及び施工時間の変更

1.　受注者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ**監督員**と**協議**するものとする。

2.　受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、施工計画書等で事前に作業実施報告をしていない官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を**監督員**に**書面**により**提出**しなければならない。

1－1－43　工事測量

1.　受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角

点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は**監督員**に測量結果を速やかに**提出**し**指示**を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、**監督員**の**指示**を受けなければならない。また受注者は、測量結果を**監督員**に**提出**しなければならない。

2.　受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないように努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、**監督員**に**連絡**し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3.　受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、**監督員**の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、**監督員**と**協議**しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4.　受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

５．水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

1－1－44　提出書類

1.　受注者は、**提出**書類を約款及び仕様書等に定めた様式に基づいて、**監督員**に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、**監督員**の**指示**する様式によらなければならない。

2.　約款第10条第5項に規定する「**設計図書**に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、**監督員**に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1－1－45　不可抗力による損害

1.　受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が約款第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに被害状況**通知**書を**監督員**を通じて発注者に**通知**しなければならない。

2.　約款第30条第1項に規定する「**設計図書**で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

①　24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80㎜以上

②　1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20㎜以上

③　その他**設計図書**で定めた基準

(2)　強風に起因する場合最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合

(3)　地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3.　約款第30条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1－1－32及び約款第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1－1－46　特許権等

１．　受注者は、特許権等を使用する場合、**設計図書**に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を約款第９条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、**監督員**と**協議**しなければならない。

２．　受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、**書面**により**監督員**に**報告**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**しなければならない。

３．　発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(平成22年12月3日改正法律第65号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1－1－47　保険の付保及び事故の補償

１．　受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船

及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

２．　受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

３．　受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

４．　受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

５．　受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則１ヵ月以内に、発注者に**提示**するとともに工事完成時に**提出**しなければならない。

1－1－48　臨機の措置

1.　受注者は、災害防止等のために必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに**監督員**に**通知**しなければならない。

2.　**監督員**は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-49　公共工事等における新技術活用の促進

受注者は、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、**監督員**に**報告**するものとする。

第２章　材　　料

第１節　適　　用

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第１章第１節適用によるものとする。

第２節　土

２－２－１　一般事項

１．工事に使用する材料の種類、品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによる ものとする。

２．浚渫土砂等を使用する場合の採取区域、深度等は、**設計図書**の定めによる ものとする。なお、受注者は、**設計図書**に採取場所の指定がない場合、施工 に先立ち使用する材料の試験成績表及び産地を明示した書類を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

３．土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第３節　石　材　等

２－３－１　一般事項

工事に使用する砂及び砕石は、異物の混入のないものでなければならない。

２－３－２　砂

１．敷砂、改良杭及び置換に使用する砂は、「図２－１使用砂の粒径加積曲線」に示す範囲で、透水性の良いものでなければならない。なお、シルト含有量 は、**設計図書**の定めによるものとする。

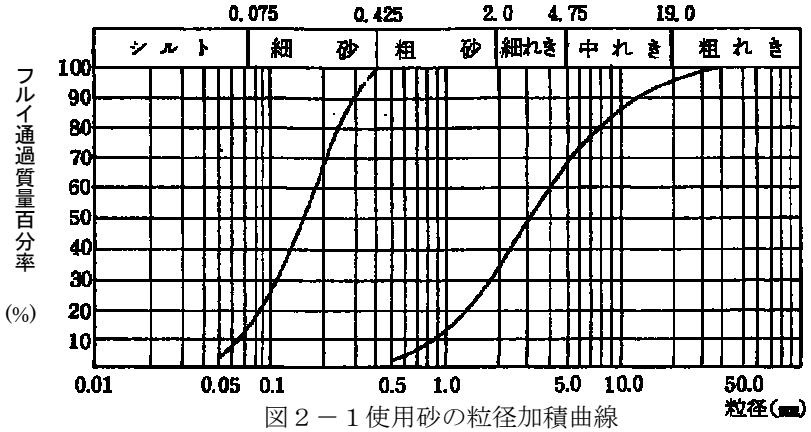

図２－１使用砂の粒径加積曲線

２．本条第１項以外の工事で使用する砂の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

３．受注者は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

４．砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

２－３－３砂利、砕石

１．工事に使用する砂利、砕石の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

２．受注者は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

３．砂利・砕石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

２－３－４　石

１．工事に使用する石は、「JIS A 5006割ぐり石」に適合しなければならない。なお、ＪＩＳに規定する割りぐり石の原石には、「これらに準じる岩石」として鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材（以下、「人工石材」と称する。）を含むものとする。ただし、軟石は使用してはならない。

２．石は、偏平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。

３．石の比重及び規格等は、**設計図書**の定めによるものとする。

４．受注者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

なお、準硬石及び人工石材を使用する場合は、**設計図書**の定めによる基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

５．**設計図書**の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない

第４節　骨　　材

２－４－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第３節2-3-1一般事項の規定によるものとする。

２－４－２　セメントコンクリート用骨材

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第３節2-3-2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。

２－４－３　路　盤　材

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第３節2-3-3アスファルト舗装用骨材の規定によるものとする。

２－４－４　アスファルトコンクリート用骨材

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第３節2-3-4アスファルト用再生骨材の規定によるものとする。

２－４－５　フィラー

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第３節2-3-5フィラーの規定によるものとする。

２－４－６　安定処理路盤材

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第６節1-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

第５節　木　　材

２－５－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第４節2-4-1一般事項の規定によるものとする。

第６節　鋼　　材

２－６－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第５節2-5-1一般事項の規定によるものとする。

２－６－２　鋼矢板及び鋼杭

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第５節2-5-12鋼製ぐい及び鋼矢板の規定によるものとする。

２－６－３　鋼板及び形鋼等

鋼板及び形鋼は、以下の規格に適合しなければならない。

JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」

JIS G 3192「熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」

JIS G 3193「熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差」

JIS G 3194「熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」

２－６－４　棒　　鋼

１．工事に使用する鉄筋の種類、材質及び形状寸法は**設計図書**の定めによるものとする。

２．普通棒鋼及び異形棒鋼は、以下の規格に適合しなければならない。

JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」

JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」

JIS G 3117「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」

JIS G 3191

「熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状，寸法及び質量並びにその許容差」

２－６－５　控　　工

１．腹 起 し

（１）腹起し（付属品を含む。）の材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）鋼板及び形鋼は、「JIS G 3101一般構造用圧延鋼材」に適合しなければならない。

２．タイロッド

（１）タイロッドの材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、受注者は、製作に先立ちタイロッド及び付属品の図面を**監督員**に**提出**しなければならない。

（２）高張力鋼は、「表２－７高張力鋼の機械的性質」に適合しなければならない。

（３）高張力鋼以外の鋼材は、「JIS G 3101　一般構造用圧延鋼材の３及び４」に適合しなければならない。

（４）タイロッドの製造方法は、アプセット方法によらなければならない。

（５）タイロッドの本体と付属品の各部材を組み合わせた場合の引張強度は、本体の棒径部の引張強度の規格値以上でなければならない。

表２－７高張力鋼の機械的性質

種　類	降伏点応力 N/mm^2	引張強度 N/mm^2	伸び%
高張力鋼　490	325以上	490以上	22以上
〃　590	390以上	590以上	21以上
〃　690	440以上	690以上	19以上
〃　740	540以上	740以上	17以上

注）応力度は特性値を示す

３．タイワイヤー

（１）タイワイヤーの材質、形状寸法及び引張強度は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）受注者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力等の規格値を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

（３）タイワイヤーの化学成分は、「JIS G 3502ピアノ線材」又は「JIS G 3506 硬鋼線材」に適合しなければならない。

（４）タイワイヤーの機械的性質は、「JIS G 3536PC鋼線及びPC鋼より線」又は「JIS G 3521　硬鋼線」に適合しなければならない。

（５）本体の鋼材は、被覆材を用いて、連続して防せい（錆）加工を行わなければならない。

（６）定着具付近の被覆材は、定着具とラップし、かつ、十分な水密性を保たなければならない。

（７）定着具の先端は、端部栓等を用いて、十分な水密性を保たなければならない。

（８）定着具は、ナット締めでなければならない。なお、ねじ切り長さに余裕を持ち、取り付ける際に長さの調節が可能なものを用いなければならない。

（９）受注者は、付属品の製作に先立ち、図面を**監督員**に**提出**しなければならない。

(10) タイワイヤーの本体及び定着具を組み合わせた引張強度は、本体の鋼線部の引張強度の規格値以上でなければならない。

４．支保材の種類及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

２－６－６　コンクリート舗装用鋼材

１．スリップバーは、「JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235)」又は「JIS G 3101　一般構造用圧延鋼材（SS400)」に適合しなければならない。

なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

２．タイバーは、「JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼（SD295A)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

３．チェアーは、「JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235, SD295A)」又は「JIS G 3117　鉄筋コンクリート用再生棒鋼(SRR235, SDR295)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

４．クロスバーは、「JIS G 3112鉄筋コンクリート用棒鋼（SD295A）」又は「JIS G 3117鉄筋コンクリート用再生棒鋼（SDR295）」に適合しなければならない。

なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

５．鉄網は、「JIS G 3551溶接金網及び鉄筋格子」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

第７節　セメント及び混和材料

２－７－１　セメント

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第６節2-6-2セメントの規定によるものとする。

２－７－２　混和材料

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第６節2-6-3混和材料の規定によるものとする。

２－７－３　コンクリート用水

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第６節2-6-4コンクリート用水の規定によるものとする。

第８節　セメントコンクリート製品

２－８－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第７節2-7-1一般事項の規定によるものとする。

第９節　瀝青材料

２－９－１　舗装用アスファルト材

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第８節瀝青材料の規定によるものとする。

２－９－２　プライムコート及びタックコート

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第６節1-6-2アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。

第10節　芝・樹木等

２－10－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第９節芝及びそだ、第３編第１章第３節1-3-7植生工の規定によるものとする。

２－10－２　芝及び種子

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第９節芝及びそだ、第３編第１章第３節1-3-7植生工の規定によるものとする。

２－10－３　植　木　等

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第９節芝及びそだ、第３編第１章第３節1-3-7植生工の規定によるものとする。

第11節　目地材料

２－11－１　目　地　材

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第１０節2-10-2目地板の規定によるものとする。

２－11－２　コンクリート舗装用目地材

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第１０節2-10-1注入目地材の規定によるものとする。

第12節　防食材料

２－12－１　アルミニウム合金陽極

１．電気防食は、アルミニウム合金陽極を使用した流電陽極方式によらなければならない。

２．防食電流密度及び耐用年数は、**設計図書**の定めによるものとする。

３．陽極の電流効率は、90%以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に**監督員**に**提出**しなければならない。

２－12－２　防食塗装

防食塗装の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

２－12－３　被覆防食材料

１．被覆防食の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

２．モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。

（１）コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）モルタル及びコンクリートの品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

（３）スタッドジベル等の規格及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

（４）モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。

① 型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。
② 保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（５）受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

第13節　防　舷　材

２－13－１　ゴム防舷材

１．防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。

（１）ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。

（２）ゴムは、耐老化性、耐海水性・耐オゾン性を有し、更に表面に使用するゴムは、耐磨耗性等を有しなければならない。

（３）ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。

２．取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。

３．ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。

（１）ゴムの物理的性質は、「表２－８ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表２－８ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）物理試験は、「表２－８ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム－物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引 張特性の求め方」「JIS K 6253 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－硬さの求め 方」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－熱老化特性の求め方」「JIS K 6259　加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。

硬さ試験(JIS K 6253)	デュロメータ硬さ試験（タイプA）
老化試験(JIS K 6257)	ノーマルオーブン法A-2試験

試験温度：70±１℃
試験時間：96 $^{+0}_{-2}$ 時間

耐オゾン性試験(JIS K 6259)　　オゾン濃度：50±5pphm 試験温度　：40±2℃
試験時間　：72時間
伸　　度　：20±2%伸長

表２－８ゴムの物理的性質

試験項目		基準値	試験規格
促進老化試験	引張強さ	加熱前値の80%以上	JIS K 6251
	伸び	加熱前値の80%以上	JIS K 6251
	硬さ	加熱前値の＋8を越えないこと	JIS K 6253
耐ｵｿﾞﾝ性	静的ｵｿﾞﾝ劣化	72時間後に目視で、き裂発生がないこと	JIS K 6259

４．ゴム防舷材の耐久性は、次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

耐久性：市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間でメーカーの定める標準歪率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。

５．防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

第14節　係　船　柱

２－14－１　係　船　柱

１．係船柱及び付属品の材質は、「表２－９係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。

２．頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質でなければならない。

表２－９係船柱及び付属品の材質

名　　称	材　　質
係船柱本体	JIS G 5101 SC450
アンカーボルト	JIS G 3101 SS400
六角ナット	JIS B 1181 並３級、4T
平座金	JIS B 1256 並丸、鋼
アンカー板	JIS G 3101 SS400　又は JIS G 5101 SC450

第15節　車止め・縁金物

２－15－１　車止め・縁金物

１．車止めの材質、形状寸法及び配置は、**設計図書**の定めによるものとする。

２．鋼製

（１）車止め及び付属品の材質は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表２－10車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。

（２）コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものでなければならない。

（３）塗料について、新設の場合は、第１編５－17－４車止・縁金物工、第１編５－23－２維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難い 場合は、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

表２－10　車止め及び付属品の材質規格

名　　称	規　　格
車　止　め	JIS G 3193　鋼板
ア ン グ ル	JIS G 3192　等辺山形鋼
基 礎 ボ ル ト	JIS B 1178　Ｊ形
六 角 ナ ッ ト	JIS B 1181　並３、７H 、４T

３．そ の 他

鋼製以外の車止めは、**設計図書**の定めによるものとする。

第16節　マ　ッ　ト

２－16－１　アスファルトマット

１．マットの厚さ、強度、補強材及びアスファルト合材の配合は、**設計図書**の定めによるものとする。

２．吊上げ用ワイヤーロープは、脱油処理されたものとし、滑り止め金具を取り付けなければならない。

３．受注者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合**報告**書を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

２－16－２　繊維系マット

繊維系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は、**設計図書**の定めによるものとする。

２－16－３　合成樹脂系マット

合成樹脂系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

２－16－４　ゴムマット

ゴムマットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、硬度、伸び、引裂、引張強度及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

第17節　コンクリート

２－17－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１節適用、第２節適用すべき諸基準の規定によるものとする。

２－17－２　レディーミクストコンクリート

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第３節レディーミクストコンクリートの規定によるものとする。

２－17－３　コンクリートミキサー船

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節コンクリートミキサー船の規定によるものとする。

２－17－４　現場練りコンクリート

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第５節現場練り

コンクリートの規定によるものとする。

２－17－５　暑中コンクリート

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第９節暑中コンクリートの規定によるものとする。

２－17－６　寒中コンクリート

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１０節寒中コンクリートの規定によるものとする。

２－17－７　水中コンクリート

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１２節水中コンクリートの規定によるものとする。

２－17－８　袋詰コンクリート

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１５節袋詰コンクリートの規定によるものとする。

２－17－９　水中不分離性コンクリート

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１３節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

２－17－10　プレパックドコンクリート

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１４節プレパックドコンクリートの規定によるものとする。

２－17－11　コンクリート舗装

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第６節1-6-2材料、1-6-4コンクリート舗装の材料、1-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

第18節　アスファルトコンクリート

２－18－１　アスファルト舗装

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第６節1-6-2材料、1-6-3アスファルト舗装の材料、1-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

第19節　そ　の　他

２－19－１　ペーパードレーン

１．ドレーン用ペーパー、プラスチックボード等のドレーン材の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

２．受注者は、施工に先立ちドレーン材の試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

２－19－２　路 盤 紙

路盤紙の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

２－19－３　防砂目地板（裏込・裏埋工）

防砂目地板の材料及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

２－19－４　区画線及び道路標示

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第１２節2-12-2区画線の規定によるものとする。

２－19－５　道路標識

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第１２節2-12-1道路標識の規定によるものとする。

２－19－６　防　護　柵

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第５節2-5-16コルゲートパイプから同2-5-20ボックスビーム（分離帯用）によるものとする。

２－19－７　溶　接　材

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第２編第２章第５節2-5-7溶接材料の規定によるものとする。

２－19－８　ガス切断材

切断に使用する酸素ガス及び溶解アセチレンは、「JIS K 1101酸素」及び「JIS K 1902　溶解アセチレン」の規格に適合しなければならない。

２－19－９　汚濁防止膜

１．受注者は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち**監督員**に資料を**提出**し、**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。なお、**設計図書**に品質が指定されている場合は、それに従わなければならない。

２．受注者は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第３章　共通仮設

第１節　適　　用

１．本章は、各工事において共通的に使用する汚濁防止膜工について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編第２章材料の規定によるものとする。

第２節　汚濁防止膜工

３－２－１　一般事項

本節は、汚濁防止膜工として水質汚濁防止膜の設置・管理・撤去について定めるものとする。

３－２－２　水質汚濁防止膜

１．受注者は、**設計図書**の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。

２．受注者は、汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に**監督員**に**通知**しなければならない。

３．受注者は、**設計図書**の定めにより、汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。

４．受注者は、**設計図書**の定めにより、汚濁防止膜に灯浮標又は標識灯を設置するものとする。

５．受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、**設計図書**に保守管理の定めのある場合は、それに従わなければならない。

第４章　無筋・鉄筋コンクリート

第１節　適　　用

１．本章については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１節適用の規定によるものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編第２章材料の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第２節適用すべき諸基準の規定によるものとする。

第３節　レディーミクストコンクリート

４－３－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第３節3-3-1一般事項によるものとする。

４－３－２　工場の選定

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第３節3-3-2工場の選定の規定によるものとする。

４－３－３　配　合

１．受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティーをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。

２．受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表３－１の示方配合表を作成し監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。

３．受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、特段定め

のある場合を除いては、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とするものとする。

表３－１　示方配合表

粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比 W/C(%)	空気量 (%)	細骨材率 S/a (%)	単位量 (kg/m³)					
					水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A

４．受注者は､示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、５㎜ ふるいに留まる細骨材の量、５㎜ ふるいを通る粗骨材の量、および混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。

５．受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条２項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員に協議しなければならない。

６．受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならない。

第４節　コンクリートミキサー船

４－４－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-4-1一般事項の規定によるものとする。

４－４－２　コンクリートミキサー船の選定

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-4-2コンクリートミキサー船の規定によるものとする。

第５節　現場練りコンクリート

４－５－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-5-1一般事項の規定によるものとする。

４－５－２　材料の貯蔵

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-5-2材料の貯蔵の規定によるものとする。

４－５－３　材料の計量及び練混ぜ

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-5-3配合、3-5-4材料の軽量及び練混ぜの規定によるものとする。

第６節　運搬打設工

４－６－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-6-1一般事項の規定によるものとする。

４－６－２　準　　備

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-6-2準備の規定によるものとする。

４－６－３　運　　搬

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-6-3運搬の規定によるものとする。

４－６－４　打　　設

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-6-4打設の規定によるものとする。

４－６－５　締　固　め

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-6-5締固めの規定によるものとする。

４－６－６　沈下ひびわれに対する処置

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-6-6沈下ひびわれに対する処置の規定によるものとする。

４－６－７　打　継　目

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-6-7打継目の規定によるものとする。

４－６－８　表面仕上げ

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-6-8表面仕上げの規定によるものとする。

４－６－９　養　　生

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-6-9養生の規定によるものとする。

第７節　暑中コンクリート

４－７－１　一般事項

１．本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 また、本節に定めのない事項は、第１編第４章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート及び第６節運搬打設工の規定によるものとする。

２．受注者は、日平均気温が 25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。

３．受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。

４－７－２　施　　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第９節3-9-2施工の規定によるものとする。

４－７－３　養　　生

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第９節3-9-3養生の規定によるものとする。

第８節　寒中コンクリート

４－８－１　一般事項

１．本節は、日平均気温が４℃以下になる場合のコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第１編第４章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート及び第６節運搬打設工の規定によるものとする。

２．受注者は、日平均気温が４℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。

３．受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練りまぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結し

ないように、また、寒冷下においても**設計図書**に示す品質が得られるようにしなければならない。

４－８－２　施　　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１０節3-10-2施工の規定によるものとする。

４－８－３　養　　生

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１０節3-10-3養生の規定によるものとする。

第９節　コンクリートの品質管理

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第２節適用すべき諸基準及び「４．港湾工事品質管理規準」の規定によるものとする。

第10節　鉄　筋　工

４－10－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第７節3-7-1一般事項の規定によるものとする。

４－10－２　貯　　蔵

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第７節3-7-2貯蔵の規定によるものとする。

４－10－３　加　　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第７節3-7-3加工の規定によるものとする。

４－10－４　組　立　て

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第７節3-7-4組立ての規定によるものとする。

４－10－５　継　　手

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第７節3-7-5継手、3-7-6ガス圧接の規定によるものとする。

第11節　型枠及び支保工

４－11－１　一般事項

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第８節3-8-1一般事項の規定によるものとする。

４－11－２　構　　造

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第８節3-8-2構造の規定によるものとする。

４－11－３　組　立　て

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第８節3-8-3組立ての規定によるものとする。

４－11－４　取　外　し

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第８節3-8-4取外しの規定によるものとする。

第12節　水中コンクリート

４－12－１　一般事項

本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第１編第４章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート、第６節運搬打設工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

４－12－２　施　　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１２節3-12-2施工、3-12-3海水の作用を受けるコンクリートの規定によるものとする。

４－12－３　品質管理

品質管理は、**設計図書**の定めによるものとする。

第13節　袋詰コンクリート

４－13－１　一般事項

本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第１編第４章12節水中コンクリートの規定によるものとする。

４－13－２　施　　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１５節3-15-2施工の規定によるものとする。

第14節　水中不分離性コンクリート

４－14－１　一般事項

本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、 第１編第４章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキ サー船、第５節現場練りコンクリート、第10節鉄筋工及び第11節型枠及び支保 工の規定によるものとする。

４－14－２　材料の貯蔵

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第４節3-5-2材料の貯蔵の規定によるものとする。

４－14－３　コンクリートの製造

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１３節3-13-3コンクリートの製造の規定によるものとする。

４－14－４　運搬打設

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１３節3-13-4運搬打設の規定によるものとする。

４－14－５　品質管理

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第２節適用すべき諸基準及び「４．港湾工事品質管理規準」の規定によるものとする。

第15節　プレパックドコンクリート

４－15－１　一般事項

本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第１編第４章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート、第６節運搬打設工、第10節鉄筋工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

４－15－２　施工機器

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１４節3-14-

2施工機器によるものとする。

４－15－３　施　　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第１４節3-14-3施工の規定によるものとする。

４－15－４　品質管理

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第３章第２節適用すべき諸基準及び「４．港湾工事品質管理規準」の規定によるものとする。

第５章　一般施工

第１節　適　　用

１．本章は、各工事において共通的に使用する工種、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編第２章材料、第１編第３章共通仮設及び第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

１．受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**をもとめなければならない。

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説
（平成19年７月）
国土交通省ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について
（平成15年９月25日　国総環計第65号）

２．本節に特に定めのない事項については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第２節適用すべき諸基準の規定によるものとする。

第３節　共通的工種

５－３－１　一般事項

本節は、各工事の共通事項、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、圧密・排水工、締固工、固化工、洗掘防止工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、鋼矢板工、控工、鋼杭工、コンクリート杭工、防食工、路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、植生工その他これらに類する工種について

定めるものとする。

５－３－２　共通事項

１．ポンプ浚渫

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（３）受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

２．排砂管設備

（１）受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、**設計図書**に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。

３．グラブ浚渫

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（３）受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

４．土運船運搬

（１）受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経

路を決定しなければならない。なお、**設計図書**に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。

５．硬土盤浚渫

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（３）受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

６．砕岩浚渫

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、 **設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（３）受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

７．バックホウ浚渫

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（３）受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

８．バージアンローダ揚土

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

９．空気圧送揚土

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

10．リクレーマ揚土

（１）受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

11．バックホウ揚土

（１）受注者は、施工の効率等を考慮して、浚渫土砂の揚土場所を決定しなければならない。なお、**設計図書**に揚土場所が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、土砂落下のないよう十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に土砂落下防止のための特別の処理が定められている場合は、それに従わなければならない。

（３）受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、施工中土砂の漏出のないように対処しなければならない。

12．盛上土砂撤去

（１）海上工事の場合、受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に船種が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めの無い場合は、施工方法・施工管理基準について事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（３）海上工事の場合、受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

13. 敷砂

（１）海上工事の場合、受注者は、運搬中に砂の漏出のないように行わなければならない。

（２）海上工事の場合、受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（３）海上工事の場合、受注者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。

14. 敷砂均し

受注者は、砂を**設計図書**に定める区域内に平均に仕上げなければならない。

15. 先行掘削

受注者は、**設計図書**に先行掘削工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、**設計図書**に指定されていない場合には、掘削地点の土質条件、立地条件、矢板及び杭の種類等に応じた工法を選ぶものとする。

16. 下層路盤

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第６節1-6-7アスファルト舗装、１．の規定によるものとする。

17. 上層路盤

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第６節1-6-7アスファルト舗装、2. の規定によるものとする。

18. 土砂掘削

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第２章第３節2-3-2掘削工の規定によるものとする。

19．土砂盛土

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第２章第３節2-3-3盛土工の規定によるものとする。

５－３－３　排砂管設備工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、2．排砂管設備の規定によるものとする。

５－３－４　土運船運搬工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、4．土運船運搬の規定によるものとする。

５－３－５　揚土土捨工

１．バージアンローダ揚土

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、8．バージアンローダ揚土の規定によるものとする。

２．空気圧送揚土

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、9．空気圧送揚土の規定によるものとする。

３．リクレーマ揚土

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、10．リクレーマ揚土の規定によるものとする。

４．バックホウ揚土

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、11．バックホウ揚土の規定によるものとする。

５－３－６　圧密・排水工

１．サンドドレーン

（１）施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）打込機は、（７）に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。

（３）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能**確認**試験を行い、その記録を

監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

（４）受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。

（５）受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。

（６）受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

（７）受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、**監督員**に**提出**しなければならない。

① ケーシングパイプの先端深度の経時変化

② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化

２．敷砂

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、13．敷砂の規定によるものとする。

３．敷砂均し

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、14．敷砂均しの規定によるものとする。

４．載荷土砂

（１）受注者は、土砂を**設計図書**に定める範囲に所定の形状で載荷しなければならない。

（２）施工高さ及び順序は、**設計図書**の定めによるものとする。

５．ペーパードレーン

（１）ドレーンの配置及び施工深度は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は（７）に示す項目が記録されるものとする。

（３）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能**確認**試験を行い、その記録を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

（４）受注者は、ドレーン打設時に共上がり現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。

（５）受注者は、ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。

（６）受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

（７）受注者は、各ドレーンごとに次の記録を取り、**監督員**に**提出**しなければならない。

① マンドレルの先端深度の経時変化

② ドレーン材の先端深度の経時変化

６．グラベルマット

（１）受注者は、砕石を**設計図書**に定める範囲に、所定の厚さで敷き均さなければならない。

７．グラベルドレーン

（１）施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は（８）に示す項目が記録されるものとする。

（３）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能**確認**試験を行い、その記録を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

（４）受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。

（５）受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。

（６）受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

（７）グラベルドレーンの施工により発生した土砂の処分をする場合は、**設計 図書**の定めによるものとする。

（８）受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、**監督員**に**提出**しなければならない。

① ケーシングパイプの先端深度の経時変化

② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化

５－３－７　締　固　工

１．ロッドコンパクション

（１）ロッドの打込間隔、配置、ロッドの締固めストローク及び起振力等は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）打込機は、（５）に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。

（３）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能**確認**試験を行い、その記録を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

（４）受注者は、地層の変化、障害物等により**設計図書**に定める深度までの貫入が困難になった場合、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

（５）受注者は、各ロッドごとに次の記録を取り、**監督員**に**提出**しなければならない。

① ロッド先端深度の経時変化

② ロッドの貫入長及び引抜長

２．サンドコンパクションパイル

（１）砂杭の施工範囲、置換率及び締固め度は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、砂杭の施工順序、配置及び形状寸法は、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（２）打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は（10）に示す項目が記録されるものとする。

（３）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能**確認**試験を行い、その記録を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

（４）受注者は、砂杭施工中に形成する砂杭が、連続した一様な形状になるように砂を圧入しなければならない。

（５）受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の**確認**方法について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（６）受注者は、盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後の盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定しなければならない。

（７）受注者は、砂杭施工時に砂杭が切断した場合、又は砂量の不足が認められる場合、直ちに打直しを行わなければならない。なお、原位置での打直しが困難な場合、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

（８）受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、

また、予想を超える盛上り土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければなら ない。

（９）受注者は、**設計図書**に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

(10) 受注者は、各砂杭ごとに次の記録を取り、**監督員**に**提出**しなければならない。

① ケーシングパイプの先端深度の経時変化

② ケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化

(11) 地盤の盛上り量の測定

① 受注者は、砂杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。

② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

(12) その他の試験等

チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、**監督員**の**指示**によらなければならない。

３．盛上土砂撤去

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、12．盛上土砂撤去の規定によるものとする。

４．敷砂

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、13．敷砂の規定によるものとする。

５．敷砂均し

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、14．敷砂均しの規定によるものとする。

５－３－８　固 化 工

１．深層混合処理杭

（１）固化材の配合は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）計量装置は、本仕様書第１編第４章第５節4-5-3、1．計量装置の規定によるものとする。

（３）材料の計量は、本仕様書第１編第４章第５節4-5-3、2．材料の計量の規定

によるものとする。

（４）受注者は、施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（５）受注者は、**設計図書**の定めにより試験打ちを**監督員**の**立会**のうえ、行わなければならない。なお、試験打ちの位置、深度、施工方法等は、**設計図書**の定めによるものとする。

（６）改良範囲、改良形状及び固化材添加量は、**設計図書**の定めによるものとする。

（７）深層混合処理機は、（13）に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。

（８）受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能**確認**試験を行い、その記録を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

（９）受注者は、施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の図面を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

(10) 改良杭先端部の補強は、**設計図書**の定めによるものとする。

(11) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の**確認**方法について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

(12) 受注者は、ブロック式、壁式等の杭接合部の施工を次により行わなければならない。

① 接合面のラップ幅は、**監督員**の**承諾**を得るものとし、施工目地は、接円で施工しなければならない。

② 改良杭間の接合は、24時間以内に施工しなければならない。ただし、遅硬セメントを使用する場合は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、制限時間以内の施工が不可能と予想される場合は、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

③ 不測の原因により施工が中断し、**設計図書**に定める接合が不可能になった場合は、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議** しなければならない。

(13) 受注者は、各改良杭ごとに次の記録を取り、**監督員**に**提出**しなければならない。

① 固化材の各材料の計量値（吐出量からの換算値）

② 処理機の先端深度の経時変化
③ 攪拌軸の回転数の経時変化
④ 攪拌軸の回転トルク又はこれに対応する起動力の経時変化
⑤ 処理機の昇降速度の経時変化
⑥ 処理機の吊荷重の経時変化（着底タイプ、深層混合処理船の場合）
⑦ 固化材の吐出量の経時変化
⑧ 処理機先端の軌跡の経時変化（深層混合処理船の場合）

(14) 地盤の盛上り量の測定
① 受注者は、改良杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。
② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

(15) その他の試験等
チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、**監督員**の**指示**によらなければならない。

２．盛上土砂撤去
本節については、第１編第５章第３節5-3-2、12．盛上土砂撤去の規定によるものとする。

３．敷砂
本節については、第１編第５章第３節5-3-2、13．敷砂の規定によるものとする。

４．敷砂均し
本節については、第１編第５章第３節5-3-2、14．敷砂均しの規定によるものとする。

５．事前混合処理
（１）固化材の配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
（２）計量装置は、本仕様書第１編第４章第５節4-5-3、1．計量装置の規定によるものとする。
（３）材料の計量は、本仕様書第１編第４章第５節4-5-3、2．材料の計量の規定によるものとする。
（４）受注者は、施工に先立ち練混ぜ設備、練混ぜ時間等について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

６．表層固化処理

（１）受注者は、表層固化処理に当り、**設計図書**に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。

（２）受注者は、表層固化処理を行うに当り、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の進入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は生石灰の貯蔵量が 500kgを越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。

（３）受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し「JIS A 1216　土の一軸圧縮試験方法」の基準により試験を行うものとする。

５－３－９　洗掘防止工

１．洗掘防止

（１）受注者は、洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を**監督員**に**提出**しなければならない。

（２）受注者は、洗掘防止マットの敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を**確認**しなければならない。異常を発見したときは**監督員**にその事実が**確認**できる資料を**提出**し**確認**を求めなければならない。

（３）受注者は、洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとする。なお、これにより難い場合、受注者は、施工に先立ち**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

① アスファルトマット 50cm以上
② 繊維系マット 50cm以上
③ 合成樹脂系マット 30cm以上
④ ゴムマット 50cm以上

（４）受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（５）洗掘防止マットの固定方法は、**設計図書**の定めによるものとする。

５－３－10　中 詰 工

１．砂・石材等中詰

（1）受注者は、本体据付後、速やかに中詰を行わなければならない。
（2）受注者は、中詰施工中、ケーソン等の各室の中詰高さの差が生じないように行わなければならない。
（3）受注者は、中詰材を投入する際、ケーソン等の本体に損傷を与えないように行わなければならない。また、目地に中詰材がつまらないように中詰材を投入しなければならない。
（4）受注者は、**設計図書**の定めによりセル式構造物の中詰材を締め固めなければならない。

2．コンクリート中詰

コンクリート中詰の施工については、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

3．プレパックドコンクリート中詰

プレパックドコンクリート中詰の施工については、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

５－３－11　蓋コンクリート工

1．蓋コンクリート

（1）蓋コンクリートの施工については、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
（2）受注者は、中詰終了後、速やかに蓋コンクリートの施工を行わなければならない。
（3）受注者は、コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。

５－３－12　蓋ブロック工

1．蓋ブロック製作

（1）蓋ブロック製作の施工については、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
（2）製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
（3）受注者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。
（4）受注者は、蓋ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（５）受注者は、蓋ブロックにアンカーを取付ける場合、事前に**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

２．蓋ブロック据付

（１）仮置場所は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。

（２）受注者は、中詰終了後、速やかに蓋ブロックの施工を行わなければならない。

（３）受注者は、施工に先立ち蓋ブロックの据付時期を**監督員**に**通知**しなければならない。

（４）受注者は、蓋ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

３．間詰コンクリート

（１）間詰コンクリートの施工については、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）受注者は、蓋ブロック据付終了後、速やかに間詰コンクリートの施工を行わなければならない。

（３）受注者は、間詰コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。

５－３－13　鋼矢板工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第３節1-3-4矢板工の規定によるものとする。

５－３－14　控　　工

１．先行掘削

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、15．先行掘削の規定によるものとする。

２．控鋼矢板

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第３節1-3-4矢板工の規定によるものとする。

３．控 鋼 杭

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第４節1-4-4既製杭工の規定によるものとする。

４．腹起

（１）受注者は、腹起し材を矢板壁及びタイロッド、タイワイヤーの取付位置を基に加工しなければならない。

（２）受注者は、腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させなければならない。

５．タ イ 材

（１）タイロッド

① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

② 受注者は、タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、塗装部は、損傷しないように取り扱わなければならない。

③ タイロッドの支保工は、**設計図書**の定めによるものとする。

④ タイロッドは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。

⑤ リングジョイントは、上下に正しく回転できる組立てとする。また、その作動が正常になるように取り付けなければならない。

⑥ タイロッドの締付けは、タイロッドを取り付けた後、前面矢板側及び控工側のナットとタイロッドの中間にあるターンバックルにより全体の長さを調整しなければならない。また、均等な張力が加わるようにしなければならない。

⑦ ターンバックルのねじ込み長さは、定着ナットの高さ以上にねじ込まれていなければならない。

⑧ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。

（２）タイワイヤー

① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

② 受注者は、タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、被覆部は、損傷しないように取り扱わなければならない。

③ 受注者は、タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護しなければならない。

④ タイワイヤーは、隅角部等特別な場合を除き、矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。

⑤ タイワイヤーの緊張は、タイワイヤーを取り付けた後、均等な張力が加わるようジャッキ等の緊張装置によって行わなければならない。

⑥ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。

⑦ 受注者は、裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に防護のため特別の処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

⑧ タイワイヤーと上部コンクリートの境界部には、圧密沈下が生じてもタイワイヤーにせん断応力が生じさせないように、トランペットシースを取り付けなければならない。

５－３－15　鋼　杭　工

１．先行掘削

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、15．先行掘削の規定によるものとする。

２．鋼杭

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第４節1-4-4既製杭工の規定によるものとする。

５－３－16　コンクリート杭工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第４節1-4-4既製杭工の規定によるものとする。

５－３－17　防　食　工

１．電気防食

（１）受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（３種ケレン）を行わなければならない。

（２）受注者は、**設計図書**に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び図面を施工に先立ち**提出**し、**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（３）受注者は、**設計図書**に定める防食効果を**確認**するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。
　また、設置箇所及び取付位置は、**設計図書**の定めによるものとする。

（４）受注者は、ボンド工事を次により行わなければならない。

① 防食体は、相互間の接触抵抗を少なくするため、鉄筋等を溶接接続しなければならない。

② ボンド及び立上り鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。

２．ＦＲＰモルタル被覆

（１）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（３種ケレン）を行わなければならない。

（２）素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。

（３）受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。

（４）被覆厚さは、**設計図書**の定めによるものとする。

（５）受注者は、モルタル被覆の施工を次により行わなければならない。

① モルタル注入は、型枠取付後速やかに行わなければならない。

② モルタルが型枠内に完全に充填されたことを**確認**してから、モルタルの注入を停止しなければならない。

３．ペトロラタム被覆

（１）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（３種ケレン）を行わなければならない。

（２）素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。

（３）受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。

（４）受注者は、ペトロラタム被覆の施工を次により行わなければならない。

① ペトロラタム系ペーストを塗布する場合は、鋼材表面に均一に塗布しなければならない。

② ペトロラタム系ペーストテープを使用する場合は、鋼材表面に密着するように施工しなければならない。

③ ペトロラタム系ペースト又はペトロラタム系ペーストテープ施工後は速やかにペトロラタム系防食テープを施工しなければならない。

４．コンクリート被覆

（１）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（３種ケレン）を行わなければならない。
（２）素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
（３）受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
（４）被覆厚さは、**設計図書**の定めによるものとする。

５．防食塗装
（１）素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
（２）受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。
（３）受注者は、塗装を次により行わなければならない。
① 塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。
② 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。
③ 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、**設計図書**の定めによるものとする。

５－３－18　路　床　工

１．不陸整正
不陸整正は、**設計図書**の定めによるものとする。

５－３－19　コンクリート舗装工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第６節1-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。

５－３－20　アスファルト舗装工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第６節1-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

５－３－21　植　生　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第１４節1-14-2植生工の規定によるものとする。

第４節　土　捨　工

５－４－１　一般事項

本節は、土捨工として排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－４－２　排砂管設備工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

５－４－３　土運船運搬工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

５－４－４　揚土土捨工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。

第５節　海上地盤改良工

５－５－１　一般事項

本節は、海上地盤改良工として床掘工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、置換工、圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－５－２　床　掘　工

１．ポンプ床掘

（１）ポンプ床掘の施工については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、１．ポンプ浚渫の規定によるものとする。

（２）軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の**確認**方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は、地層の変化などにより**設計図書**の定めにより難い場合は、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

（３）受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と**同等以上の品質**を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、**監督員**の**承諾**を得て埋戻しを 置換えと一体施工することができるものとする。

２．グラブ床掘

（１）グラブ床掘の施工については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、３．グラブ浚渫の規定によるものとする。

（２）軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の**確認**方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより**設計図 書**の

定めにより難い場合は、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

（３）受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と**同等以上の品質**を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、**監督員**の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

３．硬土盤床掘

（１）硬土盤床掘の施工については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、５．硬土盤浚渫の規定によるものとする。

（２）受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と**同等以上の品質**を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、**監督員**の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

４．砕岩床掘

（１）砕岩床掘の施工については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、６．砕岩浚渫の規定によるものとする。

（２）受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と**同等以上の品質**を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、**監督員**の**承諾**を得て埋戻しを 置換えと一体施工することができるものとする。

５．バックホウ床掘

（１）バックホウ床掘の施工については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、７．バックホウ浚渫の規定によるものとする。

（２）軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の**確認**方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより**設計図書**の定めにより難い場合は、速やかに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

（３）受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と**同等以上の品質**を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、**監督員**の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

５－５－３　排砂管設備工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

５－５－４　土運船運搬工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

５－５－５　揚土土捨工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。

５－５－６　置　換　工

１．置 換 材

（１）受注者は、置換材を**設計図書**に定める区域内に投入し、運搬途中の漏出のないように行わなければならない。

（２）受注者は、濁りを発生させないよう置換材を投入しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（３）受注者は、浮泥を巻き込まないよう置換材を投入しなければならない。

２．置換材均し

受注者は、**設計図書**に定める区域内を平均に仕上げなければならない。

５－５－７　圧密・排水工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-6圧密・排水工の規定によるものとする。

５－５－８　締　固　工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-7締固工の規定によるものとする。

５－５－９　固　化　工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-8固化工の規定によるものとする。

第６節　基　礎　工

５－６－１　一般事項

本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、基礎ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－６－２　基礎盛砂工

１．盛砂

（１）受注者は、**設計図書**に定める区域内に盛砂を行わなければならない。

（２）受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（３）受注者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。

２．盛砂均し

受注者は、**設計図書**に定める区域内を平均に仕上げなければならない。

５－６－３　洗掘防止工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

５－６－４　基礎捨石工

１．基礎捨石

受注者は、捨石マウンドの余盛厚が**設計図書**に指定されている場合は、それに従わなければならない。

２．捨石本均し

受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

３．捨石荒均し

受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

５－６－５　袋詰コンクリート工

本節については、本仕様書第１編第４章第13節袋詰コンクリートの規定によるものとする。

５－６－６　基礎ブロック工

１．基礎ブロック製作

（１）本節については、本仕様書第４章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
（３）受注者は、製作した基礎ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。
（４）受注者は、基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
（５）基礎ブロックの型枠は所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

２．基礎ブロック据付

（１）受注者は、施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を**監督員**に**通知**しなければならない。
（２）受注者は、基礎ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
（３）受注者は、海中に仮置された基礎ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

５－６－７　水中コンクリート工

本節については、本仕様書第１編第４章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

５－６－８　水中不分離性コンクリート工

本節については、本仕様書第１編第４章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

第７節　本体工（ケーソン式）

５－７－１　一般事項

本節は、本体工（ケーソン式）としてケーソン製作工、ケーソン進水据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－７－２　ケーソン製作工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第５編第２章第５節2-5-11ケーソン工の規定によるものとする。

５－７－３　ケーソン進水据付工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第５編第２章第５節2-5-11ケーソン工の規定によるものとする。

５－７－４　中　詰　工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-10中詰工の規定によるものとする。

５－７－５　蓋コンクリート工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。

５－７－６　蓋ブロック工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。

第８節　本体工（ブロック式）

５－８－１　一般事項

本節は、本体工（ブロック式）として本体ブロック製作工、本体ブロック据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－８－２　本体ブロック製作工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第５編第１章第５節1-5-6海岸コンクリートブロック工によるものとする。

５－８－３　本体ブロック据付工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第５編第１章第５節1-5-6海岸コンクリートブロック工によるものとする。

５－８－４　中　詰　工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-10中詰工の規定によるものとする。

５－８－５　蓋コンクリート工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。

５－８－６　蓋ブロック工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。

第９節　本体工（場所打式）

５－９－１　一般事項

本節は、本体工（場所打式）として場所打コンクリート工、水中コンクリート工、プレパックドコンクリート工、水中不分離性コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－９－２　場所打コンクリート工

１．鉄筋

本節については、本仕様書第１編第４章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

２．型枠

本節については、本仕様書第１編第４章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

３．伸縮目地

伸縮目地は、**設計図書**の定めによるものとする。

４．コンクリート

（１）コンクリートの施工については、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）水平打継目の処理方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければなら ない。

（３）受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、**設計図書**に特別な処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

５．補助ヤード施設

補助ヤード施設の場所及び規模等については、**設計図書**の定めによるものとする。なお、これにより難い場合、受注者は、**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

５－９－３　水中コンクリート工

水中コンクリート工の施工については、本仕様書第１編第４章第12節水中コン

クリートの規定によるものとする。

５－９－４　プレパックドコンクリート工

プレパックドコンクリート工の施工については、本仕様書第１編第４章第15節プレパックドコンクリートの規定によるものとする。

５－９－５　水中不分離性コンクリート工

水中不分離性コンクリート工の施工については、本仕様書第１編第４章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

第10節　本体工（捨石・捨ブロック式）

５－10－１　一般事項

本節は、本体工（捨石・捨ブロック式）として洗掘防止工、本体捨石工、捨ブロック工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－10－２　洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

５－10－３　本体捨石工

１．本体捨石

受注者は、本体捨石の余盛厚が**設計図書**に指定されている場合は、それに従わなければならない。

２．本体捨石均し

受注者は、本体捨石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。 なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

５－10－４　捨ブロック工

１．捨ブロック製作

（１）捨ブロック製作の施工については、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。

（３）受注者は、製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（４）受注者は、捨ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
（５）捨ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

２．捨ブロック据付

（１）受注者は、施工に先立ち捨ブロックの据付時期を**監督員**に**通知**しなければならない。
（２）受注者は、捨ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
（３）受注者は、海中に仮置された捨ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

５－10－５　場所打コンクリート工

本節については、本仕様書第１編第５章第９節5-9-2場所打コンクリート工の規定によるものとする。

第11節　本体工（鋼矢板式）

５－11－１　一般事項

本節は、本体工（鋼矢板式）として鋼矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－11－２　鋼矢板工

鋼矢板工の施工については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-13鋼矢板工の規定によるものとする。

５－11－３　控　　工

控工の施工については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-14控工の規定によるものとする。

第12節　本体工（コンクリート矢板式）

５－12－１　一般事項

本節は、本体工（コンクリート矢板式）としてコンクリート矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－12－２　コンクリート矢板工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-13鋼矢板、5-3-16コンクリート杭の規定によるものとする。

５－12－３　控　　工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-14控工の規定によるものとする。

第13節　本体工（鋼杭式）

５－13－１　一般事項

本節は、本体工（鋼杭式）として鋼杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－13－２　鋼　杭　工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-15鋼杭工の規定によるものとする。

第14節　本体工（コンクリート杭式）

５－14－１　一般事項

本節は、本体工（コンクリート杭式）としてコンクリート杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－14－２　コンクリート杭工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。

第15節　被覆・根固工

５－15－１　一般事項

本節は、被覆・根固工として被覆石工、袋詰コンクリート工、被覆ブロック工、根固ブロック工、水中コンクリート工、水中不分離性コンクリート工、サンドマスチック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－15－２　被覆石工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第５編第２章第５節2-5-3被覆石工の規定によるものとする。

５－15－３　袋詰コンクリート工

本節については、本仕様書第１編第４章第13節袋詰コンクリートの規定によるものとする。

５－15－４　被覆ブロック工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第５編第２章第５節2-5-4被覆ブロック工の規定によるものとする。

５－15－５　根固ブロック工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第５編第２章第６節根固め工の規定によるものとする。

５－15－６　水中コンクリート工

本節については、本仕様書第１編第４章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

５－15－７　水中不分離性コンクリート工

本節については、本仕様書第１編第４章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

５－15－８　サンドマスチック工

サンドマスチックの材質、形状及び施工については、**設計図書**の定めによるものとする。

第16節　上 部 工

５－16－１　一般事項

本節は、上部工として上部コンクリート工、上部ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－16－２　上部コンクリート工

１．支保

本節については、本仕様書第１編第４章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

２．鉄筋

本節については、本仕様書第１編第４章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

３．型枠

本節については、本仕様書第１編第４章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

４．伸縮目地

伸縮目地は、**設計図書**の定めによるものとする。

５．コンクリート

（１）コンクリートの施工については、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）水平打継目の処理方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施 工方法を定め、事前に**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければなら ない。

（３）受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、**設計図書**に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（４）受注者は、上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。

６．補助ヤード施設

補助ヤード施設の場所及び規模等については、**設計図書**の定めによるものとする。なお、これにより難い場合、受注者は、**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

５－16－３　上部ブロック工

１．上部ブロック製作

（１）上部ブロック製作の施工については、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（２）製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。

（３）受注者は、製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（４）受注者は、上部ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

（５）上部ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

２．上部ブロック据付

（１）受注者は、施工に先立ち上部ブロックの据付時期を**監督員**に**通知**しなければならない。

（２）受注者は、上部ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

第17節　付 属 工

５－17－１　一般事項

本節は、付属工として係船柱工、係船岸に使用する防舷材工、車止・縁金物工、防食工、付属設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－17－２　係船柱工

１．係 船 柱

（１）基礎

① 基礎杭は、本仕様書第１編第５章第３節5-3-15鋼杭工、5-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。

② 係船柱の基礎に使用するコンクリートは、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

③ 受注者は、基礎コンクリートを打継ぎの無いよう施工しなければならない。

（２）製作

① 係船柱の構造及び形状寸法は、「図５－１直柱の標準寸法と設計けん引力」、「図５－２曲柱の標準寸法と設計けん引力」及び「図５－３アンカーボルト標準寸法」によるものとしなければならない。なお、使用する型 式は、**設計図書**の定めによるものとする。

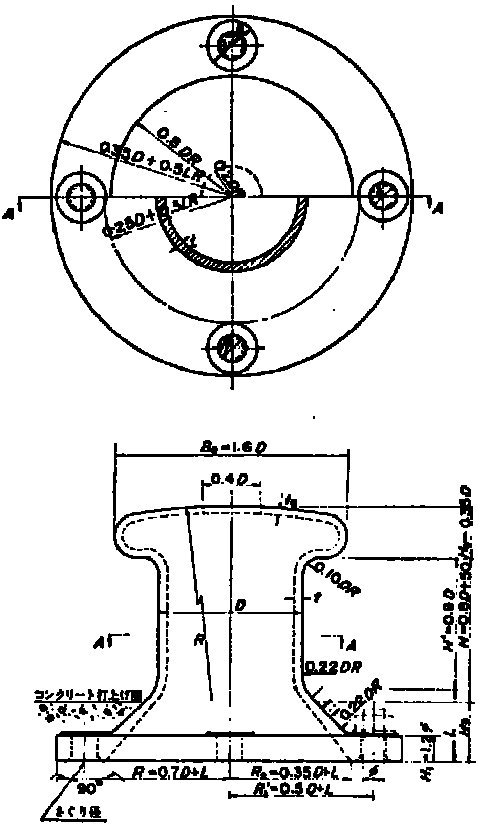

略　称	設計けん引力 (kN)	胴　部			頭　部			アンカーボルト		底　板						質　量
		胴径 D (mm)	胴高 H (mm)	厚さ t (mm)	頭部幅 B_0 (mm)	頭部高 H_0 (mm)	厚さ t_0 (mm))	呼び径 ϕ (mm)	本数 (本)	底板厚さ H_1 (mm)	埋込み深さ H_3 (mm)	外形 $2R_1$ (mm)	ボルト位置径 $2R_1'$ (mm)	内径 $2R_2$ (mm)	アンカーボルト穴径 d (mm)	(kg/個)
直柱 150	150	250	250	20	400	87	15	36	4	45	100	600	500	420	43	130
直柱 250	250	300	290	20	480	105	15	48	4	60	130	720	600	510	56	220
直柱 350	350	300	290	25	480	105	16	48	6	60	130	720	600	510	56	230
直柱 500	500	350	330	27	560	122	18	56	6	70	160	840	700	600	66	360
直柱 700	700	400	370	30	640	140	20	64	6	80	190	960	800	680	74	530
直柱1000	1000	450	410	35	720	157	26	64	8	80	270	1,180	1,000	860	74	820
直柱1500	1500	550	490	40	880	192	30	80	8	100	340	1,440	1,220	1,040	91	1,480
直柱2000	2000	650	570	43	1,040	227	30	90	8	110	410	1,700	1,440	1,240	101	2,250

図５－１直柱の標準寸法と設計けん引力

設計けん引力が50, 100, 150, 250kNの場合

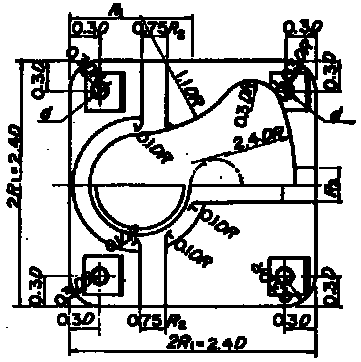

設計けん引力が350, 500, 700, 1000kNの場合

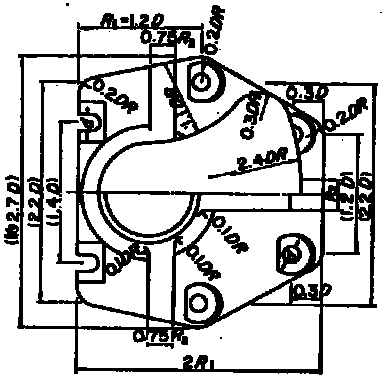

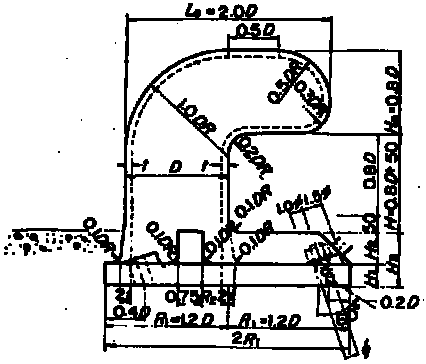

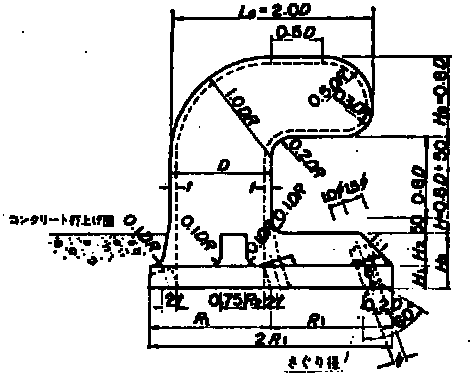

注：（　）書は $R_1=1.2D$の場合

略称	設計けん引力 (kN)	胴部 胴径 D (mm)	胴部 胴高 H (mm)	胴部 厚さ t (mm)	頭部 頭部幅 B_0L_0 (mm)	頭部 頭部高 H_0 (mm)	頭部 厚さ t_0 (mm)	アンカーボルト 呼び径 ϕ (mm)	アンカーボルト 本数 (本)	アンカーボルト 埋込み角 (°)	底板 底板幅 $2R_1$ (mm)	底板 底板厚さ H_1 (mm)	底板 リブ幅 R_2 (mm)	底板 リブ高 H_2 (mm)	底板 埋込み深さ H_3 (mm)	アンカーボルト穴径 d	質量 (kg/個)
曲柱 50	50	150	170	20	300	120	20	20	4	22	360	20	50	60	90	27	70
曲柱 100	100	200	210	20	400	160	20	27	4	22	480	40	60	70	110	35	140
曲柱 150	150	250	250	20	500	200	20	33	4	22	600	50	80	80	130	42	245
曲柱 250	250	300	290	21	600	240	21	42	4	22	720	65	100	95	160	52	420
曲柱 350	350	300	290	25	600	240	25	42	6	22	720	65	100	95	160	52	440
曲柱 500	500	350	330	29	700	280	29	48	6	22	840	70	140	100	170	66	665
曲柱 700	700	400	370	33	800	320	33	56	6	22	1,000	90	160	120	210	68	1,100
曲柱1000	1000	450	410	39	900	360	39	64	6	22	1,200	95	220	125	220	78	1,670

図５－２曲柱の標準寸法と設計けん引力

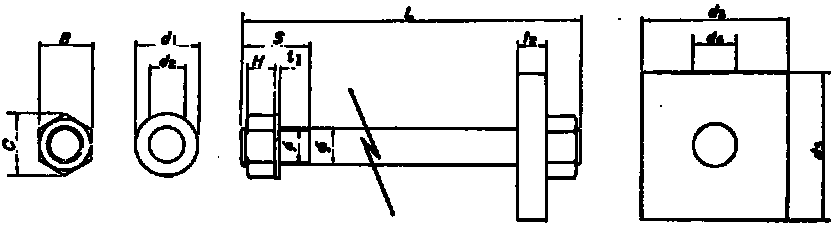

アンカーボルト					六角ナット			平座金			アンカー板			１組当り質量
呼び径 φ (mm)	ピッチ P (mm)	谷径 ∮ (mm)	長さ L (mm)	ねじ切長さ S (mm)	H (mm)	B (mm)	C (mm)	d_1 (mm)	d_2 (mm)	t_1 (mm)	d_3 (mm)	d_4 (mm)	t_2 (mm)	(kg)
M20	2.5	17.294	450	60	16	30	34.6	37	22	3.2	80	22	16	2
M27	3	23.752	600	75	22	41	47.3	50	30	4.5	108	30	22	5
M33	3.5	29.211	700	75	26	50	57.7	60	36	6	132	36	25	6
M36	4	31.670	750	75	29	55	63.5	66	39	6	144	39	28	11
M42	4.5	37.129	850	100	34	65	75.0	78	45	7	168	45	35	17
M48	5	42.587	1,000	100	38	75	86.5	92	52	8	192	51	40	20
M56	5.5	50.046	1,150	120	45	85	98.1	105	62	9	225	61	45	40
M64	6	57.505	1,300	120	51	95	110	115	70	9	256	70	55	62
M80	6	73.505	1,600	150	64	115	133	140	86	12	320	86	65	115
M90	6	83.505	1,800	150	72	130	150	160	96	12	360	96	75	166

図５－３アンカーボルト標準寸法

② 受注者は、係船柱のコンクリート埋込部以外の鋳物肌表面を滑らかに仕上げ、平座金との接触面はグラインダ仕上げを行わなければならない。

③ 工場でさび止め塗装を行う場合は、受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを１回塗らなければならない。

④ 受注者は、係船柱の頭部に設計けん引力を浮彫表示しなければならない。

⑤ 係船柱の肉厚以外の寸法の許容範囲は、「表５－１寸法の許容範囲」に示すとおりとする。ただし、ボルト穴の中心間隔以外の寸法は、プラス側の許容範囲を超えてもよいものとする。

表５－１寸法の許容範囲（単位：㎜）

寸法区分	長さの許容範囲
100以下	±２
100を超え 200以下	±2.5
200を超え 400以下	±４
400を超え 800以下	±６
800以上	±８

⑥ 厚さの許容範囲は、±３㎜とする。ただし、受注者は、プラス側の許容範囲を変更する場合、事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（３）施工

① 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。

② 受注者は、塗装を次により行わなければならない。

イ）塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。

ロ）素地調整後、下塗を始めるまでの時間は、４時間以内とする。

ハ）塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、**設計図書**の定めによるものとする。

③ 受注者は、穴あき型係船柱の中詰コンクリートを頭部表面まで充填しなければならない。

④ 受注者は、係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせ、底板にコンクリートを巻き立てなければならない。

⑤ 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを１回塗らなければならない。

⑥ 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を１回塗らなければならない。

⑦ 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を２回塗らなければならない。

５－17－３　防舷材工

１．防 舷 材

（１） 製作

①ゴム防舷材

イ）ゴム防舷材の型式、形状寸法及び性能値は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、受注者は、防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

ロ）ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表５－２形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。

表５－２形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲

寸　法	長さ・幅・高さ	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔
許容範囲	＋４％ －２％	±２㎜	±４㎜

ハ）ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。

（イ）性能試験は、特に定めのない場合、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。

（ロ）試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は、防舷材に要求される吸収エネルギーと、それまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。

ニ）受注者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。

（イ）形状寸法（高さ、長さ）

（ロ）製造年月又はその略号

（ハ）製造業者名又はその略号

（ニ）品番（タイプ、性能等級）

②その他

イ）ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）施工

①ゴム防舷材

イ）受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。

ロ）防舷材の取付方法は、事前に**監督員**の**承諾**を得なければならない。

②そ の 他

イ）ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

５－17－４　車止・縁金物工

１．車止・縁金物

（１）製作

① 鋼製（溶融亜鉛めっき）

イ）亜鉛の付着量は、「JIS H 8641溶融亜鉛めっき」２種(HDZ55）の550ｇ/ｍ$_2$以上とする。

また、試験方法は、「JIS H 0401溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。

ロ）めっき作業は、「JIS H 8641溶融亜鉛めっき」によらなければならない。

② そ の 他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの製作は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）施工

① 鋼製（溶融亜鉛めっき）

イ）コンクリートの施工は、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリート、溶接は第１編５－26－２現場鋼材溶接工、５－26－３現場鋼材切断工の規定によるものとする。

ロ）新設の塗装の標準使用量は、「表５－３塗装工程（新設）」によらなければならない。

表５－３塗装工程（新設）

区分	工　程	素地調整方法及び塗料名	標準使用量 (kg/m２/回) (標準乾燥膜厚)
亜鉛メッキ面	１素地調整 （２種ケレン）	シンナー拭き等により表面に付着した油分や異物を除去する。 白さびは、動力工具等を用いて除去し、全面表面面粗しを行う。	
	２下塗（１回）	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。	0.16 (40μm/回)
	３中塗（１回）	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用中塗。	0.14 (30μm/回)
	４上塗（１回）	JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用上塗。	0.12 (25μm/回)

ハ）車止めは、**設計図書**に定めのない場合、「JIS Z 9101安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。

ニ）受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

ホ）受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

② そ の 他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

５－17－５　防　食　工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-17防食工の規定によるものとする。

５－17－６　付属設備工

係船環の施工については、**設計図書**の定めによるものとする。

第18節　消　波　工

５－18－１　一般事項

本節は、消波工として洗掘防止工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－18－２　洗掘防止工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

５－18－３　消波ブロック工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第５編第２章第７節消波工の規定によるものとする。

第19節　裏込・裏埋工

５－19－１　一般事項

本節は、裏込・裏埋工として裏込工、裏埋工、裏埋土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－19－２　裏 込 工

１．裏 込 材

（１）受注者は、裏込材の施工について、既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、隣接構造物に影響を与えないよう裏込めの施工を行わなければならない。

２．瀬 取 り

受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。

３．裏込均し

受注者は、**設計図書**に定めのある場合、整地仕上げしなければならない。

４．吸出し防止材

（１）受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を**監督員**に**提出**しな

ければならない。

（２）受注者は、敷設に先立ち敷設面の異常の有無を**確認**しなければならない。

（３）受注者は、マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとしなければならない。なお、これにより難い場合、受注者は、施工に先立ち**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

① アスファルトマット 50cm以上
② 繊維系マット 50cm以上
③ 合成樹脂系マット 30cm以上
④ ゴムマット 50cm以上

（４）受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

（５）マットの固定方法は、**設計図書**の定めによらなければならない。

５－19－３　裏　埋　工

１．裏埋材

（１）余水吐きの位置及び構造は、**設計図書**の定めによらなければならない。

（２）受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

（３）受注者は、**設計図書**に汚濁防止の特別の処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。

（４）受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めなければならない。なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。

（５）受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

（６）受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

（７）受注者は、タイロッド、タイワイヤー、その他埋設構造物付近の施工をする場合、その構造物に影響を与えないよう施工しなければならない。

なお、**設計図書**に特別な処置の定めのある場合は、それに従わなければな

らない。

（８）受注者は、裏埋を施工する場合、吸い出し防止材等に損傷を与えないよう施工しなければならない。

５－19－４　裏埋土工

１．土砂掘削

土砂掘削の施工については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、18．土砂掘削の規定によるものとする。

２．土砂盛土

土砂盛土の施工については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-2、19．土砂盛土の規定によるものとする。

第20節　陸上地盤改良工

５－20－１　一般事項

本節は、陸上地盤改良工として圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－20－２　圧密・排水工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-6圧密・排水工の規定によるものとする。

５－20－３　締　固　工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-7締固工の規定によるものとする。

５－20－４　固　化　工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-8固化工の規定によるものとする。

第21節　土　　工

５－21－１　一般事項

本節は、土工として掘削工、盛土工、路床盛土工、排水処理工、伐開工、法面工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－21－２　掘　削　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第２章第３節2-3-2掘削工、

第４節2-4-2掘削工の規定によるものとする。

５－21－３　盛　土　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第２章第３節2-3-3盛土工、第４節2-4-3路体盛土の規定によるものとする。

５－21－４　路床盛土工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第２章第４節2-4-4路床盛土の規定によるものとする。

５－21－５　排水処理工

１．排水処理

（１）受注者は、施工中必要に応じて除雪又は排水を行い、掘削箇所、土取場及び盛土箇所に滞水を生じないように維持しなければならない。

（２）受注者は、地下水の排水を行う場合、その周辺に障害を及ぼさないよう十分注意し施工しなければならない。

（３）受注者は、周辺環境に影響を与えない排水処理方法を講じるものとする。なお、**設計図書**に排水処理方法の定めがある場合は、それに従わなければならない。

５－21－６　伐　開　工

１．伐開

（１）受注者は、**設計図書**に伐開、除根及び表土除去の定めのある場合は、それに従わなければならない。

（２）受注者は、伐開、除根及び表土除去後、切株の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザ等で整地・締固めを行わなければならない。

（３）受注者は、伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の処理方法について、事前に**監督員**に**通知**し、**承諾**を得なければならない。

５－21－７　法　面　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第２章第３節2-3-5法面整形工、第４節2-4-5法面整形工の規定によるものとする。

第22節　舗　装　工

５－22－１　一般事項

本節は、舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－22－２　路　床　工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第１編第２章第４節2-4-4路床盛土の規定によるものとする。

５－22－３　コンクリート舗装工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。

５－22－４　アスファルト舗装工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

第23節　維持補修工

５－23－１　一般事項

本節は、維持補修工として維持塗装工、防食工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－23－２　維持塗装工

１．係船柱塗装

（１）受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを１回塗らなければならない。

（２）受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を１回塗らなければならない。

（３）受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を２回塗らなければならない。

２．車止塗装、縁金物塗装

（１）鋼製

① 塗替の塗装の標準使用量は、「表５－４塗装工程（塗替）」によらなければならない。

表５－４塗装工程（塗替）

区分	工　程	素地調整方法及び塗料名	標準使用量 (kg/㎡/回) (標準乾燥膜厚)
亜鉛メッキ面	１素地調整（３種ケレン）	動力工具等を用いて、劣化した旧塗膜、鉄さび、亜鉛の白さびを除去する。活膜部は全面表面面粗しを行う。	
	２補修塗(１回)	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。	(0.16)
	３下塗（１回）	新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。	0.16 (40μm/回)
	４中塗（１回）	JIS K 5659に 規定する鋼 構造物用耐用性上塗塗料用中塗。	0.14 (30μm/回)
	５上塗（１回）	JIS K 5659に 規定する鋼 構造物用耐用性上塗塗料用上塗。	0.12 (25μm/回)
亜鉛メッキを施していない既設面	１素地調整（２種ケレン）	動力工具（金剛砂グラインダー、チッピングハンマー等）により緻密な 黒皮以外の黒皮、さび、その他の付 着物を完全に除去し、鋼肌が表れる 程度に素地調整する。	
	２下塗（２回）	JIS K 5621一般用さび止めペイントに規定するさび止めペイント２種。	0.13～0.15
	３上塗（１回）	JIS K 5516合成樹脂調合ペイントに規定する長油性フタル酸樹脂塗料。	0.11～0.16

② 車止めは、**設計図書**に定めのない場合、「JIS Z 9101安全色彩使用通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。

③ 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

④ 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

（2）そ の 他

鋼製以外の車止めの施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

５－23－３防 食 工

本節については、本仕様書第１編第５章第３節5-3-17防食工の規定によるものとする。

第24節　構造物撤去工

５－24－１　一般事項

１．本節は、構造物撤去工として取壊し工、撤去工その他これらに類する工種について定めるものとする。

２．受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、本仕様書第１編第１章第1節1-1-20建設副産物の規定による。

３．受注者は、運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。

４．本節に特に定めのない事項は、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第９節構造物撤去工によるものとする。

５－24－２　取壊し工

１．コンクリート取壊し 受注者は、連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工し なければならない。

５－24－３　撤　去　工

１．水中コンクリート撤去

（1）受注者は、水中コンクリート構造物を取壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

（2）受注者は、作業中の汚濁等により第三者に被害を及ばさないよう施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

２．鋼矢板等切断撤去

（１）受注者は、鋼材切断を行うに当り本体部材と兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。
（２）切断工は、「JIS Z 3801手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者でなければならない。
（３）水中切断の場合の切断工は、前項の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。
（４）切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用する。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。
（５）受注者は、部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない。
（６）受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。
（７）受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。

３．腹起・タイ材撤去

受注者は、腹起・タイ材撤去に当り切断作業が生じた場合、本条第２項の規定によるものとする。

４．舗装版撤去

受注者は、舗装版の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。

５．石材撤去

受注者は、水中石材撤去に当り汚濁等により第三者に被害を及ばさないよう施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

６．ケーソン撤去

受注者は、ケーソン撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

７．ブロック撤去

受注者は、ブロック撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は**設計図**

書に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

８．鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去

受注者は、引き抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。なお、これにより難い場合は**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

第25節　仮　設　工

５－25－１　一般事項

本節は、仮設工として仮設鋼矢板工、仮設鋼管杭・鋼管矢板工、仮設道路工その他これらに類する工種について定めるものとする。

なお、本節に特に定めのない事項は、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第１０節仮設工によるものとする。

５－25－２　仮設鋼矢板工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第１０節1-10-5土留・仮締切工の規定によるものとする。

５－25－３　仮設鋼管杭・鋼管矢板工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第１０節1-10-5土留・仮締切工の規定によるものとする。

５－25－４　仮設道路工

本節については、「新潟県土木工事標準仕様書」第３編第１章第１０節1-10-2工事用道路工の規定によるものとする。

第26節　雑　　工

5－26－1　一般事項

本節は、雑工として現場鋼材溶接工、現場鋼材切断工、その他雑工その他これらに類する工種について定めるものとする。

５－26－２　現場鋼材溶接工

１．現場鋼材溶接、被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）

（１）溶接工は、「JIS Z 3801手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及び「JIS Z 3841　半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるアーク溶接の溶接技術検定試験のうち、その作業に該当する 試験（又

は同等以上の検定試験）に合格し、溶接作業に従事している技量確かな者でなければならない。

（２）水中溶接の場合の溶接工は、（１）の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。

（３）受注者は、溶接管理技術者（日本溶接協会規格ＷＥＳ－8103）を置く場合、**設計図書**の定めによるものとする。

（４）溶接方法は、アーク溶接としなければならない。

（５）受注者は、水中溶接にシールドガスを使用する場合、**設計図書**の定めに よるものとする。

（６）受注者は、溶接作業の事前に部材の溶接面及びその隣接部分のごみ、さ び、塗料及び水分（水中溶接を除く。）等を十分に除去しなければならない。

（７）受注者は、降雨、降雪、強風及び気温５℃以下の低温等の悪条件下で陸上及び海上溶接作業を行ってはならない。ただし、防護処置、予熱等の対策が講じられる場合は、溶接作業を行うことができる。

（８）受注者は、**設計図書**に示す形状に正確に開先加工し、その面を平滑にしなければならない。

（９）受注者は、**設計図書**に定めるルート間隔の保持又は部材の密着を確実に行わなければならない。

(10) 受注者は、仮付け又は組合せ冶具の溶接を最小限とし、部材を過度に拘束してはならない。また、組合せ冶具の溶接部のはつり跡は、平滑に仕上げ、仮付けを本溶接の一部とする場合は、欠陥の無いものとしなければならない。

(11) 受注者は、多層溶接の場合、次層の溶接に先立ち、スラグ等を完全に除去し、各層の溶込みを完全にしなければならない。

(12) 受注者は、当て金の隅角部で終るすみ肉溶接を回し溶接としなければならない。

(13) 受注者は、溶接部に、割れ、ブローホール、溶込み不良、融合不良、スラグ巻込み、ピット、オーバーラップ、アンダーカット、ビード表面の不整及びクレーター並びにのど厚及びサイズの過不足等欠陥が生じた場合、手直しを行わなければならない。

(14) 受注者は、溶接により著しいひずみを生じた場合、適切な手直し等の処置を行わなければならない。なお、ひずみの状況及び手直し等の処置内容を**監**

督員に**通知**しなければならない。

５－26－３　現場鋼材切断工

１．現場鋼材切断

（１）切断工は、「JIS Z 3801手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者としなければならない。

（２）水中切断の場合の切断工は、（１）の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。

（３）切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用しなければならない。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。

（４）受注者は、部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない。

（５）受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。

（６）受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。

５－26－４　その他雑工

１．清掃

受注者は、鋼構造物に付着した海生生物及びさび等を除去する場合、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

２．削孔

受注者は、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

第２編　港　湾　編

第１章　航路、泊地、船だまり

第１節　適　　用

１．本章は、港湾工事（航路、泊地、船だまり）における浚渫工、土捨工、埋立工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説　　（平成19年7月）

新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　　（平成23年4月）

第３節　浚　渫　工

１－３－１　一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。

１－３－２　ポンプ浚渫工

１．ポンプ浚渫

ポンプ浚渫の施工については、第１編５－３－２、１．ポンプ浚渫の規定によるものとする。

２．排砂管設備

排砂管設備の施工については、第１編５－３－２、２．排砂管設備の規定によるものとする。

１－３－３　グラブ浚渫工

１．グラブ浚渫

グラブ浚渫の施工については、第１編５－３－２、３．グラブ浚渫の規定によるものとする。

２．土運船運搬

土運船運搬の施工については、第１編５－３－２、４．土運船運搬の規定によるものとする。

１－３－４　硬土盤浚渫工

１．硬土盤浚渫

硬土盤浚渫の施工については、第１編５－３－２、５．硬土盤浚渫の規定によるものとする。

２．土運船運搬

土運船運搬の施工については、第１編５－３－２、４．土運船運搬の規定によるものとする。

１－３－５　岩盤浚渫工

１．砕岩浚渫

砕岩浚渫の施工については、第１編５－３－２、６．砕岩浚渫の規定によるものとする。

２．土運船運搬

土運船運搬の施工については、第１編５－３－２、４．土運船運搬の規定によるものとする。

１－３－６　バックホウ浚渫工

１．バックホウ浚渫

バックホウ浚渫の施工については、第１編５－３－２、７．バックホウ浚渫の規定によるものとする。

２．土運船運搬

土運船運搬の施工については、第１編５－３－２、４．土運船運搬の規定によるものとする。

第４節　土　捨　工

土捨工の施工については、第１編第５章第４節土捨工の規定によるものとする。

第５節　埋　立　工

１－５－１　一般事項

１．本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種について定めるものと

する。

２．受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。

３．受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

１－５－２　余水吐工

１．余 水 吐

（１）余水吐の位置及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

１－５－３　固　化　工

固化工の施工については第１編５－３－８固化工の規定によるものとする。

１－５－４　埋　立　工

１．ポンプ土取

（１）ポンプ土取の施工については、第１編５－３－２、１．ポンプ浚渫の規定によるものとする。

（２）受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

２．グラブ土取

（１）グラブ土取の施工については、第１編５－３－２、３．グラブ浚渫の規定によるものとする。

（２）受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

３．ガット土取

（１）ガット土取の施工については、第１編５－３－２、３．グラブ浚渫の規定によるものとする。

（２）受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに**監督員**に**通知**し、**設計図書**に関して**監督**

員と**協議**しなければならない。

１－５－５　排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第１編５－３－３排砂管設備工の規定によるものとする。

１－５－６　土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第１編５－３－４土運船運搬工の規定によるものとする。

１－５－７　揚土埋立工

１．バージアンローダ揚土

バージアンローダ揚土の施工については、第１編５－３－２、８．バージアンローダ揚土の規定によるものとする。

２．空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第１編５－３－２、９．空気圧送揚土の規定によるものとする。

３．リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第１編５－３－２、10．リクレーマ揚土の規定によるものとする。

４．バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第１編５－３－２、11．バックホウ揚土を適用するものとする。

１－５－８　埋立土工

１．土砂掘削

土砂掘削の施工については、第１編５－３－２、18．土砂掘削の規定によるものとする。

２．土砂盛土

土砂盛土の施工については、第１編５－３－２、19．土砂盛土の規定によるものとする。

第２章　防波堤、防砂堤、導流堤

第１節　適　　用

１．本章は、港湾工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説　　（平成19年7月）
新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　　（平成24年4月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基　礎　工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第１編第５章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節　本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第１編第５章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節　本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第１編第５章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節　上　部　工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節　消　波　工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第16節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第17節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第18節　雑　　工

雑工の施工については、第１編第５章第26節雑工の規定によるものとする。

第３章　防 潮 堤

第１節　適　　用

１．本章は、港湾工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、 本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤 改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説　　（平成19年7月）
新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　　（平成24年4月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基　礎　工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロッ

ク式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第10節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第11節　上　部　工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第12節　消　波　工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第13節　陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第１編第５章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第14節　土　　工

土工の施工については、第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第15節　舗　装　工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第16節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第17節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第18節　仮　設　工

仮設工の施工については、第１編第５章第25節仮設工の規定によるものとする。

第19節　雑　　工

雑工の施工については第１編第５章第26節雑工の規定によるものとする。

第４章　護岸、岸壁、物揚場

第１節　適　　用

１．本章は、港湾工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説　　（平成19年7月）
新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　　（平成24年4月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基　礎　工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第１編第５章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節　本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第１編第５章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節　本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第１編第５章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節　上　部　工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節　付　属　工

付属工の施工については、第１編第５章第17節付属工の規定によるものとする。

第16節　消　波工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第17節　裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工ついては、第１編第５章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第18節　陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第１編第５章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第19節　土　　工

土工の施工については、第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第20節　舗　装　工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第21節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第22節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第23節　仮 設 工

仮設工の施工については、第１編第５章第25節仮設工の規定によるものとする。

第24節　雑　　工

雑工の施工については第１編第５章第26節雑工の規定によるものとする。

第５章　桟橋、係船杭

第１節　適　　用

１．本章は、港湾工事（桟橋、係船杭）における海上地盤改良工、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説　　（平成19年7月）

新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　　（平成24年4月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第１編第５章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第５節　本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第１編第５章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第６節　上　部　工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第７節　付　属　工

付属工の施工については、第１編第５章第17節付属工の規定によるものとする。

第８節　舗　装　工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第９節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第10節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第11節　雑　　工

雑工の施工については第１編第５章第26節雑工の規定によるものとする。

第６章　臨港道路

第１節　適　　用

１．本章は、港湾工事（臨港道路）における土工、道路舗装工、緑地工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説　　（平成19年7月）

新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　　（平成24年4月）

第３節　土　　工

土工の施工については、第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第４節　道路舗装工

６－４－１　一般事項

本節は、道路舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、道路付属工その他これらに類する工種について定めるものとする。

６－４－２　路　床　工

路床工の施工については、第1編５－３－18路床工の規定によるものとする。

６－４－３　コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第１編５－３－19コンクリート舗装工の規定によるものとする。

６－４－４　アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第１編５－３－20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

６－４－５　道路付属工

１．縁石

（１）縁石は、清掃した基礎上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。

（２）目地間隙は、 1.0㎝以下としなければならない。

（３）アスカーブの施工については、第１編５－３－20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

２．側溝工

（１）側溝の設置については、**設計図書**の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

（２）側溝の取付部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

３．管渠工

（１）管渠の設置については、**設計図書**の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。

（２）管渠のコンクリート製品の接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

４．集水枡工

（１）集水枡の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

（２）集水枡と管渠等との接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

５．区画線及び道路表示

（１）区画線の施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。

（２）区画線の消去については、表示材（塗装）のみの除去を行い、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

６．道路標識

（１）設置位置は、**設計図書**の定めによるものとする。

（２）建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工しなければならない。

７．防 護 柵

（１）支柱の施工にあたっては、土中に防護柵を設置する場合、堅固に建て込まなければならない。また設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合は、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておかなければならない。

（２）支柱の施工にあたっては、橋梁、擁壁、函きょ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、**設計図書**に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。

（３）防護柵基礎の施工については、第１編第４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（４）防護柵基礎の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

第５節　緑　地　工

６－５－１　一般事項

本節は、緑地工として植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

６－５－２　植　生　工

植生工の施工については、第１編５－３－21植生工の規定によるものとする。

第３編　海　岸　編

第１章　堤防、防潮堤、護岸

第１節　適　　用

１．本章は、港湾海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工(場所打式)、本体工(鋼矢板式）、本体工(コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、 消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造 物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものと する。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類 によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説　（平成16年6月）

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説　（平成19年7月）

新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　（平成24年4月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基　礎　工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第10節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第11節　上　部　工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第12節　消　波　工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第13節　裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第１編第５章第19節裏込・裏埋工の規定によ

るものとする。

第14節　陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第１編第５章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第15節　土　工

土工の施工については、第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第16節　舗　装　工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第17節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第18節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第19節　仮　設　工

仮設工の施工については、第１編第５章第25節仮設工の規定によるものとする。

第20節　雑　　工

雑工の施工については、第１編第５章第26節雑工の規定によるものとする。

第２章　突　堤

第１節　適　　用

１．本章は、港湾海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本 体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものと する。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類 によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則 として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編海岸保全施設の技術上の基準・同解説　（平成16年6月）

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説　（平成19年7月）

新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　（平成24年4月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基　礎　工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第１編第５章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第９節　本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第１編第５章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節　本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第１編第５章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節　本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第１編第５章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節　本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第１編第５章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節　上　部　工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節　消　波　工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第16節　陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第１編第５章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第17節　土　　工

土工の施工については、第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第18節　舗　装　工

舗装工の施工については、第１編第５章第22節舗装工の規定によるものとする。

第19節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第20節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第21節　仮　設　工

仮設工の施工については、第１編第５章第25節仮設工の規定によるものとする。

第22節　雑　　工

雑工の施工については、第１編第５章第26節雑工の規定によるものとする。

第３章　離　岸　堤

第１節　適　　用

１．本章は、港湾海岸工事（離岸堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編海岸保全施設の技術上の基準・同解説　（平成16年6月）

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説　（平成19年7月）

新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　（平成24年4月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基　礎　工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第１編第５章第７節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第６節　本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第１編第５章第８節本体工（ブロッ

ク式）の規定によるものとする。

第７節　本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第１編第５章第９節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第８節　本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第１編第５章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第９節　被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第１編第５章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第10節　上　部　工

上部工の施工については、第１編第５章第16節上部工の規定によるものとする。

第11節　消　波　工

消波工の施工については、第１編第５章第18節消波工の規定によるものとする。

第12節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第４章　樋門・水(閘)門

第１節　適　　用

１．本章は、港湾海岸工事（樋門・水（閘)門）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編海岸保全施設の技術上の基準・同解説　（平成16年6月）

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説　（平成19年7月）

新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　（平成24年4月）

第３節　海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第１編第５章第５節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第４節　基　礎　工

基礎工の施工については、第１編第５章第６節基礎工の規定によるものとする。

第５節　付　属　工

付属工の施工については、第１編第５章第17節付属工の規定によるものとする。

第６節　土　　工

土工の施工については、第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

第７節　維持補修工

維持補修工の施工については、第１編第５章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第８節　構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第１編第５章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

第９節　仮　設　工

仮設工の施工については、第１編第５章第25節仮設工の規定によるものとする。

第10節　雑　　工

雑工の施工については、第１編第５章第26節雑工の規定によるものとする。

第５章　養　　浜

第１節　適　　用

１．本章は、港湾海岸工事（養浜）における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用するものとする。

２．本章に特に定めのない事項については、第１編共通編の規定によるものとする。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編海岸保全施設の技術上の基準・同解説　（平成16年6月）

日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説　（平成19年7月）

新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　（平成24年4月）

第３節　土　捨　工

土捨工の施工については、第１編第５章第４節土捨工の規定によるものとする。

第４節　土　　工

土工の施工については、第１編第５章第21節土工の規定によるものとする。

２．港湾工事監督要綱

2. 港湾工事監督要綱

この要綱は、「新潟県土木工事標準仕様書」の「土木・建築工事監督要綱」によるものとする。

３．港湾工事監督技術基準

３．港湾工事監督技術基準

この技術基準は、P．３－２の別表１～３に定めるもの以外は、「新潟県土木工事標準仕様書」の「土木工事監督技術基準」に準ずるものとする。

別表-1

指定材料の品質確認一覧表

区　　分	確　認　材　料　名	摘　　要
鋼　　材	タイロッド	
その他	マ　ッ　ト	
	捨　　石	

別表-2

段階確認一覧表

種　　別	細　別	確認時期	確　認　項　目	確認の程度
床　掘　工		構造物設置前 床掘完了時	床掘区域の水深 (底面、法面)	適　　宜
基　礎　工	均　　し	均し完了時	延長、天端幅、 均し面高さ出来形図	1 回/1 工事
ケーソン		鉄筋組立完了時	施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料	20%程度
裏　埋　工		(埋戻し前) 裏埋完了時	地盤高、使用材料	適　　宜
汚濁防止膜工		設置完了時	使用材料、施工状況の適否 (構造図との対比)	1 回/1 工事
控　　工	タ　イ　材	定着ナット締め付け状況	締め付け状況	1 回/1 工事

別表-3

施工状況把握一覧表

種　　別	細　別	施工期間	把　握　項　目	把握の程度
浚　渫　工		浚渫施工時	船種、環境保全状況	1 回/1 工事 1 回/1 月
床　掘　工		床掘施工時	施工機械 土質、置換材	1 回/1 工事
ケーソン		ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温等	1 回/1 構造物
埋　立　工		敷均し転圧時	均し、締固め状況、 使用材料	一般:1 回/1 工事 重点:2 ～ 3 回/1 工事
裏　埋　工		裏埋施工時	均し、シート施工状況、 使用材料	1 回/1 工事

４．港湾工事品質管理基準

凡　例

㊖；図面及び特記仕様書

㊘；港湾工事標準仕様書

4. 港湾工事品質管理基準

目　次

１．総則
１－１　一般事項 …… 4- 3

２．石材等
２－１　砂 …… 4- 3
２－２　砂利・砕石 …… 4- 3
２－３　石 …… 4- 5

３．鋼　材
３－１　鋼板及び形鋼等…… 4- 5
３－２　棒　鋼 …… 4- 5
３－３　控　工 …… 4- 7
３－４　コンクリート舗装用鋼材 …… 4- 9

４．セメントコンクリート製品
４－１　一般事項 …… 4- 9

５．防食材料
５－１　アルミニウム合金陽極 …… 4- 11
５－２　防食塗装 …… 4- 11
５－３　被覆防食材料 …… 4- 11

６．防舷材
６－１　ゴム防舷材 …… 4- 13

７．係船柱
７－１　係船柱 …… 4- 15

８．車止め・縁金物
８－１　車止め・縁金物 …… 4- 15

９．マット
９－１　アスファルトマット …… 4- 15
９－２　繊維系マット …… 4- 17

９－３　合成樹脂系マット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4- 17
９－４　ゴムマット　・・・　4- 17

【参考】

様式･品質5-1　　防舷材形状管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4- 19

１．総則

１－１　一般事項

この港湾工事品質管理基準に定めるもの以外については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「土木工事施工管理基準　品質管理基準及び規格値」に準じるものとする。

また、現地状況等によっては、「国土交通省港湾工事共通仕様書」の「港湾工事品質管理基準」も参考としながら港湾構造物として適正な品質管理を行うものとする。

２．石材等

２－１　砂

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）敷　砂 ２）改良杭材 ３）置換材	材　質	外　観	観　察
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204
		シルト以下の細粒含有率	㊒による。
４）中詰砂	材　質	種　類	観　察
		外　観	観　察
		最大粒径	観　察
		単位体積重量	観　察
５）載荷材	材　質	外　観	観　察
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204
		単位体積重量	㊒による。

２－２　砂利・砕石

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）砕　石	材　質	外　観	観　察
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204
		比　重	JIS A 1110
		吸水量	JIS A 1110

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
㊒による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
㊒による。	㊒による。	試験成績表を提出	
㊒による。	施工中適宜		
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
㊒による。	施工中適宜		
㊒による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
㊒又はJIS の規定による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	
㊒による。	搬入前、採取地毎に１回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
㊒による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	
㊒による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	
㊒による。	搬入前産地毎に１回	試験成績表を提出	

２－３　石

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）石	材　質	外　観	観　察
		石の種類	観　察
		比　重	JIS A 5006
		規定外質量の比率	観　察

３．鋼　材

３－１　鋼板及び形鋼等

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）鋼板、形鋼等	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び㊨の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

３－２　棒　鋼

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）普通棒鋼	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
			JIS G 3112 又は JIS G 3101 公的機関の試験成績表により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び㊨の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	管理項目	管理内容	管理方法
２）異形棒鋼	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
			JIS G 3112 公的機関の 試験成績表により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び㊨の形状寸法 に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊞第１編　2-3-4による。	施工中適宜		
㊞による。	施工中適宜		
㊞による。	産地毎に１回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は１年以内の試験成績表とする。
㊞及びJIS　A　5006による。	施工中適宜		

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		
JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
品質規格	測定頻度	結果の整理方法	
JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3112 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		
JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

３－３　控　工

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）腹起し			
２）タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	（一般構造用圧延鋼材の場合）JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
		（高張力鋼材の場合）機械的性質は㊟第１編 2-6-5に、化学成分は㊨及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	㊨の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	組立引張試験	㊨に適合していること。	㊨による。
３）タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	被覆材	㊨の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	㊨の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	組立品引張試験	㊨に適合していること。	㊨による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			3-1鋼板及び形鋼等を適用する。
JIS G 3101	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
機械的性質は㊞第１編表2-7、化学成分は㊟及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
㊟による。	㊟による。	試験成績表を提出	
JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
監督職員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
㊟による。	㊟による。	試験成績表を提出	

３－４　コンクリート舗装用鋼材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）コンクリート舗装用鋼材			
イ）スリップバー ロ）タイバー ハ）チェアー ニ）クロスバー			
ホ）鉄　網	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
			JIS G 3112 公的機関の試験成績表により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び㊒の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

４．セメントコンクリート製品

４－１　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）コンクリート杭 ２）コンクリート矢板 ３）境界ブロック	外　観	有害な傷がないこと。	観　察
	形状寸法	JIS 及び㊒の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
			3-2棒鋼を適用する。
JIS G 3551	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
JIS G 3551		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
JIS G 3551	搬入時、全数又は結束毎		
JIS G 3551	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。
JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表（検査証明書）を提出	

５．防食材料

５－１　アルミニウム合金陽極

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）電気防食陽極	陽極の種類 化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により確認
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
	質　量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認計量器により測定
	陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)	㊨の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

５－２　防食塗装

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）塗装材	材　質	種　類	観　察
		品　質	㊨による。

５－３　被覆防食材料

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）モルタル被覆	材　質	種　類	観　察
		品　質	㊨による。
２）保護カバー	材　質	種　類	観　察
		品　質	㊨による。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
監督職員が承諾した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
監督職員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±５％以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
各陽極の質量の許容範囲は±２％以内とし取付総質量は陽極１個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極１個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±４％の範囲とする。	搬入前、全数　搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
90％以上	搬入前	試験成績表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊨による。	施工中適宜		
㊨による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊨による。	施工中適宜		
㊨による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
㊨による。	施工中適宜		
㊨による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

６．防舷材

６－１　ゴム防舷材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）ゴム防舷材	材　質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が㊟第１編　表2-8に適合、かつ㊟2-13-14.の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認
	性　能	反力及び吸収エネルギー	㊖による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認
	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察
	形状寸法	長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認
２）取付金具	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察
	形状寸法	㊖の形状寸法に適合していること。	観　察

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊞第１編　表2-8 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6259 ㊞2-13-1　４．による。	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料１セット	試験成績表（検査証明書）を提出。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出	
㊖による。	搬入前 10本に1本	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
㊖及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。様式・品質12-1は参考。
異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
㊖及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

７．係船柱

７－１　係船柱

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察
	形状寸法	㊨の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認

８．車止め・縁金物

８－１　車止め・縁金物

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）鋼　製（縁金物を含む）	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認
	外　観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観　察
	形状寸法	㊨の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
２）その他（縁金物を含む）	材　質	㊨の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認
	外　観	使用上有害な反り等がないこと。	観　察
	形状寸法	㊨の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認

９．マット

９－１　アスファルトマット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
１）アスファルトマット（洗掘防止）	材　質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が㊨に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	外　観	補強材の種類は㊨に適合していること。	観　察

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊞第１編　表2-9	１溶解毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
㊞第１編　図5-1～3 及び㊞第１編　表5-1	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊞第１編　表2-10	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時適宜		
㊖による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
㊖による。	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
異常が認められないこと。	搬入時適宜		
㊖による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊞第１編 2-16-1又は㊖による。	1,000ｍ２に１回	試験成績表及び配合表を提出	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理基準を適用する。
㊖による。	搬入時、適宜		

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）アスファルトマット（洗掘防止）	形状寸法	厚　さ	スチールテープ等で測定
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定
2）摩擦増大用マット	材　質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度が㊨に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	外　観		
	形状寸法		

9－2　繊維系マット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が㊨に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

9－3　合成樹脂系マット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が㊨に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

9－4　ゴムマット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法
1）ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が㊨に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
2）摩擦増大用マット	材　質	㊨による。	製造工場の試験成績表により確認
	形状寸法	㊨による。	スチールテープ等で測定

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊨による。	20枚に１枚を２箇所	管理表を作成し提出	
㊨による。	20枚に１枚を１箇所	管理表を作成し提出	
㊞第１編 2-16-1又は㊨による。	1,000m２に１回	試験成績表及び配合表を提出	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理基準を適用する。
			9-1-1）アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。
			９-1-1）アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊨による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS　L 1908 引裂試験JIS　L 1096

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊨による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS　K 6723 引裂試験JIS　K 6252 比重試験JIS　K 7112 耐海水試験 JIS　K 6773

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
㊨による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS　K 6251 引裂試験JIS　K 6252
㊨による。	㊨による。	試験成績表を提出	
㊨による。	㊨による。	管理表を作成し提出	

様式・品質５－１

防 舷 材 形 状 管 理 表 （ 例）

工 事 名　　型　　式

年 月 日　　現場代理人　　㊞

単位 mm

測定箇所		標準寸法	№	№	№	備　　考
長　　さ	L_1					
	L_2					
幅	A					
	B					
高　　さ	H					
ボルト穴径						
ボルト穴の中心間隔	C					
	l_1					
	l_2					
そ の 他						

（別紙）

防舷材形状測定箇所（例）

１．中空円筒形

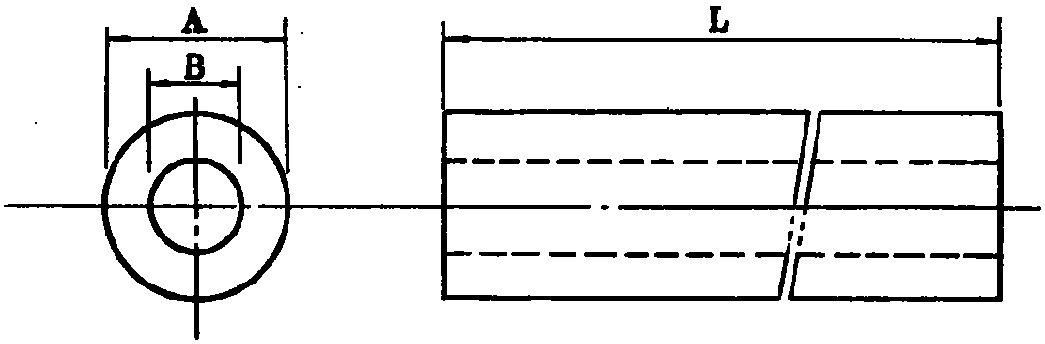

２．Ｄ 形

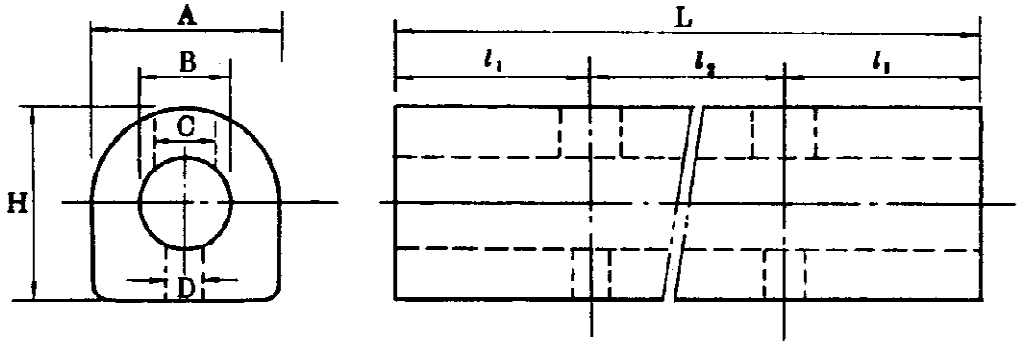

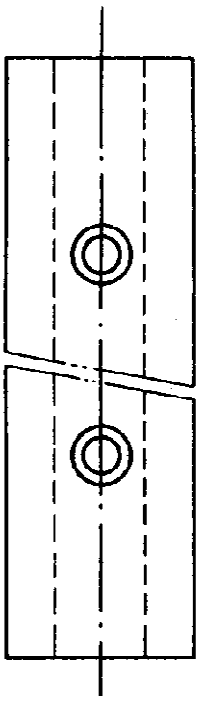

3．V 形

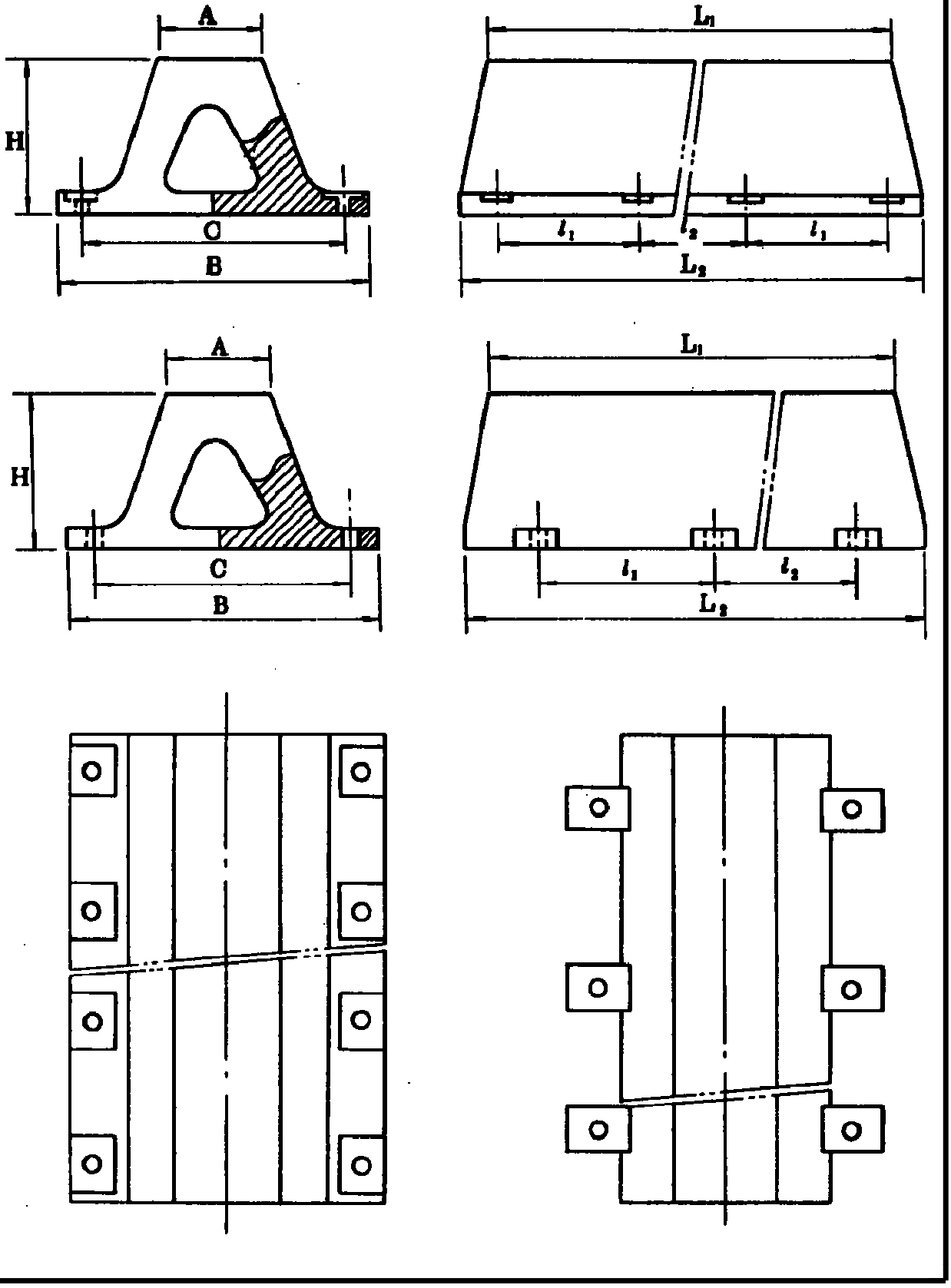

4．サークル形

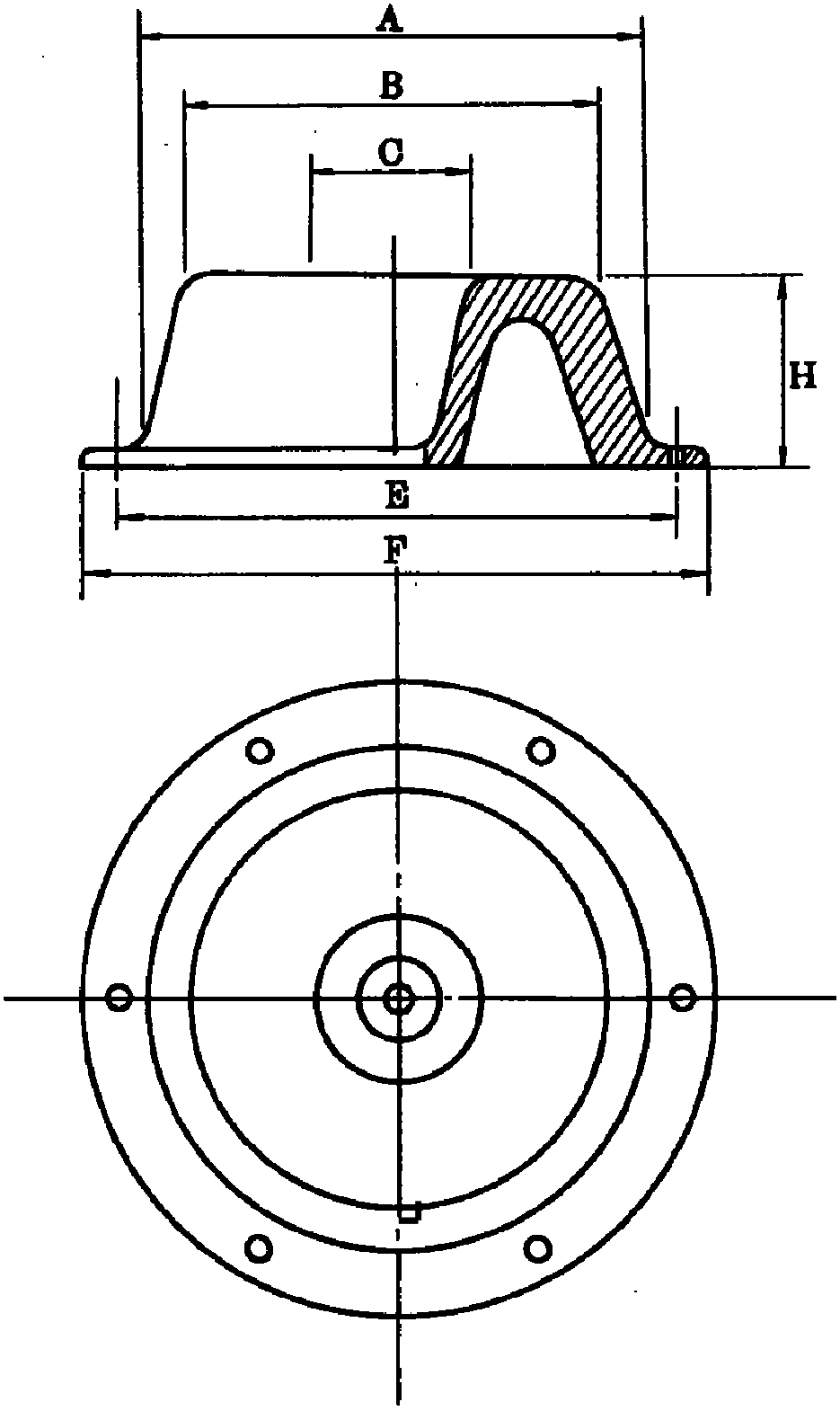

５．港湾工事出来形管理基準

凡　例

㊖　：図面及び特記仕様書

㊗　；港湾工事標準仕様書

5．港湾工事出来形管理基準

目　次

1．総則
　1－1　一般事項 …… 5- 6

2．共通的工種
　2－1　圧密・排水工 …… 5- 6
　2－2　締固工 …… 5- 10
　2－3　固化工 …… 5- 12
　2－4　洗掘防止工 …… 5- 14
　2－5　中詰工 …… 5- 14
　2－6　蓋コンクリート工 …… 5- 14
　2－7　蓋ブロック工 …… 5- 14
　2－8　鋼矢板工 …… 5- 16
　2－9　控　工 …… 5- 16
　2－10　鋼杭工 …… 5- 18
　2－11　コンクリート杭工 …… 5- 18
　2－12　防食工 …… 5- 18
　2－13　コンクリート舗装工 …… 5- 20
　2－14　アスファルト舗装工 …… 5- 20
　2－15　植生工 …… 5- 20

3．海上地盤改良工
　3－1　床掘工 …… 5- 22
　3－2　置換工 …… 5- 22
　3－3　圧密・排水工 …… 5- 24
　3－4　締固工 …… 5- 24
　3－5　固化工 …… 5- 24

4．基礎工
　4－1　基礎盛砂工 …… 5- 24
　4－2　洗掘防止工 …… 5- 24
　4－3　基礎捨石工 …… 5- 26
　4－4　基礎ブロック工 …… 5- 28

5．本体工（ケーソン式）
　5－1　ケーソン製作工 …… 5- 30
　5－2　ケーソン進水据付工 …… 5- 30
　5－3　中詰工 …… 5- 32
　5－4　蓋コンクリート工 …… 5- 32

５－５　蓋ブロック工 ・・ 5- 32

６．本体工（ブロック式）
６－１　本体ブロック製作工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 32
６－２　本体ブロック据付工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 34
６－３　中詰工 ・・・ 5- 34
６－４　蓋コンクリート工 ・・・ 5- 34
６－５　蓋ブロック工 ・・・ 5- 34

７．本体工（場所打式）
７－１　場所打コンクリート工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 36
７－２　水中コンクリート工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 36
７－３　プレパックドコンクリート工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 36
７－４　水中不分離性コンクリート工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 38

８．本体工（捨石・捨ブロック式）
８－１　洗掘防止工 ・・ 5- 38
８－２　本体捨石工 ・・ 5- 38
８－３　捨ブロック工 ・・・ 5- 38
８－４　場所打コンクリート工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 40

９．本体工（鋼矢板式）
９－１　鋼矢板工 ・・ 5- 40
９－２　控　工 ・・ 5- 40

10．本体工（コンクリート矢板式）
10－１　コンクリート矢板工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 40
10－２　控　工 ・・・ 5- 40

11．本体工（鋼杭式）
11－１　鋼杭工 ・・・ 5- 40

12．本体工（コンクリート杭式）
12－１　コンクリート杭工 ・・ 5- 40

13．被覆・根固工
13－１　被覆石工 ・・・ 5- 42
13－２　被覆ブロック工 ・・・ 5- 42
13－３　根固ブロック工 ・・・ 5- 42

14．上部工
14－１　上部コンクリート工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 44
14－２　上部ブロック工 ・・ 5- 44

15. 付属工
15－1　係船柱工 ・・ 5- 46
15－2　防舷材工 ・・ 5- 46
15－3　車止・縁金物工 ・・ 5- 46
15－4　防食工 ・・・ 5- 48
15－5　付属設備工 ・・・ 5- 48

16. 消波工
16－1　洗掘防止工 ・・・ 5- 48
16－2　消波ブロック工 ・・ 5- 48

17. 裏込・裏埋工
17－1　裏込工 ・・・ 5- 50
17－2　裏埋工 ・・・ 5- 50
17－3　裏埋土工 ・・ 5- 50

18. 陸上地盤改良工
18－1　圧密・排水工 ・・・ 5- 52
18－2　締固工 ・・・ 5- 52
18－3　固化工 ・・・ 5- 52

19. 土　工
19－1　掘削工 ・・・ 5- 52
19－2　盛土工 ・・・ 5- 52
19－3　路床盛土工 ・・・ 5- 52
19－4　法面工 ・・・ 5- 52

20. 舗装工
20－1　コンクリート舗装工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 52
20－2　アスファルト舗装工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 52

21. 仮設工 ・・ 5- 52

22. 雑　工
22－1　現場鋼材溶接工 ・・ 5- 54
22－2　現場鋼材切断工 ・・ 5- 54
22－3　その他雑工 ・・・ 5- 54

23. 浚渫工
23－1　ポンプ浚渫工 ・・・ 5- 56
23－2　グラブ浚渫工 ・・・ 5- 56
23－3　硬土盤浚渫工 ・・・ 5- 56
23－4　岩盤浚渫工 ・・ 5- 56
23－5　バックホウ浚渫工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 56

24. 埋立工
24－１　固化工　・・・

［参　考］

様式・出来形 2-1-2(1)　；敷砂出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 60
様式・出来形 2-1-2(2)　；敷砂出来形管理図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 61
様式・出来形 2-2-2(1)　；ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ出来形管理表 ・・・・・・・・・・・ 5- 62
様式・出来形 2-2-2(2)　；砂投入管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 63
様式・出来形 2-2-2(3)　；締固工深浅図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 64
様式・出来形 2-3-1(1)　；深層混合処理杭出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・ 5- 65
様式・出来形 2-3-1(2)　；深層混合処理杭鉛直度管理表 ・・・・・・・・・・・・・ 5- 66
様式・出来形 2-4-1(1)　；洗掘防止マット出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・ 5- 67
様式・出来形 2-4-1(2)　；洗掘防止マット出来形管理図 ・・・・・・・・・・・・・ 5- 68
様式・出来形 2-5-1　　；砂・石材中詰出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 69
様式・出来形 2-6-1　　；蓋コンクリート出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・ 5- 70
様式・出来形 2-9-5　　；腹起出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 71
様式・出来形 2-9-6　　；タイ材出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 72
様式・出来形 2-12-1(1)；電気防食出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 73
様式・出来形 2-12-1(2)；電気防食電位測定管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 74
様式・出来形 3-2-1　　；置換材出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 75
様式・出来形 4-3-2(1)　；基礎石均し出来形管理図(1) ・・・・・・・・・・・・・・ 5- 76
様式・出来形 4-3-2(2)　；基礎石均し出来形管理図(2) ・・・・・・・・・・・・・・ 5- 77
様式・出来形 5-1-1　　；ケーソン製作出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 78
様式・出来形 5-2-1　　；ケーソン据付出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 79
様式・出来形 6-1(1)　　；ブロック（方塊）製作出来形管理表 ・・・・・・・ 5- 80
様式・出来形 6-1(2)　　；Ｌ型ブロック製作出来形管理表 ・・・・・・・・・・・ 5- 81
様式・出来形 6-1(3)　　；セルラーブロック製作出来形管理表 ・・・・・・・ 5- 82
様式・出来形 6-1(4)　　；ブロック製作等外見チェックリスト ・・・・・・・ 5- 83
様式・出来形 13-1-1(1)；被覆石均し出来形管理図(1) ・・・・・・・・・・・・・・ 5- 84
様式・出来形 13-1-1(2)；被覆石均し出来形管理図(2) ・・・・・・・・・・・・・・ 5- 85
様式・出来形 13-3-1　　；根固ブロック製作出来形管理表 ・・・・・・・・・・・ 5- 86
様式・出来形 14-1(1)　；上部コンクリート(防波堤)出来形管理表 ・・・ 5- 87
様式・出来形 14-1(2)　；上部コンクリート(岸壁)出来形管理表 ・・・・・ 5- 88
様式・出来形 15-1-1　　；係船柱出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 89
様式・出来形 15-2-1　　；防舷材出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 90
様式・出来形 15-3-1　　；車止出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 91
様式・出来形 17-3-1　　；土砂掘削出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 92
様式・出来形 24-1-1(1)；すみ肉溶接出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 93
様式・出来形 24-1-1(2)；突合せ溶接出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 94
様式・出来形 24-1-1(3)；鉄筋フレア溶接出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・ 5- 95
様式・出来形 25-1(1)　；浚渫出来形管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 96
様式・出来形 25-1(2)　；浚渫出来形管理図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 97

１．総則

１－１　一般事項

この港湾工事出来形管理基準に定めるもの以外については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「土木工事施工管理基準　出来形管理基準及び規格値」に準じるものとする。

また、現地状況等によっては、「国土交通省港湾工事共通仕様書」の「港湾工事出来形管理基準」も参考としながら港湾構造物として適正な出来形管理を行うものとする。

２．共通的工種

２－１　圧密・排水工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．サンドドレーン	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全　数
	砂の投入量	打込記録の確認	全　数
２．敷砂均し	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下
３．載荷土砂	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１㎝	管理図に測定結果を記入し提出	±10㎝	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10㎝	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －０ 先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
$0.1m^3$	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
10㎝	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	様式・出来形2-1-2参照
天端高１㎝ 天端幅10㎝	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30㎝ 天端幅、法面勾配は㊨による。	
10㎝			
10㎝	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	
天端幅10㎝ 天端高１㎝	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50㎝ 天端幅、法面勾配は㊨による。	
10㎝			

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
４．ペーパードレーン	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全　数
	ドレーン材の打込長	打込記録の確認	全　数
５．グラベルマット	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下
６．グラベルドレーン	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	全　数
	砕石の投入量	打込記録の確認	全　数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	管理図に測定結果を記入し提出	±10㎝	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10㎝	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
10㎝	打込記録紙に打込長を記入し提出		
10㎝	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	様式・出来形2-1-2参照
天端高1㎝ 天端幅10㎝	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30㎝ 天端幅、法面勾配は㊚による。	
10㎝			
1㎝	管理図に測定結果を記入し提出	±10㎝	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10㎝	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
$0.1m^3$	打込記録紙に砕石の投入量を記入し提出		

２－２　締固工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ロッドコンパクション	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	充填材の投入量		
	天端高	打込記録の確認	全　数
	先端深度	打込記録の確認	全　数
２．サンドコンパクションパイル	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	移動毎及び監督職員の指示による。
	天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数
	砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数
	盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は㊖による。
３．盛上土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は㊖による。
４．敷砂均し			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
1.0m^3	測定記録等の提出		
10cm	打込記録の提出	天端高 ＋規定しない －0	
10cm	打込記録の提出	先端深度 ＋0 －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
1cm	管理図に測定結果を記入し提出	±10cm	様式・出来形2-2-2参照。自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
0.1m^3	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
10cm	盛上り量の平面図を作成し提出		
10cm	撤去量の平面図を作成し提出		
			2-1-2敷砂均しを適用する。

２－３　固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．深層混合処理杭	位　置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	海上施工は改良杭全数。陸上施工は㊖による。
	鉛直度 接　合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数　深度方向に２～５m程度毎に測定（引抜きと貫入時）
	天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数
	固化材吐出量	流量計等により固化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数
	盛上り量	音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後
２．敷砂均し			
３．事前混合処理	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後
	天端高、天端幅	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
		水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下
４．表層固化処理	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後
	天端高、天端幅、厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１㎝	管理図に測定結果を記入し提出	トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は㊖による。	様式・出来形2-3-1参照。自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
１分又は１㎝	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	㊖による。	陸上施工は除く。
１㎝	打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 ＋規定しない －０ 先端深度 ＋０ －規定しない	＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。 －；設計値より深い（低い）ことをいう。 （　）は陸上。
１ℓ 又は１ｔ	打込記録紙又は打込記録データに固化材吐出量を記入し提出		
10㎝	盛上り量の図面を作成し提出		
			2-1-2敷砂均しを適用する。
10㎝	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	
天端幅10㎝ 天端高１㎝	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	㊖による。	
10㎝			
10㎝	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	
天端幅10㎝ 天端高・厚さ１㎝	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	㊖による。	

２－４　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに１箇所以上
	重ね幅	スチールテープ等により測定	１枚に２点
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長

２－５　中詰工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．砂・石材中詰	天端高	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	１室につき１箇所(中心)
２．コンクリート中詰 ３．プレパックドコンクリート中詰	天端高	レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	１室につき１箇所(中心)

２－６　蓋コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．蓋コンクリート	天端高	レベル、スチールテープ等により測定	１室につき１箇所(中心)

２－７　蓋ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．蓋ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
２．蓋ブロック据付	蓋ブロック据付（天端高）	レベル、スチールテープ等により測定	１室につき１箇所

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10㎝	測定表及び敷設図を作成し提出	㊒による。	様式・出来形2-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット、合成樹脂系マット
１㎝	測定表及び敷設図を作成し提出	50㎝以上(アスファルトマット・繊維系マット、ゴム マット） 30㎝以上（合成樹脂系マット）	
10㎝	測定表及び敷設図を作成し提出	＋規定しない －10㎝	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１㎝	管理表を作成し提出	陸上±５㎝ 水中±10㎝	様式・出来形2-5-1参照
１㎝	管理表を作成し提出	陸上±３㎝ 水中±５㎝	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１㎝	管理表を作成し提出	陸上±３㎝ 水中±５㎝	様式・出来形2-6-1参照

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１㎝	管理表を作成し提出	幅　＋２㎝,－１㎝ 高さ＋２㎝,－１㎝ 長さ＋２㎝,－１㎝ 壁厚±１㎝	
１㎝	管理表を作成し提出		
１㎝	管理表を作成し提出		

２－８　鋼矢板工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第3編１－３－４矢板工に準じるものとする。

２－９　控工

１．控鋼矢板

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第3編１－３－４矢板工に準じるものとする。

２．控鋼杭

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第3編１－４－４既成杭工に準じるものとする。

３．プレキャストコンクリート控壁

この節については、本基準「6.本体工（ブロック式）」に準じるものとする。

４.場所打コンクリート控壁

この節については、本基準「7.本体工（場所打式）7-1ロ）岸壁」に準じるものとする。

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
５．腹　起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数
	継手位置	観　察	取付完了時、全数
	ボルトの取付け	観　察	取付完了時、全数
	矢板と腹起しとの密着	観　察	タイロッド毎、全数
６．タイ材			
イ）タイロッド取付	取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数
	定着ナットの締付け	観　察	全　数
	ターンバックルのねじ込み長さ	観　察	全　数
	リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観　察	全　数
	支保材の天端高	レベル等により測定	適　宜

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	管理表を作成し提出		様式・出来形2-9-5参照
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
1㎝	管理表を作成し提出		様式・出来形2-9-6参照 腹起しに取り付ける場合は不要
1㎝	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告	ねじ山が３つ山以上突き出していること。	
1㎝	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	
	観察結果を報告		
1㎝	管理表を作成し提出		

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
ロ）タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数
	矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数
	定着ナットの締付け	観　察	全　数
	定着具端部栓の取付け	観　察	全　数
	トランペットシースの取付	観　察	全　数

２－10　鋼杭工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第3編１－４－４既成杭工に準じるものとする。

２－11　コンクリート杭工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第3編１－４－４既成杭工に準じるものとする。

２－12　防食工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	取付完了後、全数
	電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎
２．ＦＲＰモルタル被覆	取付高さ	レベル等により測定	取付完了後、上端高さ 鋼管杭；全　数 矢板；１打設３箇所以上
３．ペトロラタム被覆 ４．コンクリート被覆 ５．防食塗装	高さ	レベル等により測定	完了後、上端・下端高さ 鋼管杭；全　数 矢板；１打設３箇所以上

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１㎝	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
１cm	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告	ねじ山が３つ山以上突き出していること。	
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
㊨による	確認結果を提出		様式・出来形1-12-1参照
１ｍＶ	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準；－770ｍＶ 海水塩化銀基準；－780ｍＶ 又は飽和硫酸銅電極基準；－850ｍＶ	
㊨による	測定表を作成し提出		
㊨による	測定表を作成し提出		

２－１３　コンクリート舗装工

１.下層路盤

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第3編１－６－１２コンクリート舗装工に準じるものとする。

２.上層路盤

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第3編１－６－１２コンクリート舗装工に準じるものとする。

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
３．コンクリート舗装版	厚　さ	レベル等により測定	舗装は中心及び両端部の３点を延長20mに１箇所、道路舗装は中心及び両端部の３点を延長40mに１箇所
	幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	舗装は延長20mに１箇所、道路舗装は延長40mに１箇所
	延　長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	両端２箇所
	平坦性	３mプロフィルメータにより測定	各レーン毎全延長

２－１４　アスファルト舗装工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第3編第６節一般舗装工に準じるものとする。

２－１５　植生工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第3編１－１４－２植生工に準じるものとする。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	測定表を作成し提出	＋規定しない －1㎝	コンクリート版の厚さ、その他を確認するため、監督職員が必要と認めたときは、コアを採取する。
1㎜	測定表を作成し提出	＋規定しない －2.5㎝	
1㎝	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
1㎜	記録紙及び管理表を作成し提出	機械舗設の場合 2㎜以下 人力舗設の場合 3㎜以下	

３．海上地盤改良工

３－１　床掘工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ポンプ床掘 ２．グラブ床掘 ３．硬土盤床掘 ４．砕岩床掘 ５．バックホウ床掘	水　深 （底面）	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	㊒による。
	（法面）	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	㊒による。

３－２　置換工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．置換材均し	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高、天端幅、法面	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下測点間隔10m以下
		水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点間隔20m以下

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10㎝	平面図に実測値を記入し提出	±30㎝又は㊮による。	断面図は監督職員が指示したとき作成し提出
10㎝	平面図に実測値を記入し提出	外側２ｍ(法面に直角) 内側30㎝(法面に直角)又は㊮による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10㎝	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	様式・出来形3-2-1参照
天端高１㎝ 天端幅10㎝	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±50㎝又は㊮による 天端幅、法面は㊮による。	
10㎝			

３－３　圧密・排水工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
圧密・排水工			

３－４　締固工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
締固工			

３－５　固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
固化工			

４．基礎工

４－１　基礎盛砂工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．盛砂均し	延　長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後
	天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下

４－２　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
洗掘防止工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-1圧密・排水工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-2締固工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-3固化工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10㎝	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －０	様式・出来形1-1-2参照
10㎝	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±30㎝ 天 端幅、法面勾配は㊨による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-4洗掘防止工を適用する。

４－３　基礎捨石工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法　面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下測点３点以上、但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。
２．捨石本均し	天端高	レベル又は㊨により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。
３．捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法　　面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下測点３点以上、但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上又は監督職員の指示による。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	均し出来形図を作成し提出	㊖による。	
10cm	均し出来形図を作成し提出	㊖による。	
10cm	均し出来形図を作成し提出	㊖による。	
10cm	均し出来形図を作成し提出	㊖による。	
1cm	均し出来形図を作成し提出	±5cm	様式・出来形4-3-2参照
10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-1　±50cm、岸壁前面＋０,－20cm又は㊖による。 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角） ±30cm 又は㊖による。	注)-1　係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-2　±50cm（法面に直角） 異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角） ±30cm 又は㊖による。	注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

４－４　基礎ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．基礎ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	全　数
２．基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最上段のみ）

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	管理表を作成し提出	幅　＋2㎝,－1㎝ 高さ＋2㎝,－1㎝ 長さ＋2㎝,－1㎝ 壁厚±1㎝	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
1㎝	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
1㎝	管理表を作成し提出	±5㎝	
1㎝	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) 3㎝以下	
1㎝	管理表を作成し提出		
1㎝	管理表を作成し提出		

５．本体工（ケーソン式）

５－１　ケーソン製作工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎
	高　さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅
	幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端
	長　さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端
	壁　厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁１箇所
	底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部１箇所
	フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅
	対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時
	バラスト	レベル、レッド等により測定	各室中央部１箇所

５－２　ケーソン進水据付工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ケーソン進水据付	法線に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端２箇所
	据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、天端２箇所
	天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	㊒による。	
1cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	様式・出来形5-1-1参照
1cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
1cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
1cm	管理表を作成し提出	±1cm	
1cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
1cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
1cm	管理表を作成し提出	砕石・砂　±10cm ｺﾝｸﾘｰﾄ　±5cm	投入量管理

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1cm	管理表を作成し提出	防波堤　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満±20cm 2,000t以上±30cm 岸　壁　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満±10cm 2,000t以上±15cm	様式・出来形5-2-1参照
1cm	管理表を作成し提出	防波堤　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満 20cm以下 2,000t以上 30cm以下 岸　壁　ｹｰｿﾝ質量 2,000t未満 10cm以下 2,000t以上 20cm以下	
1cm	管理表を作成し提出		
1cm	管理表を作成し提出		

５－３　中詰工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
中詰工			

５－４　蓋コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋コンクリート工			

５－５　蓋ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋ブロック工			

６．本体工（ブロック式）

６－１　本体ブロック製作工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．本体ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観　察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観　察	全　数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-5中詰工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-6蓋コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-7蓋ブロック工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１㎝	管理表を作成し提出	幅　＋２㎝,－１㎝ 高さ＋２㎝,－１㎝ 長さ＋２㎝,－１㎝ 壁厚±１㎝	様式・出来形6-1参照 Ｌ型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
１㎝	管理表を作成し提出		様式・出来形6-1参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		

６－２　本体ブロック据付工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．本体ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最下段、最上段）
	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック１個につき２箇所（最上段のみ）

６－３　中詰工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
中詰工			

６－４　蓋コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋コンクリート工			

６－５　蓋ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
蓋ブロック工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	管理表を作成し提出	±5㎝	
1㎝	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック 5㎝以下 直立消波ブロック ブロック(方塊) 3㎝以下	
1㎝	管理表を作成し提出		
1㎝	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-5中詰工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-6蓋コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-7蓋ブロック工を適用する。

７．本体工（場所打式）

７－１　場所打コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
場所打コンクリート工			
イ）防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は１スパン４箇所以上 パラペット頂部は１スパン２箇所以上
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所
ロ）岸　壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎

７－２　水中コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
水中コンクリート工			

７－３　プレパックドコンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
プレパックドコンクリート工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2㎝ 天端幅10mを超える場合は＋5㎝－2㎝	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は㊨による。
1㎝	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3㎝ 天端幅10mを超える場合は＋5㎝－3㎝	
1㎝	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
1㎝	測定表を作成し提出	±5㎝ 注） 又は㊨による。	
1㎝	測定表を作成し提出	±2㎝	天端高又は厚さの管理項目の選定は㊨による。
1㎝	測定表を作成し提出	±2㎝	
1㎝	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
1㎝	測定表を作成し提出	±3㎝	
1㎝	測定表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			7-1場所打コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			7-1場所打コンクリート工を適用する。

7－4　水中不分離性コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
水中不分離性コンクリート工			

8．本体工（捨石・捨ブロック式）

8－1　洗掘防止工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
洗掘防止工			

8－2　本体捨石工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
本体捨石工			

8－3　捨ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
1．捨ブロック製作	幅、高さ、長さ、　厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	10個に1個以上測定
2．捨ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）
	隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段）
	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）
	天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ）

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			7-1場所打コンクリート工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-4洗掘防止工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			4-3基礎捨石工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	管理表を作成し提出	幅　＋２㎝,－１㎝ 高さ＋２㎝,－１㎝ 長さ＋２㎝,－１㎝ 壁厚±１㎝	様式・出来形6-1参照 ブロック(方塊)
1㎝	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
1㎝	管理表を作成し提出	±５㎝	
1㎝	管理表を作成し提出	ブロック(方塊) ３㎝以下	
1㎝	管理表を作成し提出		
1㎝	管理表を作成し提出		

８－４　場所打コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は１スパン４箇所以上 パラペット頂部は１スパ ン２箇所以上
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所

９．本体工（鋼矢板式）

９－１　鋼矢板工

この節については、本基準「1-8　鋼矢板工」に準じるものとする。

９－２　控　工

この節については、本基準「1-9　控工」に準じるものとする。

10．本体工（コンクリート矢板式）

10－１　コンクリート矢板工

この節については、本基準「1-8　鋼矢板工」に準じるものとする。

10－２　控　工

この節については、本基準「1-9　控工」に準じるものとする。

11．本体工（鋼杭式）

11－１．鋼杭工

この節については、本基準「1-10　鋼杭工」に準じるものとする。

12．本体工（コンクリート杭式）

12－１　コンクリート杭工

この節については、本基準「1-11　コンクリート杭工」に準じるものとする。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2㎝ 天端幅10mを超える場合は＋5㎝－2㎝	様式・出来形14-1参照 天端高さの管理項目の選定は㊨による。
1㎝	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3㎝ 天端幅10mを超える場合は＋5㎝－3㎝	
1㎝	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
1㎝	測定表を作成し提出	±5㎝ 注） 又は㊨による。	

13. 被覆・根固工

13－１ 被覆石工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
２．被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法　面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点３点以上但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の**指示**による。

13－２　被覆ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．被覆ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜
	ブロック外観（異形ブロック）	観察	10個に１個以上測定
２．被覆ブロック据付	延　長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）

13－３　根固ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数

２．根固ブロック据付

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第5編２－６－３根固めブロック工に準じるものとする。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10cm	出来形図を作成し提出	㊨による。	様式・出来形13-1-1参照
10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 岸壁前面 ＋０、-20cm又は㊨による。	
10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面（整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は㊨による。	
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
１cm	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm	様式・出来形13-3-1参照
１cm	管理表を作成し提出		

14. 上部工

14－１　上部コンクリート工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
上部コンクリート工			
イ）防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は１スパン４箇所以上 パラペット頂部は１スパン２箇所以上
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所
ロ）岸　壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	天端幅	スチールテープ等により測定	１スパン３箇所
	延　長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	１スパン２箇所
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎
ハ）桟　橋			

14－２　上部ブロック工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．上部ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数
２．上部ブロック据付			
イ）防波堤			
ロ）岸　壁			
ハ）桟橋上部コンクリート			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2㎝ 天端幅10mを超える場合は＋5㎝－2㎝	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は 厚さの管理項 目の選定は㊨による。
1㎝	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3㎝ 天端幅10mを超える場合は＋5㎝－3㎝	注）本体がケーソンの場合ケーソン質量 2,000t未満 ±20㎝ 2,000t以上 ±30㎝
1㎝	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
1㎝	測定表を作成し提出	±5㎝ 注） 又は㊨による。	
1㎝	測定表を作成し提出	±2㎝	天端高又は厚さの管理項目の選定は㊨による。
1㎝	測定表を作成し提出	±2㎝	
1㎝	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
1㎝	測定表を作成し提出	±3㎝	
1㎝	測定表を作成し提出		
			14-1上部コンクリート工 ﾛ)岸壁を適用する。 梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	管理表を作成し提出	幅　＋2㎝,－1㎝ 高さ＋2㎝,－1㎝ 長さ＋2㎝,－1㎝ 壁厚±1㎝	
1㎝	管理表を作成し提出		
			14-1上部コンクリート工 ｲ)防波堤を適用する。
			14-1上部コンクリート工 ﾛ)岸壁を適用する。
			14-1上部コンクリート工 ﾊ)桟橋を適用する。

15. 付属工

15－１　係船柱工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数
	岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数
	中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基
	直柱基礎コンクリート（幅）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両端
	（長さ）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面
	（高さ）	レベルにより測定	完了時、全数、中心点

15－２　防舷材工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数
	中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数

15－３　車止・縁金物工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
車止・縁金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数
	岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部を１点
	取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工１スパンに２箇所
	塗　装	目視による観察	
	警戒色(シマ模様)	スチールテープ等により測定	完了時適宜

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	管理表を作成し提出	曲柱±２㎝ 直柱±２㎝	様式・出来形15-1-1参照
1㎝	管理表を作成し提出		
1㎝	管理表を作成し提出		
1㎝	管理表を作成し提出		
1㎝	管理表を作成し提出		
1㎝	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	管理表を作成し提出		様式・出来形15-2-1参照
1㎝	管理表を作成し提出		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎝	管理表を作成し提出		様式・出来形15-3-1参照
1㎝	管理表を作成し提出	±３㎝	
1㎝	管理表を作成し提出		
	観察結果を報告		
	確認結果を報告		

15－４　防食工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
防食工			

15－５　付属設備工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
係船環	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数

16. 消波工

16－１　洗掘防止工

この節については、本基準「2-12.防食工」に準じるものとする。

16－２　消波ブロック工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第5編２－７－３消波ブロック工に準じるものとする。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-12防食工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
１㎝	管理表を作成し提出		

17. 裏込・裏埋工

17－1　裏込工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
1．裏込材 (均しを行わない面)	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法　面	レベル、レッドにより測定	測点は３点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。
2．裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下
	法　面	レベル、レッドにより測定	測点は３点以上
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上又は監督職員の指示による。
3．吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに１箇所以上
	重ね幅	スチールテープ等により測定	１枚に２点
	延　長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長

17－2　裏埋工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
裏埋材	地盤高 （陸上部）	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下
	（水中部）	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下

17－3　裏埋土工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
1．土砂掘削 2．土砂盛土	地盤高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに１箇所以上
	幅	スチールテープ等により測定	延長20mに１箇所以上
	法長	スチールテープ等により測定	延長20mに１箇所以上
	延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
陸上　1cm 水中　10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
10cm	出来形図を作成し提出	㊦による。	
陸上　1cm 水中　10cm	出来形図を作成し提出	±20cm	
10cm	出来形図を作成し提出	±20cm （法面に直角）	マット等を使用する場合を含む。
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	㊦による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット） 30cm以上（合成樹脂系マット）	
10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1cm	平面図に実測値を記入し提出	㊦による。	変化点は測定する。
10cm	平面図に実測値を記入し提出	㊦による。	変化点は測定する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1cm	測定表を作成し提出	㊦による。	様式・出来形17-3-1参照
10cm	測定表を作成し提出	㊦による。	
10cm	測定表を作成し提出	㊦による。	
10cm	測定表を作成し提出	㊦による。	

18. 陸上地盤改良工

18－１　圧密・排水工

この節については、本基準「2-１.圧密･排水工」に準じるものとする。

18－２　締固工

この節については、本基準「2-２.締固工」に準じるものとする。

18－３　固化工

この節については、本基準「2-３.固化工」に準じるものとする。

19. 土　工

19－１　掘削工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第1編２－３－２掘削工に準じるものとする。

19－２　盛土工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第1編２－３－３盛土工に準じるものとする。

19－３　路床盛土工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第1編２－４－４路床盛土工に準じるものとする。

19－４　法面工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第1編２－３-5及び2-4-5法面整形工に準じるものとする。

20. 舗装工

20－１　コンクリート舗装工

この節については、本基準「2-13.コンクリート舗装工」に準じるものとする。

20－２　アスファルト舗装工

この節については、本基準「2-14.アスファルト舗装工」に準じるものとする。

21. 仮設工

この節については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「出来形管理基準及び規格値」第３編第１０節仮設工に準じるものとする。

22. 雑　工

22－１　現場鋼材溶接工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．現場鋼材溶接	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適　宜
	ひずみ	目視による観察	全　数
	有害な欠陥の有　無	目視による観察	適　宜
２．被覆溶接(水中)	形状寸法（のど厚、脚長、溶接長等）	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適　宜
	外　観	潜水士による観察	全　数
３．スタッド溶接(水中)			

22－２　現場鋼材切断工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．現場鋼材切断			
イ）陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数
	外　観	目視による観察	全　数
ロ）水中切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数

22－３　その他雑工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．清　掃	幅、長さ、延長	スチールテープ等により測定	全　数
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数
２．削　孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全　数
	外　観	目視又は潜水士による観察	全　数

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎜	測定表を作成し提出	㊒による。	様式・出来形22-1-1参照
	観察結果を報告		
	観察結果を報告		
1㎜ 溶接長は1㎝	測定表を作成し提出	㊒による。	
	観察結果を報告		
			22-1-2被覆溶接（水中）を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎜	測定表を作成し提出	㊒による。	
	観察結果を報告		
1㎜	測定表を作成し提出	㊒による。	
	観察結果を報告		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
1㎜	測定表を作成し提出	㊒による。	
	観察結果を報告		
1㎜	測定表を作成し提出	㊒による。	
	観察結果を報告		

23. 浚渫工

23－１　ポンプ浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．ポンプ浚渫	水　深 （底面）	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	㊖による。
	（法面）	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	㊖による。

23－２　グラブ浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．グラブ浚渫			

23－３　硬土盤浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．硬土盤浚渫			

23－４　岩盤浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．砕岩浚渫			

23－５　バックホウ浚渫工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．バックホウ浚渫			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
10㎝	平面図に実測値を記入し提出	＋０ －規定しない又は㊨による。	様式・出来形23-1参照 ＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
10㎝	平面図に実測値を記入し提出	＋０ －規定しない又は㊨による。	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			23-1-1ポンプ浚渫を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			23-1-1ポンプ浚渫を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			23-1-1ポンプ浚渫を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			23-1-1ポンプ浚渫を適用する。

24. 埋立工

24－１　固化工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
固化工			

24－２　埋立土工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
１．土砂掘削			
２．土砂盛土			

25.　緑地工

25－１　植生工

工　種	管理項目	測定方法	測定密度
植生工			

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-3固化工を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			17-3-1土砂掘削を適用する。
			17-3-2土砂盛土を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備　考
			2-15植生工を適用する。

敷砂出来形管理表

様式・出来形2－1－2(1) 平

工事名：

成　年　月　日

現場代理人

測点	種別	天端高 L－50m	L－40m	L－30m	L－20m	L－10m	CL	R－10	R－20	R－30	R－40	R－50	天端幅 港外法面	天端港外	天端港内	港内法面	延長 港外側	法線上	港内側
NO.○○	設計値																		
	測定値																NO.○○	NO.○○	NO.○○
	差																～	～	～
NO.○○+○.○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO.○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO.○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO.○○+○.○○	設計値																○	○	○
	測定値																○	○	○
	差																.	.	.
NO.○○	設計値																○	○	○
	測定値																○	○	○
	差																		
NO.○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO.○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO.○○+○.○○	設計値																～	～	～
	測定値																NO.○○	NO.○○	NO.○○
	差																～	～	～
NO.○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO.○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO.○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO.○○	設計値																○	○	○
	測定値																○	○	○
	差																.	.	.
NO.○○	設計値																○	○	○
	測定値																○	○	○
	差																		
NO.○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO.○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO.○○	設計値																		
	測定値																NO.○○	NO.○○	NO.○○
	差																～	～	～

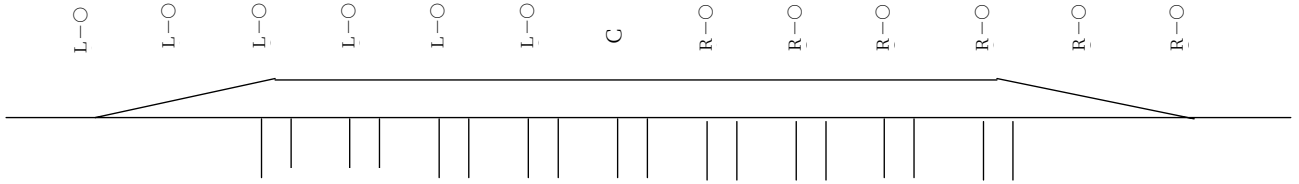

工事名：

敷砂出来形管理図

様式・出来形2-1-2(2)

敷砂　平面図

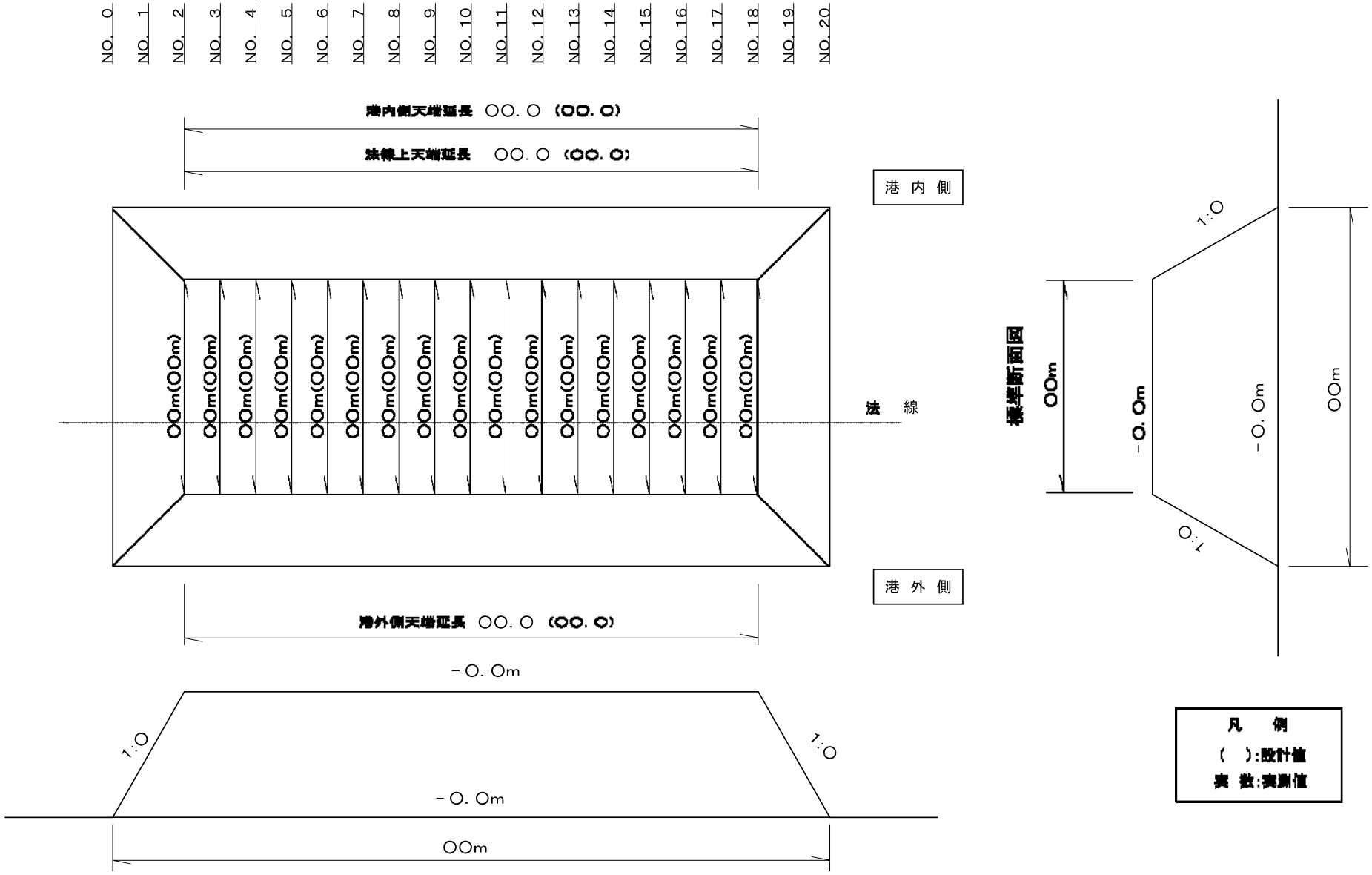

標準断面図

凡　例
(　):設計値
実　数:実測値

様式・出来形２－２－２(１)

サンドコンパクションパイル出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
A列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
B列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

砂投入管理表

工事名：　　現場代理人

打設杭NO	ＳＣＰ部					ＳＤ部					全砂量				
	設計		実施		累計打設量	設計		実施		累計打設量	設計		実施		累計打設量
	打設長	打設量	打設長	打設量		打設長	打設量	打設長	打設量		打設長	打設量	打設長	打設量	
Ａ－１															
Ａ－２															
○－○															
○－○															
○－○															
○－○															
○－○															
計															

様式・出来形2-2-2(3)

工事名：

締固工　深浅図

平　面　図

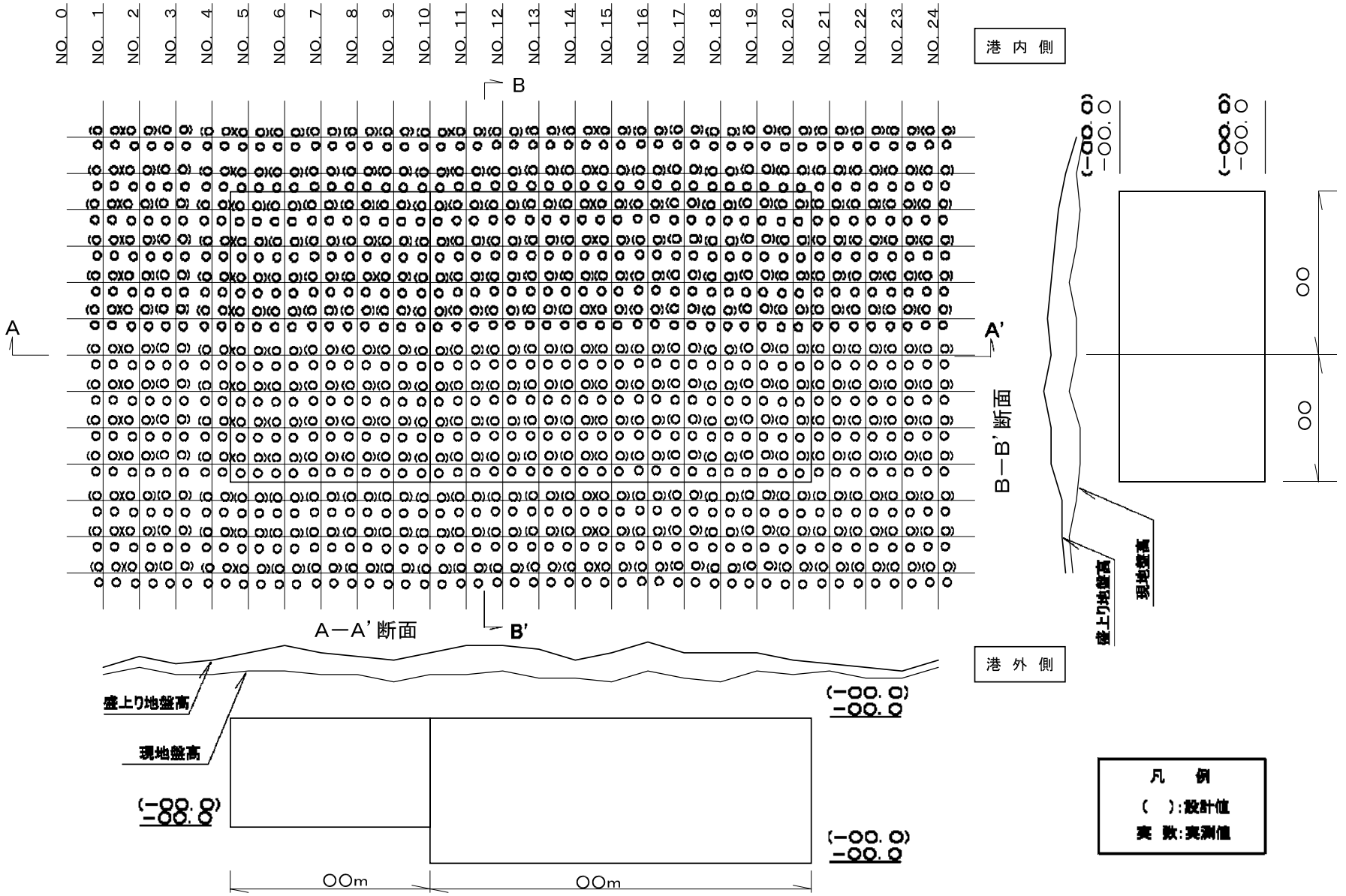

様式・出来形２－３－１(１)

深層混合処理杭出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

NO.		打　設　位　置		杭出来形			スラリー量		NO.		打　設　位　置		杭出来形			スラリー量	
		X方向	Y方向	天端高	先端深度	改良長	総吐出量	１m当り			X方向	Y方向	天端高	先端深度	改良長	総吐出量	１m当り
	設計値									設計値							
	実測値									実測値							
	差									差							

深層混合処理杭鉛直度管理表

様式・出来形２－３－１(２)

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

NO.	測定深度	鉛直度（X方向）		鉛直度（Y方向）		NO.	測定深度	鉛直度（X方向）		鉛直度（Y方向）		NO.	測定深度	鉛直度（X方向）		鉛直度（Y方向）	
		分	秒	分	秒			分	秒	分	秒			分	秒	分	秒

様式・出来形２－４－１(１)

洗掘防止マット出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

マットNO.		敷　設　月　日	測　定　値				備　考
			敷設位置	重ね幅	敷設幅	延　長	
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						

工事名：

洗掘防止マット出来形管理図

様式・出来形2-4-1(2)

敷　設　図

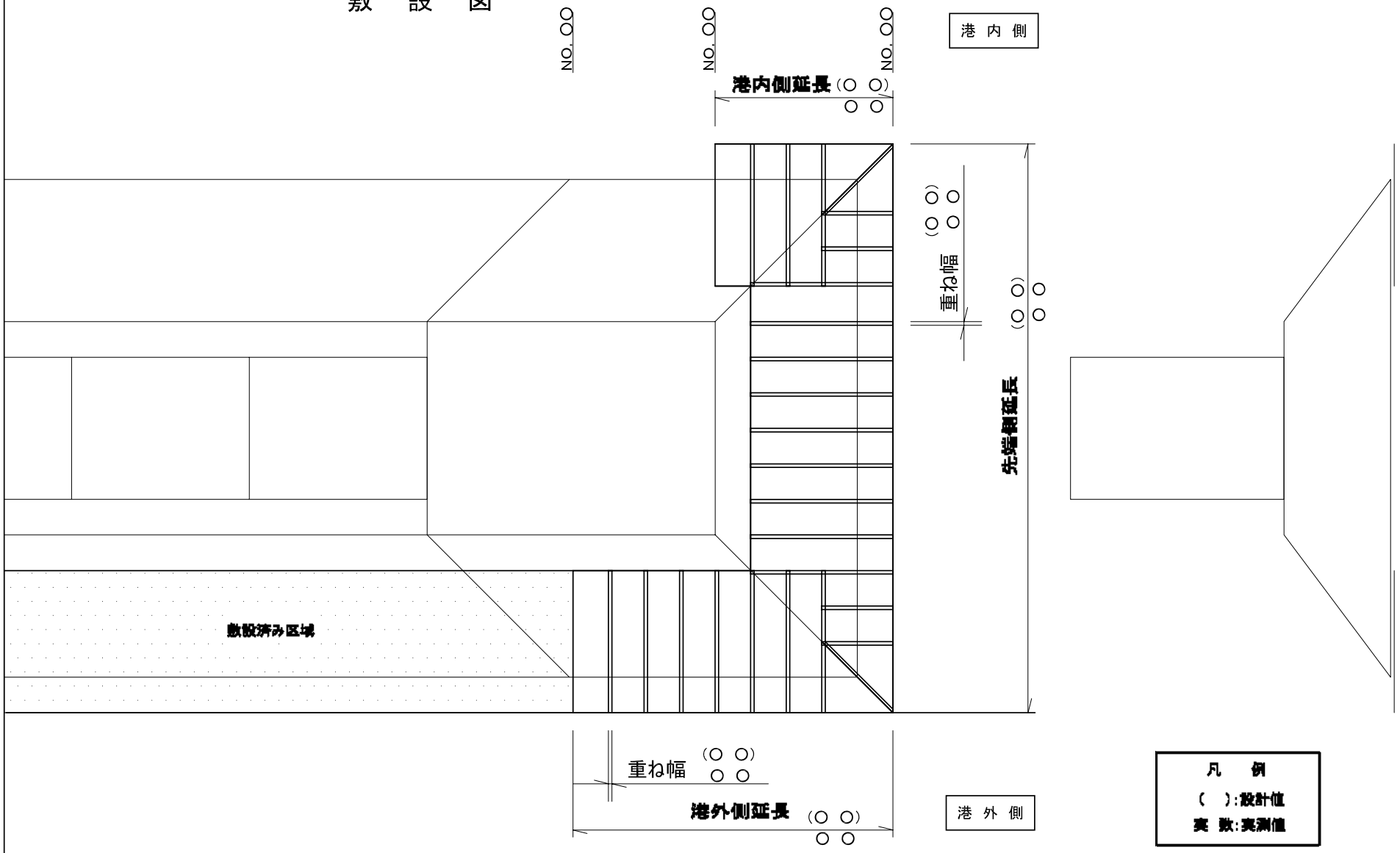

様式・出来形２－５－１

砂・石材中詰出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：　　現場代理人

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							

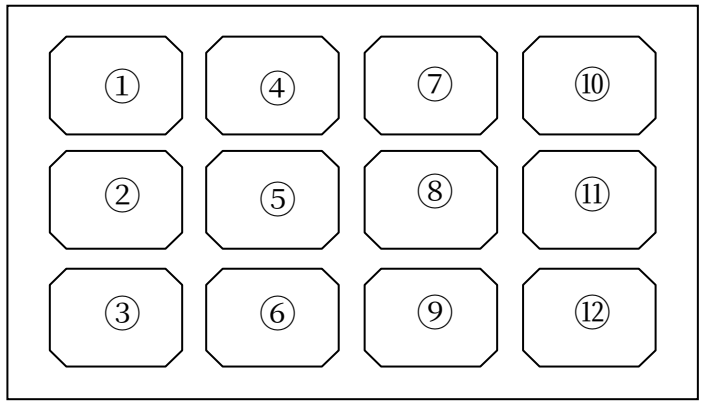

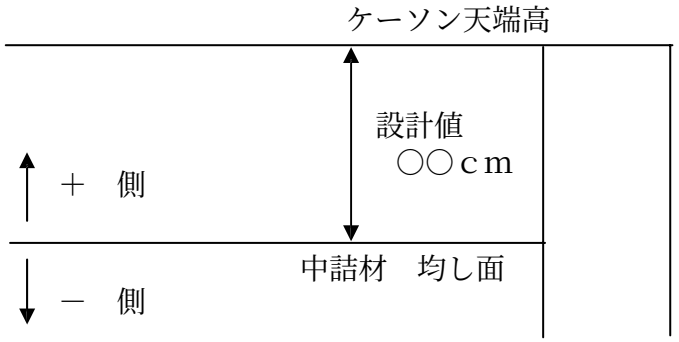

様式・出来形２－６－１

蓋コンクリート出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							

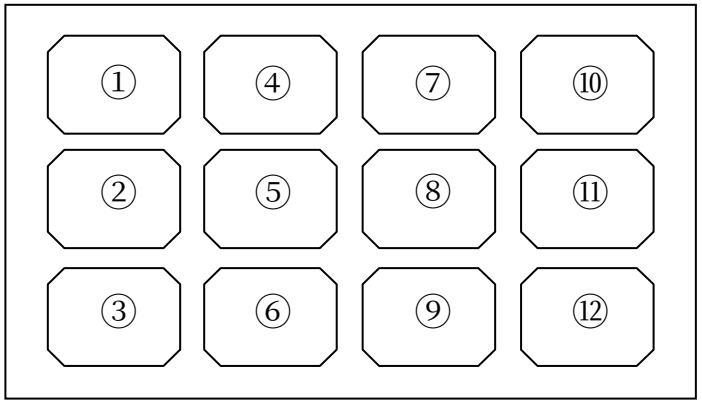

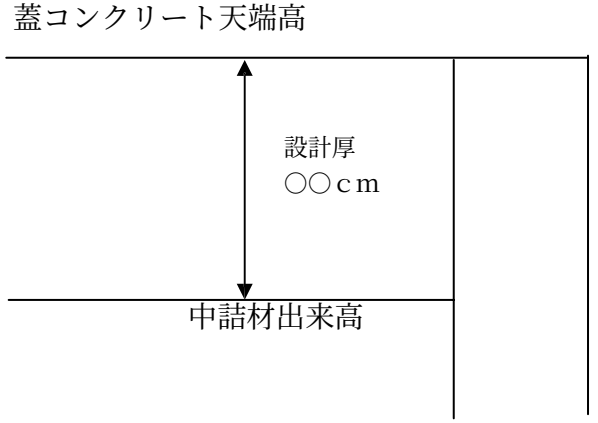

様式・出来形２－９－５

腹起出来形管理表

平成　　年　　月　　日

現場代理人

測点 ＼ 種別			取付高さ 上側	取付高さ 下側	取付長さ	継手の状況
NO．1	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				
NO．2	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				
NO．3	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				

位置 腹起し NO	位置 ボルト NO	ボルトの取付状況	矢板との密着状況	備考
NO．1	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO．2	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO．3	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

平　面　図

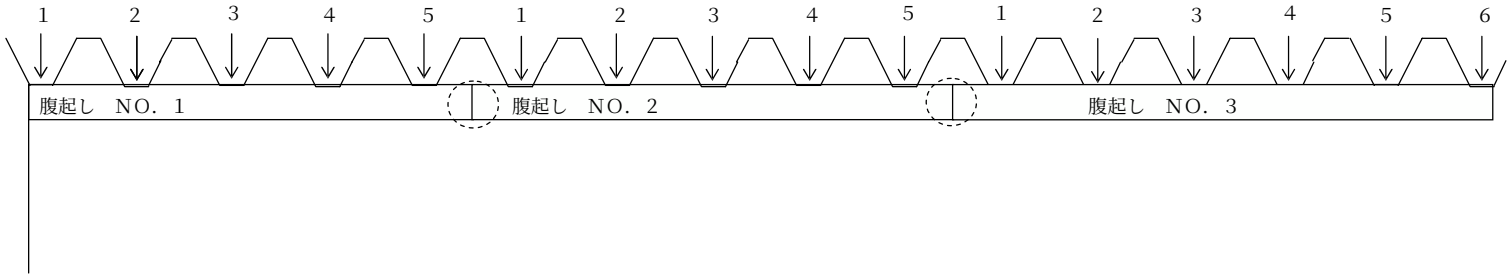

断　面　図

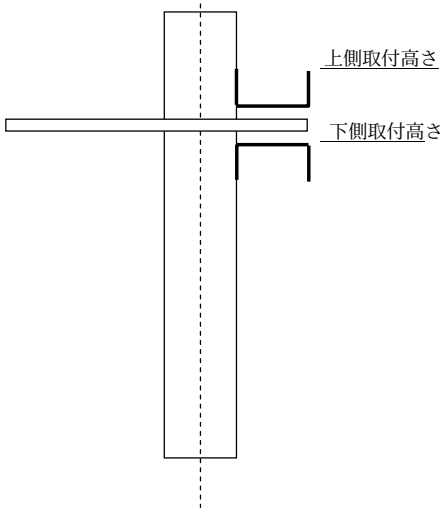

様式・出来形２－９－６

タイ材出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

海側矢板（杭）部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の天端高	矢板法線に対する取付角度	矢板法線に対する取付間隔	定着ナットの締付け
NO．1						
NO．2						
NO．○						
NO．○						
NO．○						
NO．○						

陸側控矢板（杭）部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の天端高	矢板法線に対する取付角度	矢板法線に対する取付間隔	定着ナットの締付け
NO．1’						
NO．2’						
NO．○’						
NO．○’						
NO．○’						
NO．○’						

様式・出来形２－１２－1(1)

電気防食出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

	陽極取付							溶接部							
	取付位置			基準点からの高さ				溶接長				脚長			
陽極NO	設計値	実測値	差	基準点高	設計値	実測値	差	右上	左上	右下	左下	右上	左上	右下	左下

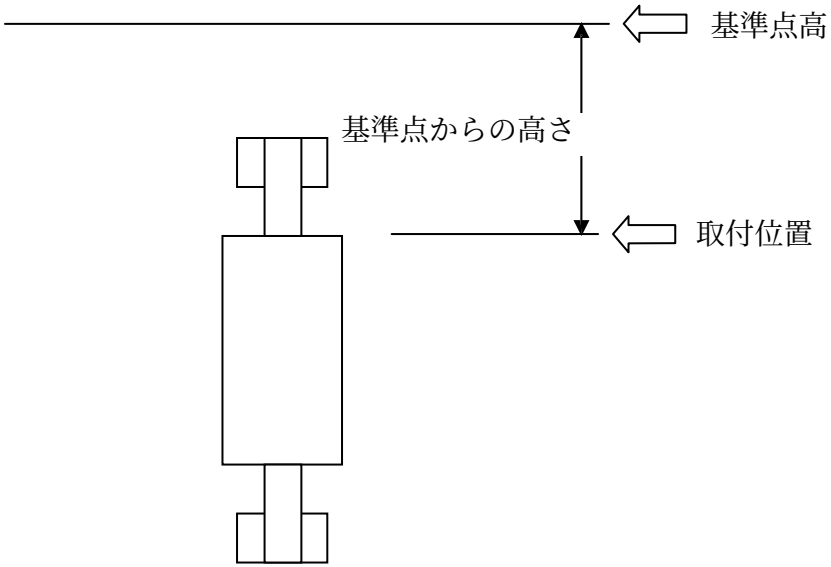

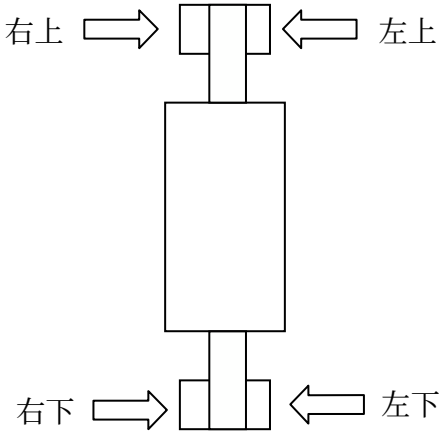

様式・出来形２－１２－1(2)

電気防食電位測定管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

測　定　水　深	測　定　位　置												備　考	
	Ｐ－１	Ｐ－２	Ｐ－３	Ｐ－４	Ｐ－５	Ｐ－６	Ｐ－７	Ｐ－８	Ｐ－９	Ｐ－１０	Ｐ－１１	Ｐ－１２		

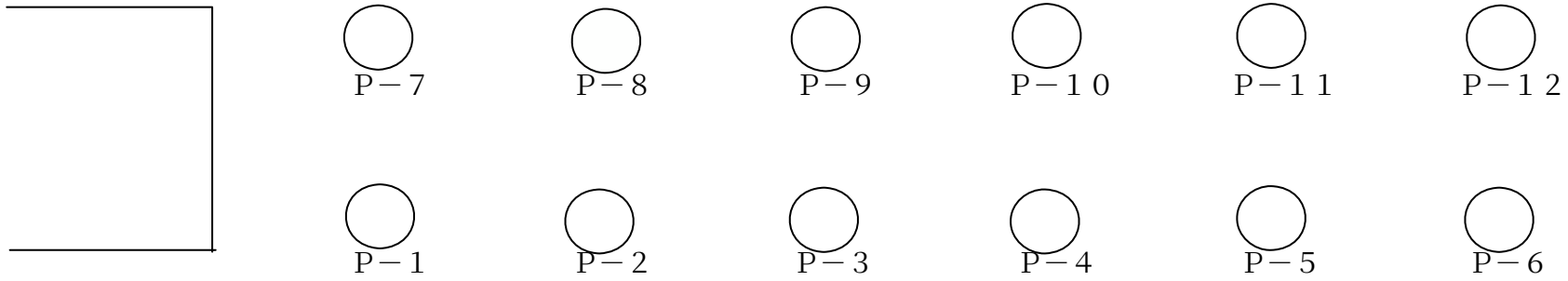

様式・出来形３－２－１

置換材出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

測点	種別	天端高 L－３０m	L－２０m	L－１０m	CL	R－１０m	R－２０m	R－３０m	天端幅 港外側	港内側	延長 港外側	法線上	港内側
NO. ○○	設計値										NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	測定値												
	差										～	～	～
NO. ○○+○. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○+○. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○+○. ○○	設計値										○	○	○
	測定値										○	○	○
	差										○.	○.	○.
NO. ○○	設計値										○	○	○
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差										～		
NO. ○○	設計値										NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	測定値												
	差												

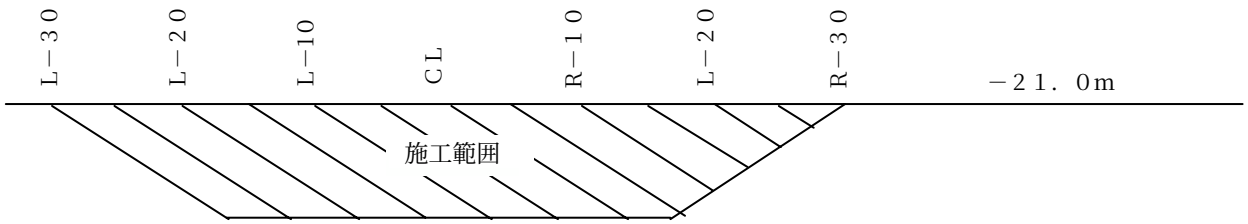

5-75

工事名：

様式・出来形4－3－2(1)

基礎石均し出来形管理図（1）

平 面 図

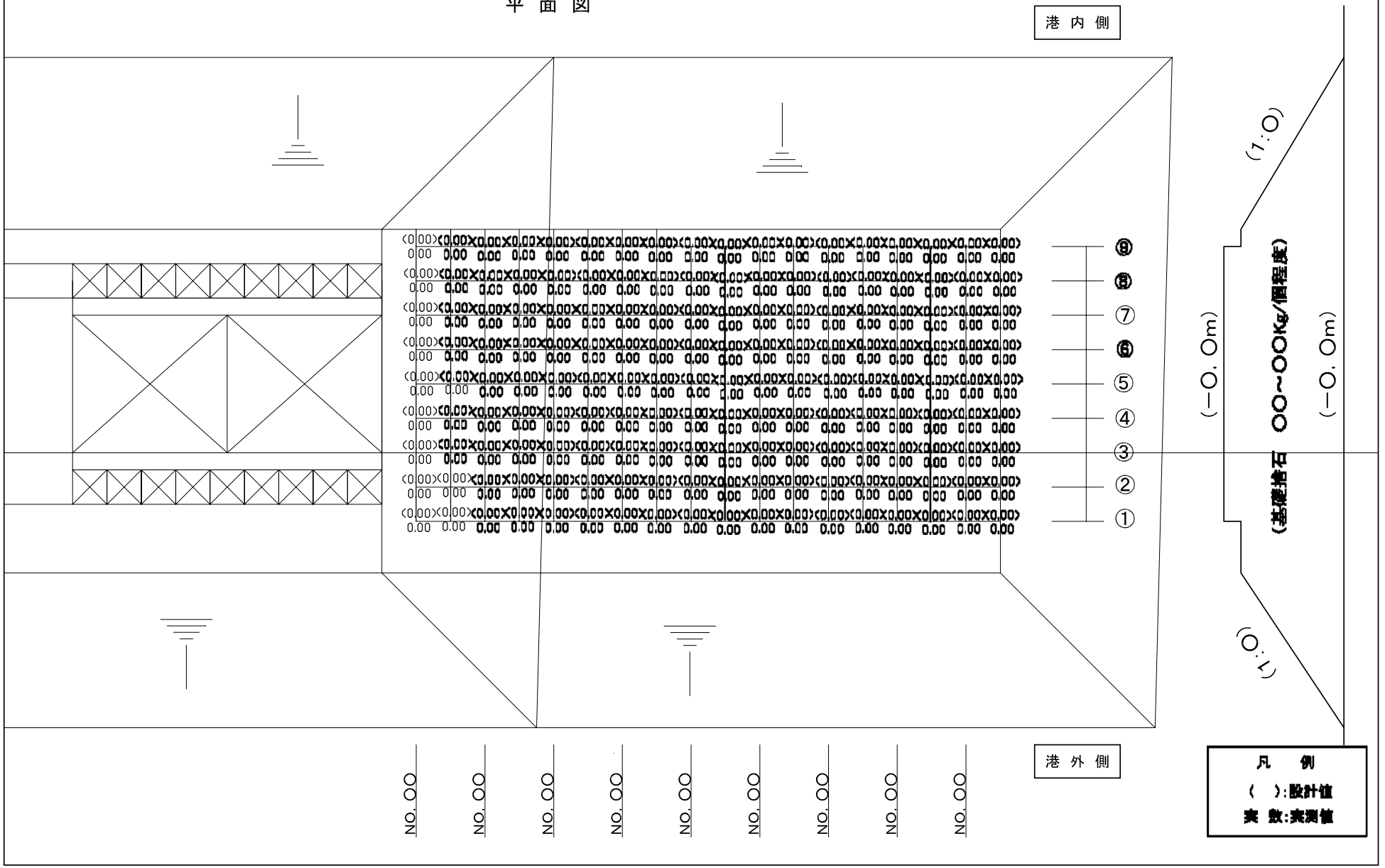

工事名：

様式・出来形4－3－2(2)

基礎石均し出来形管理図（2）

平 面 図

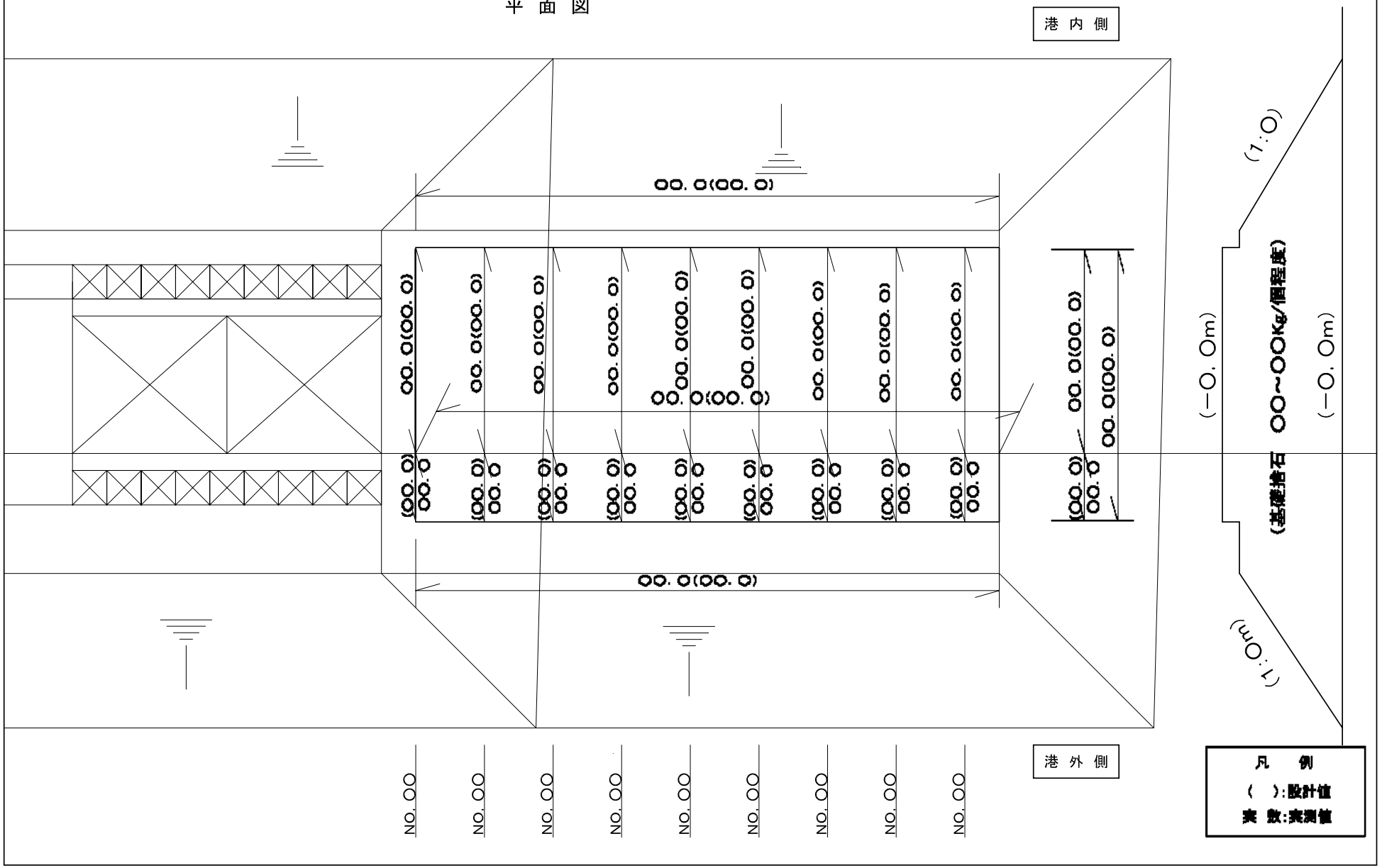
港 内 側
港 外 側
OO. O(OO. O)
OO. O(OO. O)
OO. O(OO. O)

様式・出来形５－１－１

ケーソン製作出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

○○区用　○○号函　○○段目

測定項目	規　格	箇　所	測定値	検査値	差	箇　所	測定	検査	差	箇　所	測定値	検査値	差
＜壁　厚＞ 側壁＝○○ 隔壁＝○○	±○○												
＜ﾌｰﾁﾝｸﾞ＞ B'＝○○ L＝○○ b＝○○ t＝○○	＋○○ －○○												
＜底版厚＞ d＝○○	＋○○ －○○												
＜延　長＞ L＝○○	＋○○ －○○												
＜　幅　＞ B＝○○	＋○○ －○○												
＜対　角＞ L'＝○○	±○○												
＜高　さ＞ H＝○○	＋○○ －○○												

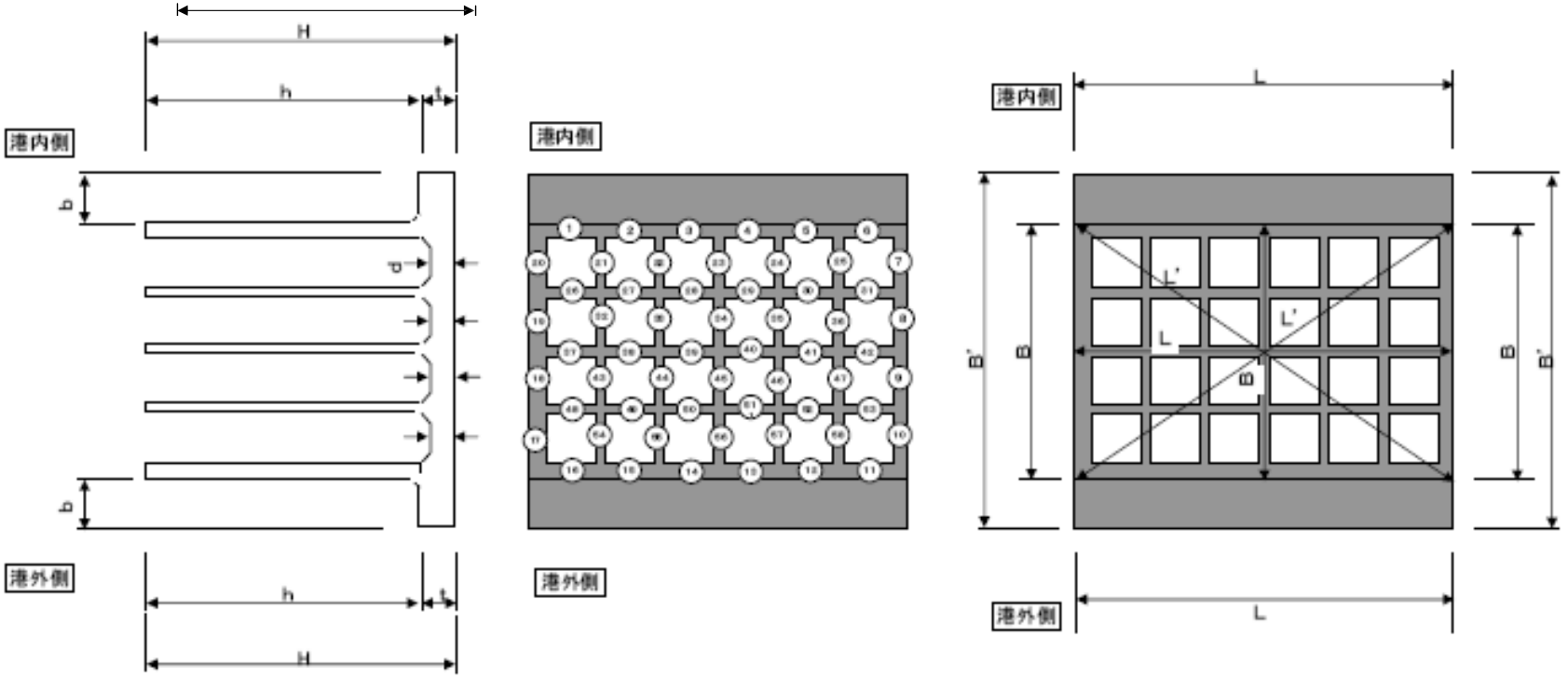

様式・出来形５－２－１

ケーソン据付出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

ケーソン番号	法線に対する出入り					据付目地間隔					天　端　高　さ				
	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差
NO．１						－					①				
											②				
											③				
											④				

様式・出来形６－１(1)

ブロック（方塊）製作出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

製作番号		長さ 上側 B1	長さ 上側 B2	長さ 下側 B3	長さ 下側 B4	幅 上側 A1	幅 上側 A2	幅 下側 A3	幅 下側 A4	高さ 右側 C1	高さ 右側 C2	高さ 左側 C3	高さ 左側 C4	凸部幅 上側 D1	凸部幅 上側 D2	凸部幅 下側 D3	凸部幅 下側 D4	凸部幅 右側 h1	凸部幅 右側 h2	凸部幅 左側 h3	凸部幅 左側 h4	凹部幅 上側 D5	凹部幅 上側 D6	凹部幅 下側 D7	凹部幅 下側 D8	凹部幅 右側 h5	凹部幅 右側 h6	凹部幅 左側 h7	凹部幅 左側 h8	突起よりの距離 上側 E1	突起よりの距離 上側 E2	突起よりの距離 上側 E3	突起よりの距離 上側 E4	突起よりの距離 下側 E5	突起よりの距離 下側 E6	突起よりの距離 下側 E7	突起よりの距離 下側 E8	対角線 T1	対角線 T2
	設計値																																						
	実測値																																						
	差																																						

様式・出来形６－１(２)

平成　　年　　月　　日

Ｌ型ブロック製作出来形管理表

工事名：

現場代理人

製作番号		幅			長						高　さ			各　部　材　厚										
		Ａ１	Ａ２	Ａ３	Ｂ１	Ｂ２	Ｂ３	Ｂ４	Ｂ５	Ｂ６	Ｃ１	Ｃ２	Ｃ３	ｔ１	ｔ２	ｔ３	ｔ４	ｔ５	ｔ６	ｔ７	ｔ８	ｔ９	ｔ１０	ｔ１１	ｔ１２
	設計値																							
	実測値																							
	差																							

側面図

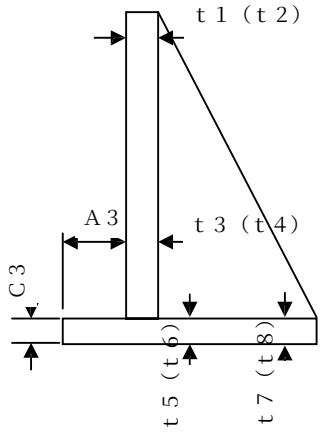

正面図

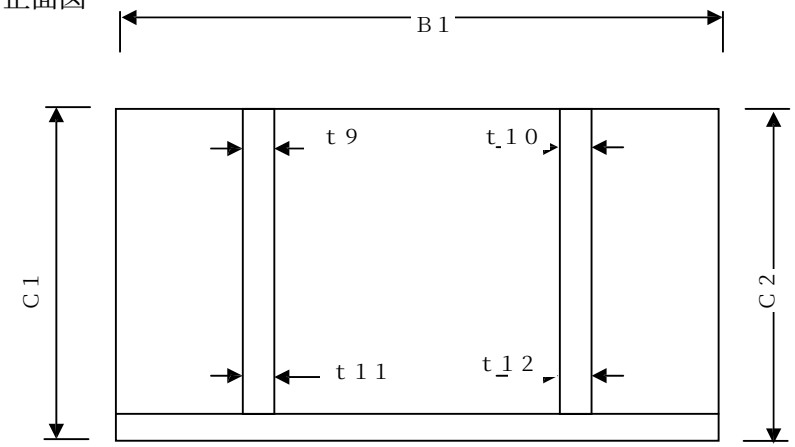

平面図

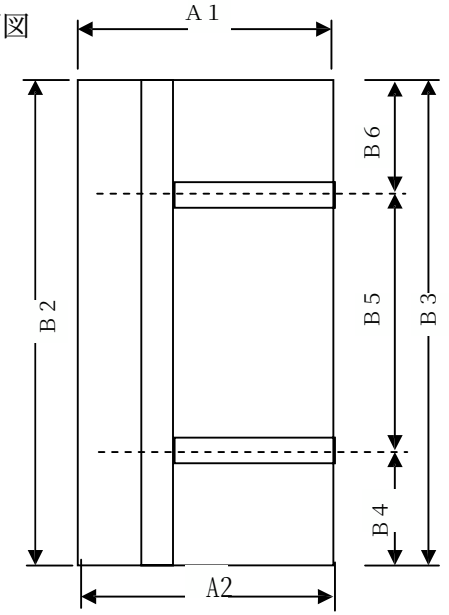

様式・出来形６－１(３)

平成　　年　　月　　日

セルラーブロック製作出来形管理表

工事名：

現場代理人

製作番号		幅				長　さ				高　さ				各　部　材　厚　さ								対角線	
		Ａ１	Ａ２	Ａ３	Ａ４	Ｂ１	Ｂ２	Ｂ３	Ｂ４	Ｃ１	Ｃ２	Ｃ３	Ｃ４	ｔ１	ｔ２	ｔ３	ｔ４	ｔ５	ｔ６	ｔ７	ｔ８	ℓ１	ℓ２
	設計値																						
	実測値																						
	差																						

側面図

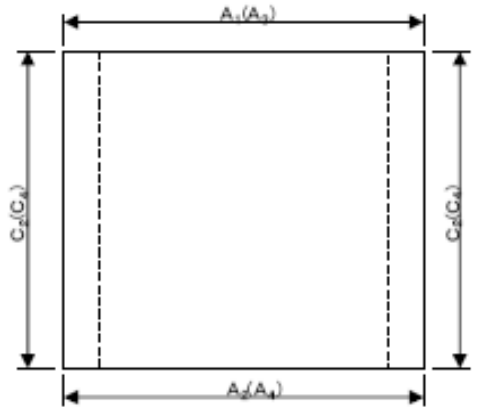

正面図

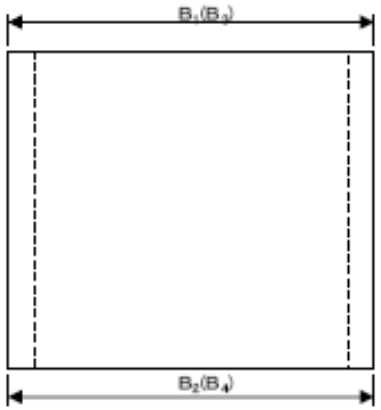

平面図

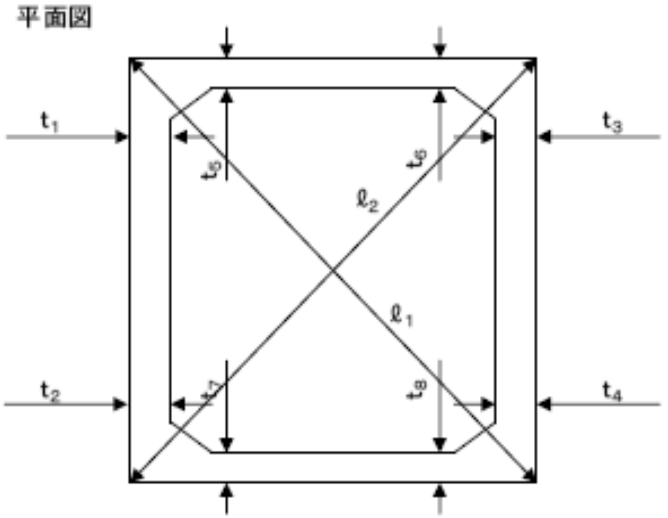

様式･出来形6－1(4)

ブロック製作等　外見チェックリスト

平成　年　月　日

工事名:

現場代理人

チェック項目	
製作番号(ブロックNO)	
製作日	
検査日	
大きな気泡はないか	
ひびわれはないか	
ジャンカはないか	
ワイヤー傷はないか	
ブロックのカケはないか	
泥などの付着はないか	
ナンバリングに誤記はないか	
その他	
総　　評	
略　　図	

工事名:

様式・出来形13－1－1(1)

被覆石均し出来形管理図(1)

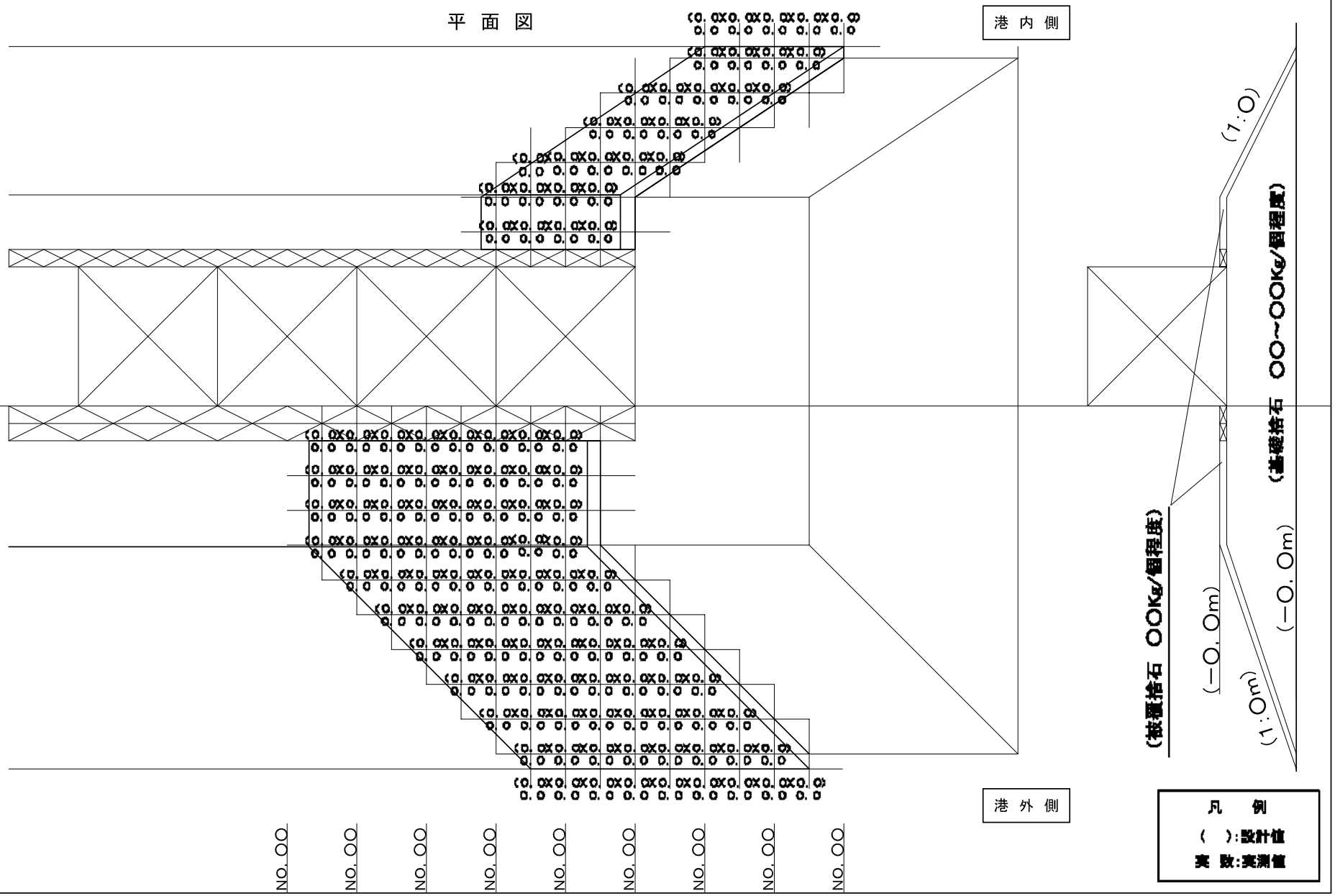

工事名:

様式-出来形13－1－1(2)

被覆石均し出来形管理図(2)

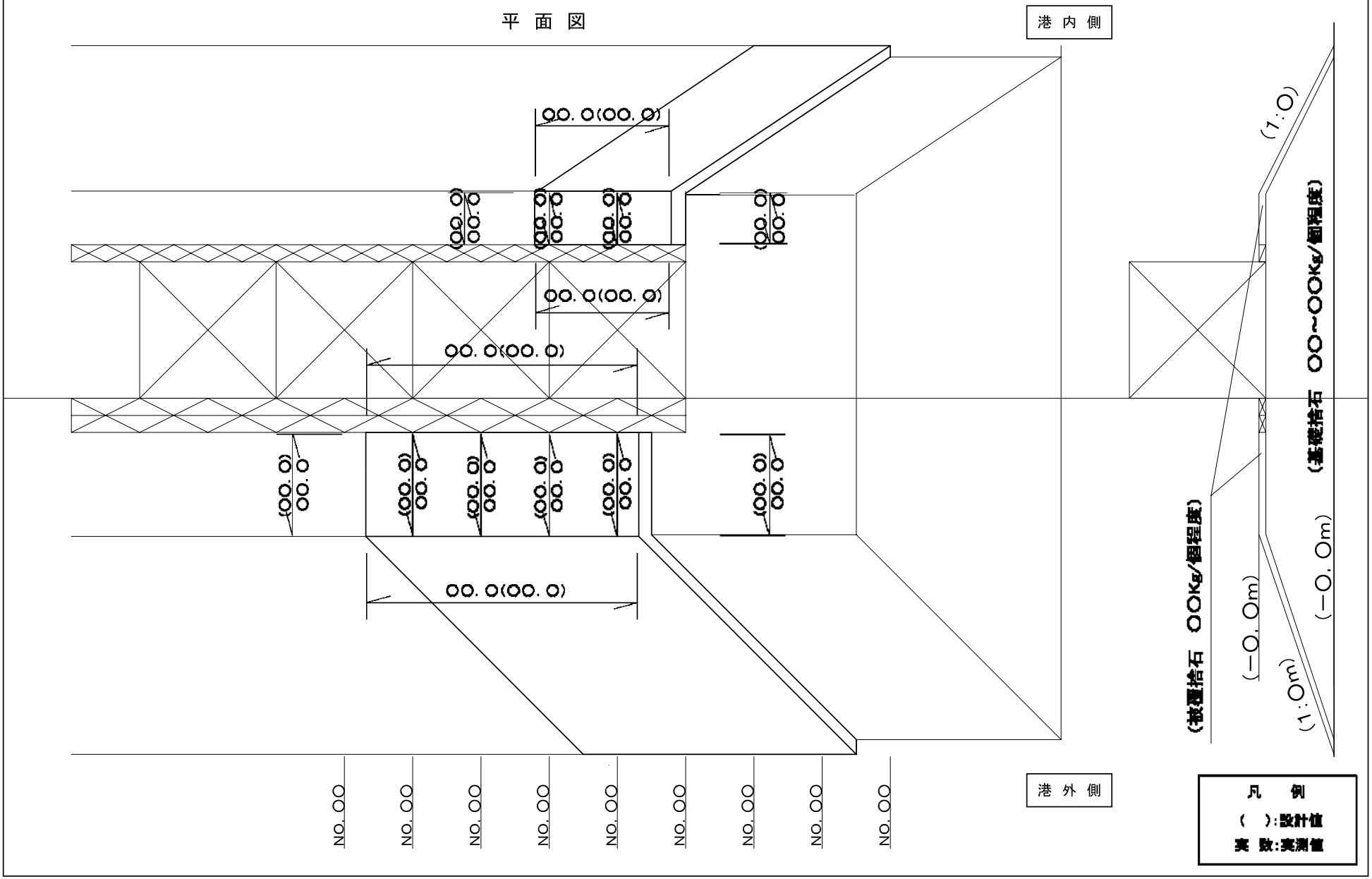

様式・出来形１３－３－１

根固ブロック製作出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

製作番号		長さ 上側 B1	長さ 上側 B2	長さ 下側 B3	長さ 下側 B4	幅 上側 A1	幅 上側 A2	幅 下側 A3	幅 下側 A4	長さ 右側 C1	長さ 右側 C2	長さ 左側 C3	長さ 左側 C4	対角線 ℓ1	対角線 ℓ2	備考
	設計値															
	実測値															
	差															

様式・出来形１４－1(1)

上部コンクリート(防波堤)出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

ケーソン等 NO.	測定月日	天端高（厚さ）				天端幅				延長				法線に対する出入り			
		測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差
		①				⑦				⑩							
		②				⑧											
		③				⑨											
		④															
		⑤															
		⑥															

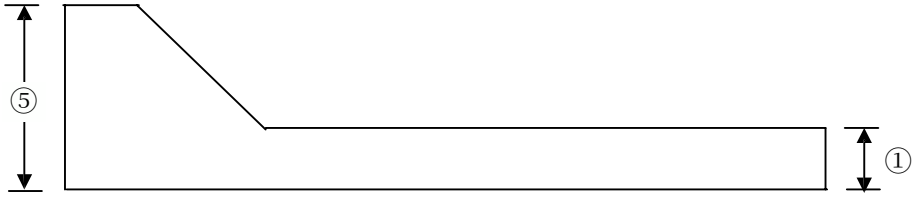

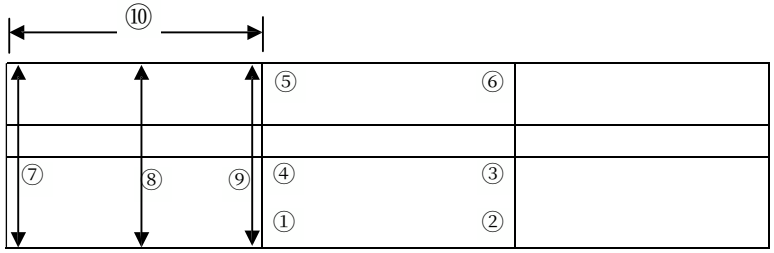

様式・出来形１４－１(２)

平成　　年　　月　　日

上部コンクリート(岸壁)出来形管理表

工事名：

現場代理人

測点	天端高（厚さ）									天端幅			延長			法線に対する出入り		
	H１			H２			H３			B			L					
	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差

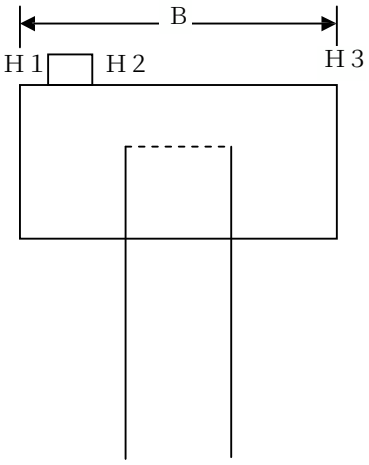

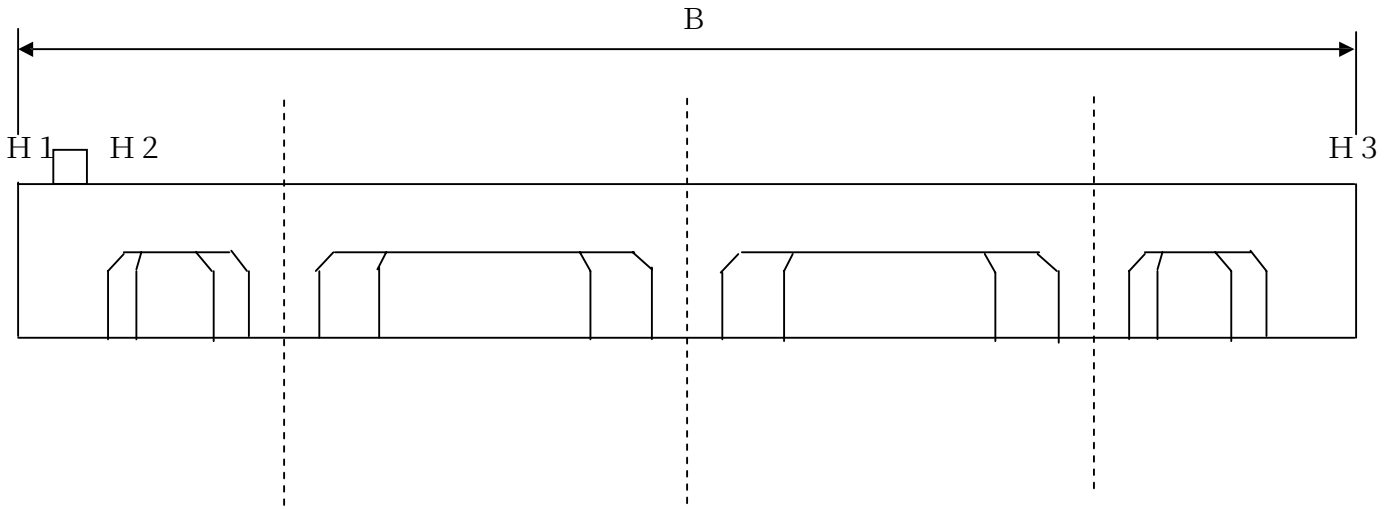

様式・出来形１５－１－１

係船柱出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

番号	岸壁前面に対する出入り	天端高	中心間隔	基礎コンクリート（直柱）			備　　考
				幅	長さ	高さ	
基点０より	－	－	－	－	－	－	

係船柱測定位置図

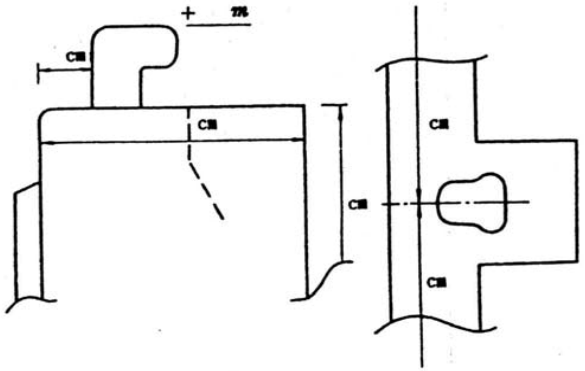

様式・出来形１５－２－１

防舷材出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

番　号	取付高さ	中心間隔	備　　考
基点０より	－	－	

防舷材測定位置図

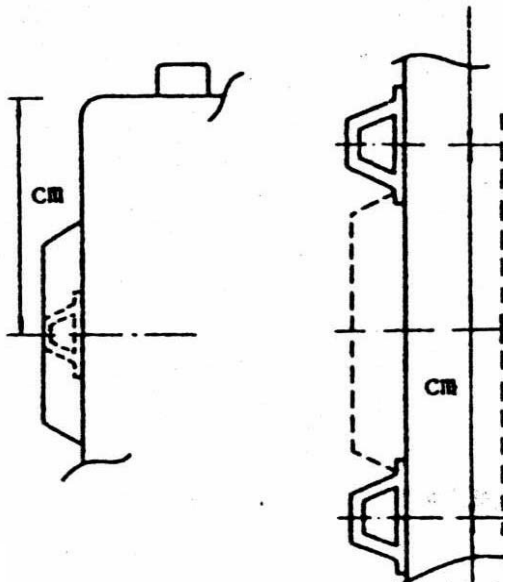

様式・出来形１５－３－１

車止出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

番号	岸壁前面に対する出入り	天端高	取付間隔	備　　考
基点０より	－	－	－	

車止測定位置図

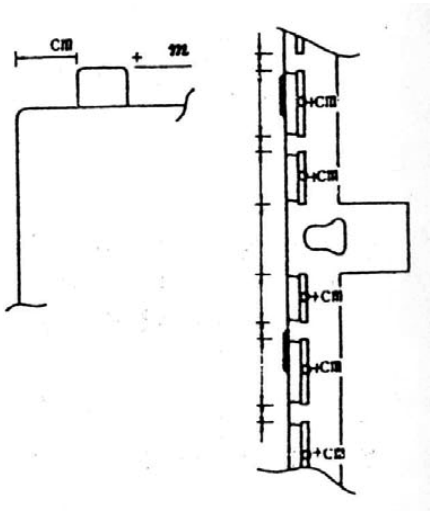

様式・出来形17－3－１

土砂掘削出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

種別 / 測点		高さ ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	幅 ○～○	○～○	○～○	延長 ○線上	法線上	○線上
NO. ○○	設計値													
	測定値											NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差											～	～	～
NO. ○○														
NO. ○○														

様式・出来形２２－１－1(1)

すみ肉溶接出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

測定箇所		溶接脚長 a	溶接脚長 b	のど厚 c	サイズ d	溶接長	測定箇所		溶接脚長 a	溶接脚長 b	のど厚 c	サイズ d	溶接長
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					

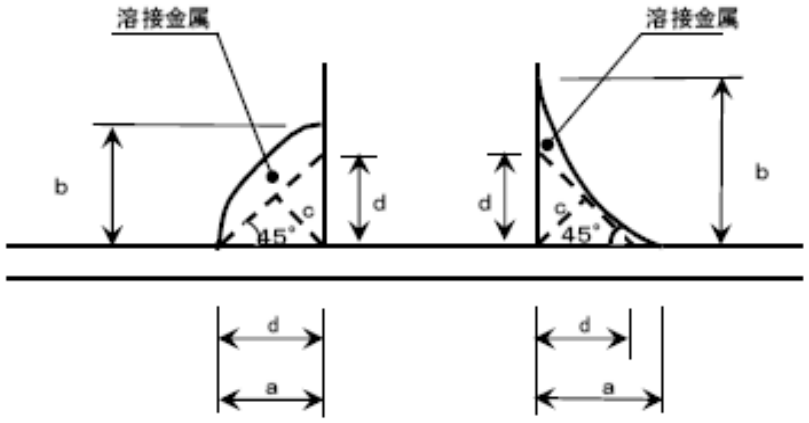

※サイズdの算定について

●２つの脚長ａ，ｂの長さが異なる場合、サイズの算定には、短い脚長を基準に４５°の線を引き、これをサイズとする。この場合４５°の線はすべて溶融金属中にあること。

●溶接ビード形状が凹型の場合（左図の右側）、溶接ゲージにより、直接のど厚を計測出来るため、サイズは計測しなくて良い。

様式・出来形２２－１－１(２)

平成　　年　　月　　日

突合せ溶接出来形管理表

工事名：

現場代理人

測定箇所		のど厚 a	ルート間 b	開先深さ c	開先角度 θ	溶接長	測定箇所		のど厚 a	ルート間 b	開先深さ c	開先角度 θ	溶接長
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					

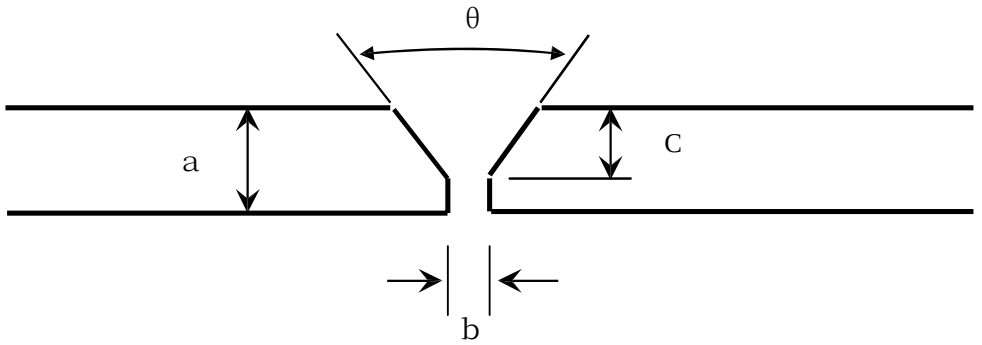

様式・出来形２２－１－1(3)

鉄筋フレア溶接出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

測定箇所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶　接　長	測定箇所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶　接　長
	設計値					設計値			
	実測値					実測値			
	差					差			

様式・出来形２３－１(１)

浚渫出来形管理表

平成　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

測点NO. / 距離NO.		NO. ○○	NO. ○○ +○. ○m	NO. ○○	NO. ○○ +○. ○m	NO. ○○	NO. ○○ +○. ○m	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
+○○. ○m	設計値	15.20												
	測定値	15.30												
	差	-0.10												
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													

工事名:

浚渫出来形管理図

様式・出来形23-1(2)

深　浅　図

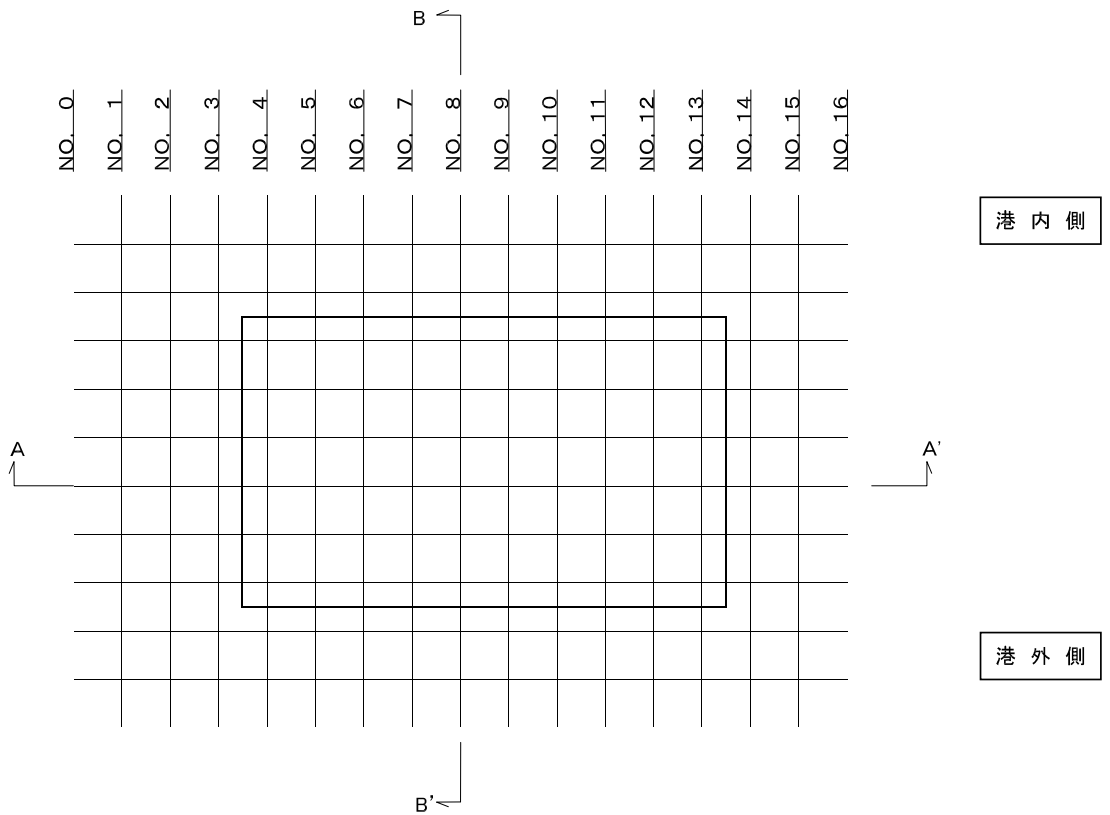

B－B'断面

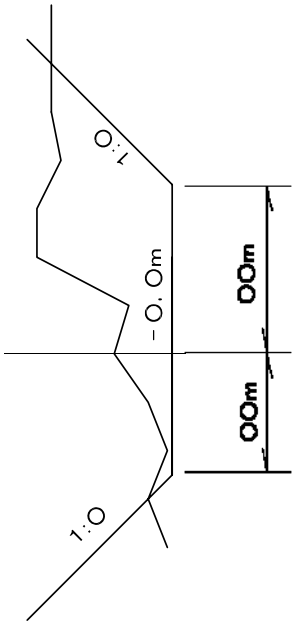

A－A'断面

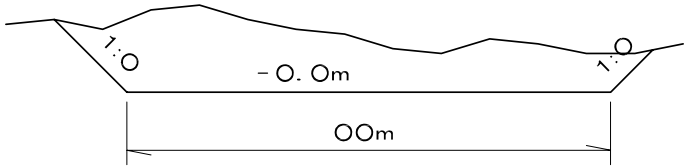

凡　例
(　):設計値
実　数:実測値

6. 港湾工事写真管理基準
(案)

凡　例

㊖；図面及び特記仕様書

㊓；港湾工事品質管理基準

6. 港湾工事写真管理基準（案）

目　次

１．総則
１－１　一般事項 …… 6- 3

２．共通仮設
２－１　汚濁防止膜工 …… 6- 3

３．一般施工
３－１　共通的工種 …… 6- 3
３－３　海上地盤改良工 …… 6-15
３－４　基礎工 …… 6-17
３－５　本体工（ケーソン式） …… 6-19
３－６　本体工（ブロック式） …… 6-23
３－７　本体工（場所打式） …… 6-25
３－８　本体工（捨石・捨ブロック式） …… 6-27
３－13　被覆・根固工 …… 6-29
３－14　上部工 …… 6-31
３－15　付属工 …… 6-33
３－17　裏込・裏埋工 …… 6-35
３－18　陸上地盤改良工 …… 6-37
３－24　雑　工 …… 6-39
３－25　浚渫工 …… 6-41
３－26　埋立工 …… 6-43

４．デジタル写真管理情報基準 …… 6-43

１．総則

１－１　一般事項

この港湾工事写真管理基準に定めるもの以外については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「写真管理基準（案)」に準じるものとする。

また、現地状況等によっては、「国土交通省港湾工事共通仕様書」の「港湾工事写真管理基準」も参考としながら港湾構造物として適正な写真管理を行うものとする。

２．共通仮設

２－１　汚濁防止膜工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．水質汚濁防止膜	施工管理	取付け、組立て	取付け、組立状況
		設　置	設置状況
		撤　去	撤去状況
	品質管理	カーテンの種類、形状	カーテン
		汚濁防止膜の構造	アンカー、フロート、ワイヤー等
	出来形管理	設置位置	設置状況

３．一般施工

３－１　共通的工種

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．排砂管設備工			
１）排砂管設備	施工管理	排砂管設備	排砂管、零号等設置撤去
２．土運船運搬工			
１）土運船運搬	施工管理	土砂の運搬状況	運搬時積載状況
３．揚土土捨工			
１）バージアンローダ揚土	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
２）空気圧送揚土 ３）リクレーマ揚土		バージアンローダ揚土、空気圧送揚土	排砂状況
４）バックホウ揚土			海洋汚染防止対策
		リクレーマ揚土、バックホウ揚土	土砂の揚土状況
４．圧密・排水工			
１）サンドドレーン【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械
			記録計器
			測量櫓等
			砂運搬船舶機械
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
組立時、全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影
設置時	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影
撤去時	
組立時、種類及び形状毎	カーテンの種類、規格、形状等が判明できるように撮影
組立時、種類及び形状毎	アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるように撮影
設置完了後	正面、側面等全体の設置状況が判明できるように撮影

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
布設撤去の作業時	設置状況が判明できるように撮影
土砂運搬時	運搬経路が判明できる背景を入れて撮影
現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影
排砂時	
余水吐における濁り防止処置、設置及び状態	㊨の内容に対応させる。
揚土作業時	
組立完了後船舶機械毎打設	
打設時	
測量中、櫓等毎	
運搬中	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン
		その他	発動発電機
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	品質試験状況
			材料置場
2）敷　砂 3）敷砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械
			均し船舶機械
		その他	海洋汚染防止対策
			飛砂防止対策
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
4）載荷土砂	施工管理	使用船舶機械等	砂運搬船、機械
			排砂管設備
			浚渫船（採取船）
		その他	海洋汚染防止対策
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
5）ペーパードレーン			
6）グラベルマット	施工管理	使用船舶機械等	運搬及び均し（船舶）機械
		施工状況	砕石投入状況
			砕石均し状況
		その他	海洋汚染防止対策
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
7）グラベルドレーン	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン
		その他	アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	品質試験状況
			材料置場

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
施工時	全　景
試験時	全　景
現場搬入時	全　景
投入時	全景が判明できるように撮影
均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
対策を講じた時	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
運搬時、船舶機械毎	
敷設時	
排砂中	
浚渫中	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-4圧密・排水工 1)サンドドレーンを適用する。
作業時	全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影
投入時、規格毎及び作業機	
規格及び作業機械・船種毎	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
施工時	全　景
試験時	全　景
現場搬入時	全　景

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
５．締固工			
１）ロッドコンパクション	施工管理	使用施工機械	振動体（バイブロ）
		その他	ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	品質試験状況
			材料置場
２）サンドコンパクションパイル【海上】	施工管理	使用船舶機器等	杭打船舶機械
			記録計器
			測量櫓等
			砂運搬船舶機械
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
【陸上】	施工管理	使用施工機械	クローラクレーン
		その他	リーダー、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル
		施工状況	
	品質管理	材料の確認	材料置場
			品質試験状況
３）盛上土砂撤去	施工管理	使用船舶機械等	使用船舶、機械等
		施工状況	撤去状況
		その他	海洋汚染防止対策
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４）敷　砂 ５）敷砂均し			
６．固化工			
１）深層混合処理杭	施工管理	使用船舶機器等	改良船、材料運搬船、潜水士船、引船、揚錨船
		施工状況	測量櫓設置、撤去状況
			障害物撤去状況
			改良杭打設状況
			海洋汚染防止対策
			改良船計器類　代表的計器
	品質管理	材料の確認	固化材料
			品質管理試験状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
施工時	全　景
試験時	全　景
現場搬入時	全　景
組立完了後船舶機械毎打設時	
打設時	
測量中、櫓等毎	
運搬中	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
現場搬入時、組立時、機械毎	全　景
施工時	全　景
現場搬入時	全　景
試験時	全　景
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
撤去中	
対策を講じた時	
測定時	
	3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
搬入時、船舶機械毎	
測量櫓設置時、改良船位誘導時	
障害物調査、撤去時	
試験杭打時、作業時	
対策を講じた時	
計測時	
現場搬入時、材料毎	
試験時、試験種類毎	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
2）盛上土砂撤去			
3）敷　砂 4）敷砂均し			
5）事前混合処理	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械
		材料の貯蔵	貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		施工状況	混合処理状況
			処理土運搬状況
			処理土投入状況
	品質管理	材料の確認	固化材料
			品質管理試験状況
6）表層固化処理	施工管理	使用船舶機器等	主要船舶機械
		材料の貯蔵	貯蔵状況
		プラントの設備	全景及び細部
		施工状況	配合状況
			固化処理状況
	品質管理	材料の確認	固化材料
			配合試験状況
			品質管理試験状況
7．洗掘防止工			
1）洗掘防止	施工管理	マット類の確認	補強材セット状況
			アスファルトコンクリート打設状況
			搬入仮置
			アンカー取付け、加工
			運　搬
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械
	出来形管理	出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認
8．中詰工			
1）砂・石材中詰	施工管理	使用船舶機械等	運搬船等
		投　入	投入状況
		均　し	均し状況
		締固め	締固め状況
	品質管理	品質試験	品質試験状況
		材料の確認	材料及び作業船等
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
2）コンクリート中詰			
3）プレパックドコンクリート中詰			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-5締固工 3)盛上土砂撤去を適用する。
	3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。
搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
貯蔵時	
施工時	
混合作業時	
運搬時	
投入時	
現場搬入時、材料毎	
試験時、試験種類毎	
搬入時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
貯蔵時	
施工時	
施工時	
施工時	
現場搬入時、材料毎	
試験時	
試験時、試験種類毎	
作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影
アスファルトコンクリート打設時	
搬入仮置時	
取付加工時	
運搬時	
敷設時	
敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。
施工時	作業状況が判明できるように撮影
施工時	
施工時	
施工時	
試験項目毎	
搬入時に適宜	テープ等を同時撮影
均し完了後	中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影
	新潟県土木工事標準仕様書　無筋鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-81)砂・石材中詰を適用する。
	新潟県土木工事標準仕様書　無筋鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-81)砂・石材中詰を適用する。

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
9．蓋コンクリート工			
1）蓋コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船
		ルーフィング敷設	中詰上面
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
10．蓋ブロック工			
1）蓋ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
2）蓋ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
3）間詰コンクリート	施工管理	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船
		ルーフィング敷設	中詰上面
	品質管理		
11．控　工			
1）控鋼矢板 2）控鋼管 3）腹　起 4）タイ材	施工管理	腹起しの取付け	取付け及び締付状況
		タイロッド受杭	
		タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付け　プレキャストコンクリート控壁　控杭、控矢板　控頂部コンクリート、場所打コンクリート控壁	組立て及び取付状況
	品質管理	腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法	観察、測定状況
		タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリートの品質	引張試験の状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況、完成状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
コンクリート打設前	・コンクリートミキサー船及び付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影 ・作業状況が判明できるように撮影
コンクリート打設前	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
打設完了後	蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラーブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
着工時全景	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
作業時	
着工時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立完了時	3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
測定時	据付の全体が判明できるように撮影
コンクリート打設前	3-1-9蓋コンクリート工の関連事項を適用する。
コンクリート打設前	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
施工中及び完了時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
施工時	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。 3-6本体工（ブロック式）を適用する。 3-9-1上部コンクリート工を適用する。
観察、測定時	種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影
試験時	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。 3-9-1上部コンクリート工を適用する。
施工中及び取付完了時	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
12．防食工			
1）電気防食	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機
		製品（陽極）	取付陽極
		取付け（陽極）	取付状況
		（電位測定装置）	設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	取付完了状態
		（電位測定装置）	電位測定
（素地調整）	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	完　成	完成全景
2）ＦＲＰモルタル被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機
		施工状況	モルタル注入
		製品（ＦＲＰ）	
		施工状況	設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	取付完了状態
		（電位測定装置）	電位測定
（素地調整）	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	完　成	完成全景
（モルタル工）	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完　成	完成全景
3）ペトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水士船、溶接機
		製品（ＦＲＰ）	
		施工状況	設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認（陽極）	取付完了状態
		（電位測定装置）	電位測定
（素地調整）	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	完　成	完成全景
（モルタル工）	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完　成	完成全景

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付前	取付陽極の部分（１組）及び取付陽極全体
取付時	取付状況（水中写真）
取付時	測定用端子の設置状況
測定時	
取付完了時	潜水士船による確認検査状況
測定時	電位差測定の状況
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
作業中	
完成時	
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	
取付前、取付後	
取付時	ＦＲＰ被覆材の設置状況
測定時	
取付完了時	潜水士船による確認検査状況
測定時	電位差測定の状況
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
作業中	
完成時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
作業中	
測定時	
完成時	
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付前、取付後	
取付時	ＦＲＰ被覆材の設置状況
測定時	
取付完了時	潜水士船による確認検査状況
測定時	電位差測定の状況
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
作業中	
完成時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
作業中	
測定時	
完成時	

３－２　海上地盤改良工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．床掘工			
１）ポンプ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		床 掘	床掘位置測量状況
			中継船設置、撤去
			床掘状況 障害 物積込状況
		障害物除去	
			運搬船に積込まれた状態
			障害物捨込状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２）グラブ床掘 ３）硬土盤床掘 ４）砕岩床掘 ５）バックホウ床掘	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		床　掘	床掘位置測量状況
			床掘状況
			土質状況 障害 物積込状況
		障害物除去	
			運搬船に積込まれた状態
			障害物捨込状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２．排砂管設備工			
３．土運船運搬工			
４．揚土土捨工			
１）土砂掘削			
２）土砂盛土			
５．置換工			
１）置換材 ２）置換材均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械
			均し船舶機械
		その他	海洋汚染防止対策
			飛砂防止対策
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
６．圧密・排水工			
７．締固工			
８．固化工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影
測量時	法線又は区域標識を入れる。
設置撤去の作業時	
浚渫作業時、作業船毎 積込時	床掘位置が判明できる背景を入れる。
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
測量時	法線又は区域標識を入れる。
床掘作業時、作業船毎	船団の配置及び床掘位置が判明できる背景を入れる。
床掘作業時 積込時	位置、深度又は層を明記する。
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-1排砂管設備工を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-1-3揚土土捨工を適用する。
	3-11-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。
	3-11-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。
投入時	全景が判明できるように撮影
均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
対策を講じた時	
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-4圧密・排水工 1)ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ、2)敷砂、3)敷砂均し、4)載荷土砂、5)ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝを適用する。
	3-1-5締固工 2)ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ、3)盛上土砂撤去、4)敷砂、5)敷砂均しを適用する。
	3-1-6固化工 1)深層混合処理杭、3)敷砂、4)敷砂均しを適用する。

３－３　基礎工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．基礎盛砂工			
１）盛　砂 ２）盛砂均し	施工管理	使用船舶機械等	運搬船舶機械
			均し船舶機械
		その他	海洋汚染防止対策
	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２．洗掘防止工			
３．基礎捨石工			
１）基礎捨石 ２）捨石本均し ３）捨石荒均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況
		捨石投入	投入状況
		捨石均し	均し状況
	品質管理	材料試験	試験状況
		材料の確認	産地・規格毎
	出来形管理	出来形の確認	測量状況
４．袋詰コンクリート工			
５．基礎ブロック工			
１）基礎ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）基礎ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
６．水中コンクリート工			
７．水中不分離性コンクリート工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
投入時	全景が判明できるように撮影
均し作業時	均し用具は、作業前に撮影
対策を講じた時	
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
測定時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-7洗掘防止工を適用する。
仮設道路、ストックヤード使用前後	
運搬時	使用機械作業状況等が判明できるように撮影
投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
規格及び作業船毎	
試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
測量作業時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明出来るように撮影
作業時	使用する機械等の種類が判明できるように撮影
着工時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立完了時	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）敷設状況の撮影
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
目地測定時及び法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。

３－４　本体工（ケーソン式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．ケーソン製作工			
１）ケーソン製作用台船	施工管理	使用船舶機械等	フローティングドック、引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等
		ヤード等	ヤード及び設備
２）底　面	施工管理	函　台	製作函台
３）マット	施工管理	摩擦増大用マット類の確認	補強材セット状況
			アスファルトコンクリート打設状況
			搬入仮置
			アンカー取付け、加工
			運　搬
		摩擦増大用マット敷設状況	敷設状況と使用船舶機械
	出来形管理	摩擦増大用マット出来形の確認	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認
４）支　保			
５）足　場	施工管理	足　場	組立状況
			昇り足場設置状況
			壁継ぎ設置状況
			足場スペースの確保状況
			解体状況
６）鉄　筋	施工管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立て 底　版
			フーチング
			外壁（側壁）
			隔　壁
			ハンチ部
			吊筋等
			かぶり
７）型　枠	施工管理		
	出来形管理	型　枠	組立て 底版
			フーチング
			外壁（側壁）
			隔　壁
			ハンチ部
８）コンクリート	施工管理		
	品質管理		
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品全景

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
作業時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
着工時及び作業時	函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）の敷設状況の撮影
作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影
アスファルトコンクリート打設時	
搬入仮置時	
取付加工時	
運搬時	
敷設時	
敷設完了時	確認箇所が判る背景を入れる。
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影
同上	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影
同上	
同上	
解体時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
組立段階確認時	
各層　組立段階確認時	
各層　組立段階確認時	
上段　組立段階確認時	
上段　組立段階確認時	
各層　組立段階確認時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立段階確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
組立段階確認時	
各層　組立段階確認時	
各層　組立段階確認時	
上段　組立段階確認時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
打設後、各層	打設完了状況が判明できるように撮影
完成時、各函毎	ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
２．ケーソン進水据付工			
１）バラスト	施工管理	バラスト投入	バラスト材投入状況
２）止水板	施工管理	止水板	止水板の設置状況
３）上　蓋	施工管理	蓋(ネットを含む。)	蓋の設置状況
４）進　水	施工管理	進　水	進水方法
			進水設備
			進水状況
		浮　上	浮上又は吊上げ完了状況
５）仮　置	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等設置状況
	（沈設の場合）	仮置作業	沈設状況
	（係留の場合）	仮置作業	係留状況
	出来形管理	仮置完了	沈設完了状況
	（係留の場合）	仮置完了	係留完了状況
６）回航・えい航	施工管理	蓋の設置状況	完了状況
		使用船舶	引船全景
		えい航・回航用ロープ	取付状況及び、吊具取付状況
		えい航・回航	えい航・回航姿勢
		寄港避難	寄港及び避難の状況
	出来形管理	えい航・回航完了	完了（目的地着）状況
７）据　付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、発電機、ポンプ等配置状況
		据付作業	据付作業状況
		据付位置	前面又は背面の確認
	出来形管理	出来形の確認	据付完了状況
		据付目地	据付完了状況
		据付法線の出入	据付完了状況
３．中詰工			
４．蓋コンクリート工			
５．蓋ブロック工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
投入時	バラスト投入方法及び材料が判明できるように撮影
進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影
進水時	斜路式、ドライドック、ＦＤ、吊降し等の方法が判明できるように撮影
進水時	設備（吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。）が判明できるように撮影
進水時	漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影
進水（吊上げ）完了時	計画吃水であることが確認できるように撮影
設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影
仮置時	沈設作業（注水を含む。）が判明できるように撮影
仮置時	係留作業（係留アンカーを含む。）が判明できるように撮影
完了時、各函毎	沈設仮置完了状態が判明できるように撮影
完了時、各函毎	係留完了状態（係留ロープを含む。）が判明できるように撮影
完了時、各函毎	
えい航開始時	形象物等が判明できるように撮影
えい航開始時	えい航・回航用ロープの取付位置及び状況について撮影
えい航・回航時	えい航・回航の姿勢が判明できるように撮影
寄港時及び避難時、各函毎	途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影
えい航・回航完了時	えい航・回航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影）
作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時、各函毎	据付作業が判明できるように撮影
据付時、各函毎	配筋が非対象の場合に適用する。
完了時	据付完了が判明できるように撮影
完了時	代表的な部分を撮影
完了時	完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影）
	3-1-8中詰工を適用する。
	3-1-9蓋コンクリート工を適用する。
	3-1-10蓋ブロック工を適用する。

３－５　本体工（ブロック式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．本体ブロック製作工			
１）底　面	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
２）足　場	施工管理	足　場	組立て 解体
３）鉄　筋	施工管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立て 底　盤
			フーチング
			壁
			ハンチ部
			吊筋等
			かぶり
４）型　枠	施工管理		
	出来形管理	型　枠	組立完了
５）コンクリート	施工管理		
	品質管理		
	出来形管理	コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２．本体ブロック据付工			
１）本体ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
３．中詰工			
４．蓋コンクリート工			
５．蓋ブロック工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
着工時全景	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
作業時	
着工時	
組立時 解体時	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立完了時	組立完了状況が判明できるように撮影
組立完了時	
組立完了時	
組立完了時	
組立完了時	
組立完了時	鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立確認時	組立完了状況が判明できるように撮影
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
目地測定時及び法線出入の測定時	据付の全体が判明できるように撮影
	3-1-8中詰工を適用する。
	3-1-9蓋コンクリート工を適用する。
	3-1-10蓋ブロック工を適用する。

３－６　本体工（場所打式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．場所打コンクリート工			
１）足　場	施工管理	足　場	組立て 解体
２）鉄　筋	施工管理	鉄　筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業
			組立て、結束及び溶接
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
３）型　枠	施工管理	型　枠	型枠の構造
			目地材等の取付状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４）伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況
５）コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等
			コンクリートミキサー船回航
			仮設道路、登坂路等
		打継ぎ処理	処理作業
		コンクリート	仕上状況
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
６）補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード
２．水中コンクリート工			
３．プレパックドコンクリート工			
４．水中不分離性コンクリート工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
組立時 解体時	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する
作業時	
組立時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
作業時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
作業時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
作業時	
着手前後作業中及び跡片付後	
回航開始時、終了時及び作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
作業時	作業方法が判明できるように撮影
表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
作業時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
測定時	測定作業が判明できるように撮影
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。

３－７　本体工（捨石・捨ブロック式）

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．洗掘防止工			
２．本体捨石工			
１）本体捨石 ２）本体捨石均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況
		捨石投入	投入状況
		捨石均し	均し状況
	品質管理	材料試験	試験状況
		材料の確認	産地・規格毎
	出来形管理	出来形の確認	測量状況
３．捨ブロック工			
１）捨ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）捨ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４．場所打コンクリート工			
１）基礎砕石	品質管理	材料の確認	材　料
			品質試験状況
２）型　枠	施工管理	型　枠	型枠の構造
			目地材等の取付状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
３）伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況
４）コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等
			コンクリートミキサー船回航
			仮設道路、登坂路等
		打継ぎ処理	処理作業
		コンクリート	仕上状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-7洗掘防止工を適用する。
仮設道路、ストックヤード使用前後	
運搬時	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
規格及び作業船毎	
試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
測量作業時	
着工時全景	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
作業時	
着工時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立完了時	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
測定時	据付の全体が判明できるように撮影
現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎）	
試験時	
作業時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
作業時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
作業時	
着手前後作業中及び跡片付後	
回航開始時、終了時及び作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
作業時	作業方法が判明できるように撮影
表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

３－8　被覆・根固工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．被覆石工			
１）被覆石			
２）被覆石均し			
２．袋詰コンクリート工			
３．被覆ブロック工			
１）被覆ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）被覆ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４．根固ブロック工			
１）根固ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）根固ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
５．水中コンクリート工			
６．水中不分離性コンクリート工			
７．サンドマスチック工			
１）サンドマスチック	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		施工状況	作業状況
	品質管理	材料の確認	試験及び検査
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
作業時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
測定時	測定作業が判明できるように撮影

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-3-3基礎捨石工 1)基礎捨石を適用する。
	3-3-3基礎捨石工 2)捨石本均し、3)捨石荒均しを適用する。
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
着工時全景	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
作業時	
着工時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立完了時	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
据付時	据付作業が判明できるように撮影
測定時	据付の全体が判明できるように撮影
着工時全景	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
作業時	
着工時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立完了時	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
作業時	3-8-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
据付時	
測定時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
作業時	
作業中	
試験及び検査時	
測定時	

３－９　上部工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．上部コンクリート工			
１）支　保			
２）足　場	施工管理	足　場	組立て 解体
３）鉄　筋	施工管理	鉄　筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業
			組立て、結束及び溶接
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４）型　枠	施工管理	型　枠	型枠の構造
			目地材等の取付状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
５）伸縮目地	施工管理	伸縮目地	伸縮目地の設置状況
６）コンクリート	施工管理	準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等
			コンクリートミキサー船回航
			仮設道路、登坂路等
		打継ぎ処理	処理作業
		コンクリート	仕上状況
		その他	灯台基礎、電柱穴、階段等
	品質管理		
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
７）補助ヤード施設	施工管理	補助ヤード	補助ヤード
２．上部ブロック工			
１）上部ブロック製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備
		使用船舶機械等	クレーン等
		函　台	製作函台
	品質管理		
	出来形管理	鉄　筋	組立てかぶり
		型　枠	組立完了
		コンクリート	形状寸法、外観
		完　成	完成品
			仮置状況
２）上部ブロック据付	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等
		据付作業	据付作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立時 解体時	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する
作業時	
組立時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
作業時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影
作業時	
測定時	測定作業が判明できるように撮影
作業時	
着手前後作業中及び跡片付後	
回航開始時、終了時及び作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影
仮設作業時、設置後及び撤去時	路線状況が判明できるように撮影
作業時	作業方法が判明できるように撮影
表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影
穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影
作業時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
測定時	測定作業が判明できるように撮影
着工時全景	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影
着工時全景	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
作業時	
着工時	
	新潟県土木工事標準仕様書　品質管理及び写真管理を適用する。
組立完了時	3-4-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。
組立確認時	
打設後	番号等を入れて撮影
完成時	個数が確認できれば１枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）
仮置時	積重ね段数が判明できるように撮影
作業時	3-8-3被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。
据付時	
測定時	

３－10　付属工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．係船柱工			
１）係船柱	施工管理	使用船舶機械等	杭打機、クレーン車（船）、トラック等
		施　工	基礎工施工状況
		据　付	本体据付状況
	品質管理	搬入数量の確認	係船柱
	出来形管理	杭	基礎杭
		石材投入、均し	基礎石投入均し完了状況
		型　枠	型枠組立完了状況
		基礎完成	基礎完成状況
		据付完成	本体据付確認状況
２．防舷材工			
１）防舷材	施工管理	使用船舶機械等	台船、クレーン車(船)
		取付け	取付位置の状況
			取付状況
	品質管理	搬入数量の確認	防舷材
	出来形管理	出来形の確認	取付完了状態
３．車止・縁金物工			
１）車止・縁金物	施工管理	使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン
		取付け	取付状況
			塗装状況
	品質管理	形状寸法	測定状況
		塗　料	塗料の種類毎
	出来形管理	取付け	取付完了状態
４．防食工			
５．付属設備工			
１）係船環	施工管理	使用船舶機械等	クレーン車(船)、トラック等
		取　付	本体取付状況
	品質管理	搬入数量の確認	係船環
	出来形管理	取付完了	本体取付確認状況

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
施工時	基礎施工状況（杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設等）を撮影（押込ボルトを含む。）
据付時	据付状況が判明できるように撮影
搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
杭打完了時	基礎杭打込完了状況が判明できるように撮影
均し完了時	基礎石均しが判明できるように撮影
組立完了時	打設前の型枠、埋込ボルト検査状態
完成時	完成が判明できるように撮影
完成時	据付完了状態が判明できるように撮影
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付前	埋込（取付）ボルトの部分及び全景取付状況の撮影
取付時	
搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
取付完了時	取付完了状態の部分（１基）及び正面全体と延長方向全景
取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付時	取付状況（取付け、溶接、コンクリート打設）
塗装時、各層毎	各層毎の塗装状況（警戒色塗装を含む。）
測定時	
搬入時	塗料の種類別に内容が判明できるもの
取付完了時	取付完了状態の部分（１基）及び正面全体と法線方向全景
	3-1-12防食工を適用する。
設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
取付時	取付状況が判明できるように撮影
搬入時	搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
完了時	取付完了状態が判明できるように撮影

３－11　裏込・裏埋工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．裏込工			
１）目地板	施工管理	目地板の確認	搬入
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械
	品質管理	材料試験	試験状況
		目地板の形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態
２）裏込材 ３）瀬取り ４）裏込均し	施工管理	準備、仮設	ストックヤード、仮設道路等
		陸上運搬	ストック、積込み、運搬状況
		瀬取り	瀬取り状況
		裏込材投入	投入状況
		裏込均し	均し状況
	品質管理	材料試験	試験状況
		材料の確認	産地・規格毎
	出来形管理	出来形の確認	測量状況
５）吸い出し防止材	施工管理	吸い出し防止材の確認	搬入
		敷設状況	敷設状況と使用船舶機械
	品質管理	材料試験	試験状況
		吸い出し防止材の形状寸法	測定状況
	出来形管理	出来形の確認	敷設完了状態

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
搬入時	
敷設時	
試験時	
測定時	
敷設完了時	
仮設道路、ストックヤード使用前後	
運搬時	作業機械及び作業状況等が判明できるように撮影
作業時	
投入時、捨石規格毎及び作業船種毎	
規格及び作業船毎	
試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。
搬入時	スタッフ、テープ等を同時撮影
測量作業時	
搬入時	
敷設時	
試験時	
測定時	
敷設完了時	

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
2．裏埋工			
1）裏埋材	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械
		施工状況一般	埋立材の採取状況
			埋立材運搬の状況
			埋立材整地状況
			余水吐の設置及び撤去
			公害防止対策
	品質管理	材料の品質管理状況	㊨に定められた品質管理の作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
3．裏埋土工			
1）土砂掘削	施工管理	使用機械	主要機械
		仮置場及び土砂処分場	仮置及び土砂処分状況
		掘削・切土	掘削、切土、穿孔及び発破状況
		運　搬	土砂の搬入、搬出状況
		埋戻し及び裏埋め	材料の投入及び均し状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
2）土砂盛土	施工管理	使用機械	主要機械
		仮置場及び土砂処分	仮置及び土砂処分状況
		運　搬	土砂の搬入、搬出状況
		盛　土	盛土及び各層の転圧状況
	品質管理	材料の確認	試験及び搬入状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況

3－12　陸上地盤改良工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
1．圧密・排水工			
2．締固工			
3．固化工			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
作業時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
採取作業時	
運搬作業時	
整地作業時	
設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影
防止処置作業時	
品質管理作業時、品質管理内容毎	撮影項目は ㊟ 1. 土及び2. 石材等による。
測定時	
作業時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
作業時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影
作業時、機械毎	各作業状況が判明できるように撮影 埋設物等は、その状況が判明できるように撮影
測定時、作業毎	
作業時、機械毎	使用機械の種類が判明できるように撮影
作業時、機械毎	各作業状況が判明出来るように撮影
試験及び搬入時	主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影 撮影項目は品1. 土及び2. 石材等による。
測定時、作業毎	盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
	3-1-4圧密・排水工を適用する。
	3-1-5締固工を適用する。
	3-1-6固化工を適用する。

３－13　雑　工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．現場鋼材溶接工			
１）現場鋼材溶接 ２）被覆溶接 （水中） ３）スタッド溶接 （水中）	施工管理	開先の加工	加工状況
		溶　接	作業状況
		水中溶接	作業状況
	品質管理	溶接棒、溶接ワイヤ	㊒の品質であることの表示
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況
			形状寸法
		試　験	試料の採取状況
			強度試験の状況
			非破壊試験の状況
			カラーチェックの結果
２．現場鋼材切断工			
１）現場鋼材切断	施工管理	切　断	作業状況
		水中切断	作業状況
	品質管理	酸素ガス及び溶解アセチレン	㊒の品質であることの表示
	出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況
			形状寸法
３．その他雑工			
１）清　掃	施工管理	使用機械	ブレーカ、ブラスト等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	施工前区域	施工前
		完　成	完成全景
２）削　孔	施工管理	使用機械	カッター、ブレーカ等
		施工状況	作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
		完　成	完成全景

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
作業中	使用機械器具が判明できるように撮影
作業中	
作業中	
使用前	包装の表示が判明できるように撮影
測定時	
測定時	ゲージを同時撮影
採取前及び採取時	
試験時	
作業中	使用機械器具が判明できるように撮影
作業中	
使用前	ボンベの表示等が判明できるように撮影
測定時	ゲージを同時撮影
測定時	
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
作業中	
施工前	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
完成時	全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影
施工時	使用機械器具が判明できるように撮影
作業中	
測定時	
完成時	

３－14　浚渫工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．ポンプ浚渫工			
１）ポンプ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		位置測量	浚渫位置測量状況
		施工状況	浚渫状況
			中継船設置、撤去
		障害物除去	障害物積込状況
			運搬船に積込まれた状態
			障害物捨込状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２）排砂管設備			
２．グラブ浚渫工			
１）グラブ浚渫	施工管理	使用船舶機械等	作業現場
		位置測量	浚渫位置測量状況
		施工状況	浚渫状況
			土質状況
		障害物除去	障害物積込状況
			運搬船に積込まれた状態
			障害物捨込状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
２）土運船運搬			
３．硬土盤浚渫工			
１）硬土盤浚渫			
２）土運船運搬			
４．岩盤浚渫工			
１）砕岩浚渫			
２）土運船運搬			
５．バックホウ浚渫工			
１）バックホウ浚渫			
２）土運船運搬			

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
測量時	法線又は区域標識を入れる。
浚渫作業時、作業船毎	浚渫位置が判明できる背景を入れる。
設置撤去の作業時	
積込時	
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-1排砂管設備工を適用する。
現地搬入前又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影。
測量時	法線又は区域標識を入れる。
浚渫作業時、作業船毎	船団の配置及び浚渫位置が判明できる背景を入れる。
浚渫作業時	位置、深度又は層を明記する。
積込時	
積込完了時、運搬毎適宜	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影
捨込時	
測量作業時	全景については、位置が判明できる背景を入れる。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-14-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-14-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-14-2グラブ浚渫工 1)グラブ浚渫を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。

３－15　埋立工

工　種	撮影区分	撮影項目	撮　影 撮　影　箇　所
１．余水吐工			
１）余水吐	施工管理	施工状況一般	余水吐の設置及び撤去
			公害防止対策
２．固化工			
３．埋立工			
１）ポンプ土取 ２）グラブ土取 ３）ガット土取	施工管理	使用船舶機械	主要船舶機械
		施工状況一般	埋立材の採取状況
			埋立材運搬の状況
			埋立材整地状況
	品質管理	材料の品質管理状況	㊨に定められた品質管理の作業状況
	出来形管理	出来形の確認	測定状況
４．排砂管設備工			
５．土運船運搬工			
６．揚土埋立工			
１）バージアンローダ揚土			
２）空気圧送揚土			
３）リクレーマ揚土			
４）バックホウ揚土			
７．埋立土工			
１）土砂掘削			
２）土砂盛土			

４．デジタル写真管理情報基準

この基準については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「デジタル写真管理情報基準（案)」によるものとする。

基　準 撮　影　時　期	注意事項及び説明
設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影
防止処置作業時	
	3-1-6固化工 5)事前混合処理を適用する。
作業時、船舶機械毎	使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影
採取作業時	
運搬作業時	
整地作業時	
品質管理作業時、品質管理内容毎	撮影項目は㊟1.土及び2.石材等による。
測定時	
	3-1-1排砂管設備工を適用する。
	3-1-2土運船運搬工を適用する。
	3-1-3揚土土捨工 1)バージアンローダ揚土を適用する。
	3-1-3揚土土捨工 2)空気圧送揚土を適用する。
	3-1-3揚土土捨工 3)リクレーマ揚土を適用する。
	3-1-3揚土土捨工 4)バックホウ揚土を適用する。
	3-11-3裏埋土工 1)土砂掘削を適用する。
	3-11-3裏埋土工 2)土砂盛土を適用する。

７．工事用標識等設置要領（案）

７．工事用標識等設置要領（案）

この要領については、「新潟県土木工事標準仕様書」の「工事用標識等設置要領(案)」に準ずるものとする。